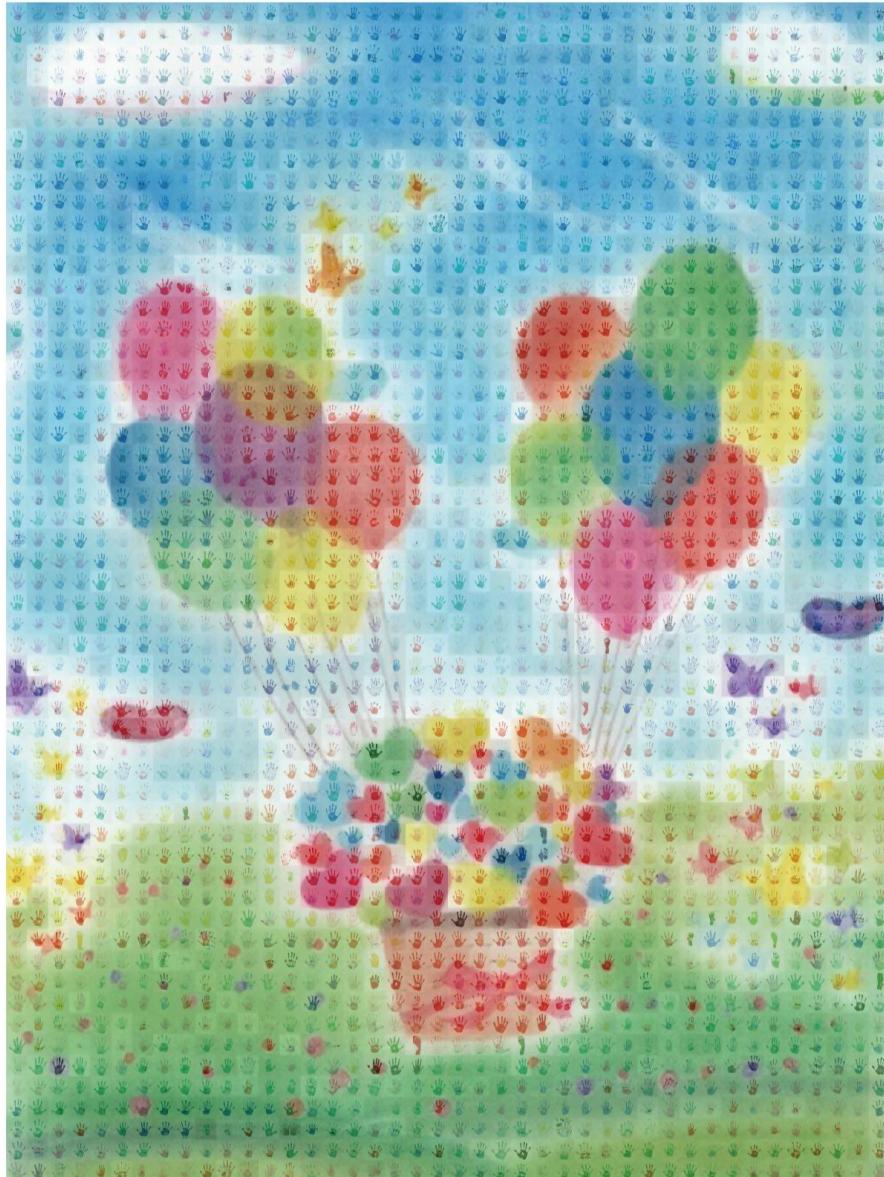


伊豆の国市こども計画（案）

令和8年度～令和11年度



令和8年3月

表紙作品タイトル

「ドリームバルーン」誰もが幸せに暮らせるまち

障害のある人も、お年寄りも若者も、病気と闘う人も健康な人も、「ノーマライゼーション」が当たり前の共生社会の実現を目指して活動している「IZUハンドスタンプアートプロジェクト」の作品です。

令和7年度は市のパートナーシップ事業として、伊豆の国市制施行20周年記念のハンドスタンプアートの製作、展示等に取り組み、市内小学校で出前講座を実施して、手形を集めなど、こどもたちや市民の想いが詰まったアート作品を通じて、誰もが暮らしやすい、思いやりのある優しい伊豆の国市を目指しています。

ノーマライゼーションとは…

高齢者も障がいのある人も、誰もが同じようにいきいきと活動できる社会を実現する取組のことです。



市長あいさつ

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 こども施策に関する法律、制度、近年の動向	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第6節 計画の策定方法	5
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	9
第1節 伊豆の国市の子育て状況	9
第2節 アンケート調査の結果	19
第3章 計画の基本的な考え方	50
第1節 基本理念	50
第2節 基本的な視点	50
第3節 計画の体系	51
第4章 施策の展開について	52
第1節 ライフステージを通じた施策	52
第2節 ライフステージ別の施策	62
第3節 子育て当事者への支援に関する施策	67
第5章 計画の推進体制	72
第1節 計画の推進体制	72
第2節 こども・若者の社会参画・意見反映	72
第3節 数値目標(指標)の設定	72
第4節 計画の進捗管理・評価	72
第6章 子ども・子育て支援事業	73
第1節 子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分	73
第2節 教育・保育施設	74
第3節 地域子ども・子育て支援事業	78
資料編	86
1 伊豆の国市子ども・子育て会議	86
2 こども・子育て支援事業債活用事業一覧	88

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国のかどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子化が急激に進行し、令和6年の出生数は初めて70万人を下回りました。また、ライフスタイルの変化により、地域社会とのつながりの希薄化などが大きな問題となり、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラーの対応、こども~~や~~子育て世帯の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

国は、令和4年6月には「児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進する」ことを目的として、児童福祉法を改正しました。

また、子どもの最善の利益を常に第一に考え、子どもに関する取組や政策を、わが国の社会の真ん中に捉え、強力に進めていくため、令和5年4月から、「子ども基本法」が施行されました。同法は日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。令和5年12月には「子ども大綱」が閣議決定され、「子ども基本法」では、市町村は「子ども大綱」を勘案し、「子どもまんなか社会」の実現を目指し、「子ども計画」を策定することが努力義務とされました。

このような状況の中、本市では、令和7年3月に策定した「第3次子ども・子育て支援事業計画及び第4次次世代育成支援行動計画」を包含した「伊豆の国市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、子ども政策を総合的に推進していきます。

「子ども」の表記

子ども基本法において、「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義され、基本理念として、全ての子どもについて、健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められ、その期間を一定の年齢で区切ることのないよう「子ども」表記とすることが示されています。

それらを踏まえ、本計画では、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いることとします。

※特別な場合の例…①法令に根拠がある語を用いる場合 ②固有名詞を用いる場合

第2節 こども施策に関する法律、制度、近年の動向

年	内 容	(★…伊豆の国市)
平成24年	子ども・子育て関連3法成立	
平成27年	子ども・子育て支援新制度開始(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の義務化) ★伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画・第2次次世代育成支援行動計画策定	
平成30年	★こども医療費助成を15歳から18歳までに拡大	
令和元年	子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化) ★幼児教育・保育の無償化を実施	
令和2年	★伊豆の国市第2次子ども・子育て支援事業計画・第3次次世代育成支援行動計画策定	
令和3年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定(こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設を明記)	
令和4年	児童福祉法改正(こども家庭センターの設置の努力義務化)	
令和5年	こども基本法施行 こども家庭庁創設 「こども大綱」が閣議決定	
令和6年	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布 (児童手当の抜本的拡充、こども誰でも通園制度の創設) ★伊豆の国市こども家庭センター開設	
令和7年	★伊豆の国市第3次子ども・子育て支援事業計画・第4次次世代育成支援行動計画策定	

こども基本法（令和5年4月1日施行）

目的(第1条)

すべてのこどもや若者が将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現することを目的とする。

こども施策の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権から守られ、差別されること
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

こどもまんなか社会の実現を目指す

こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

第3節 計画の位置づけ

こども基本法第10条(都道府県こども計画等)において、市町村は「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められており、本計画はこの市町村こども計画として策定します。

また「市町村こども計画」は既存の各種法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定することができるとしています。

・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画

・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画

・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

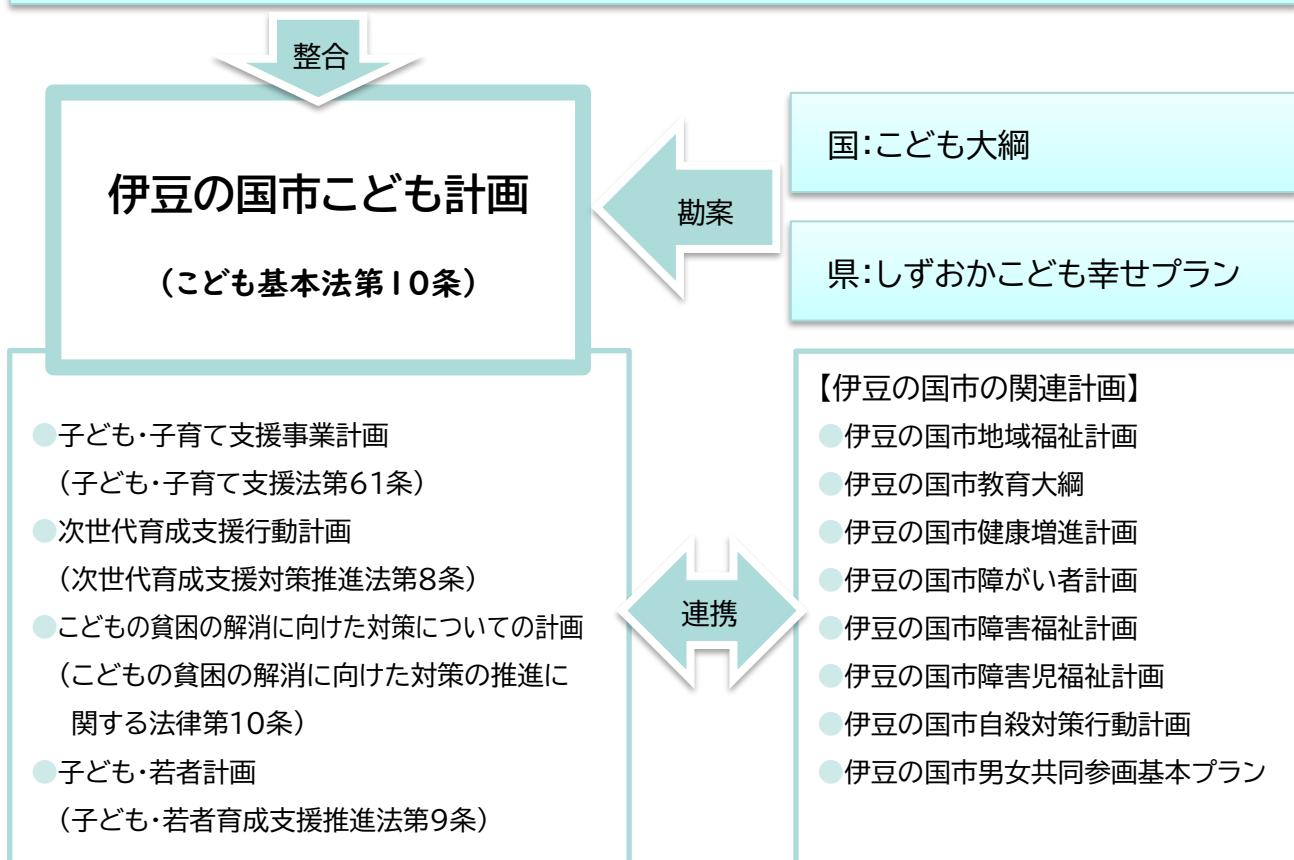
以上を踏まえて、本計画は、令和6年度に策定した「伊豆の国市第3次子ども・子育て支援事業計画、第4次次世代育成支援行動計画」を包含し、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

さらに、市の最上位計画である「第3次伊豆の国市総合計画前期基本計画」と整合を図るとともに、「伊豆の国市地域福祉計画」や「伊豆の国市教育大綱」等の関連計画と連携を図るものとします。

第3次伊豆の国市総合計画 前期計画(令和8年度～令和15年度)

目指すまちの姿(まちの将来像)

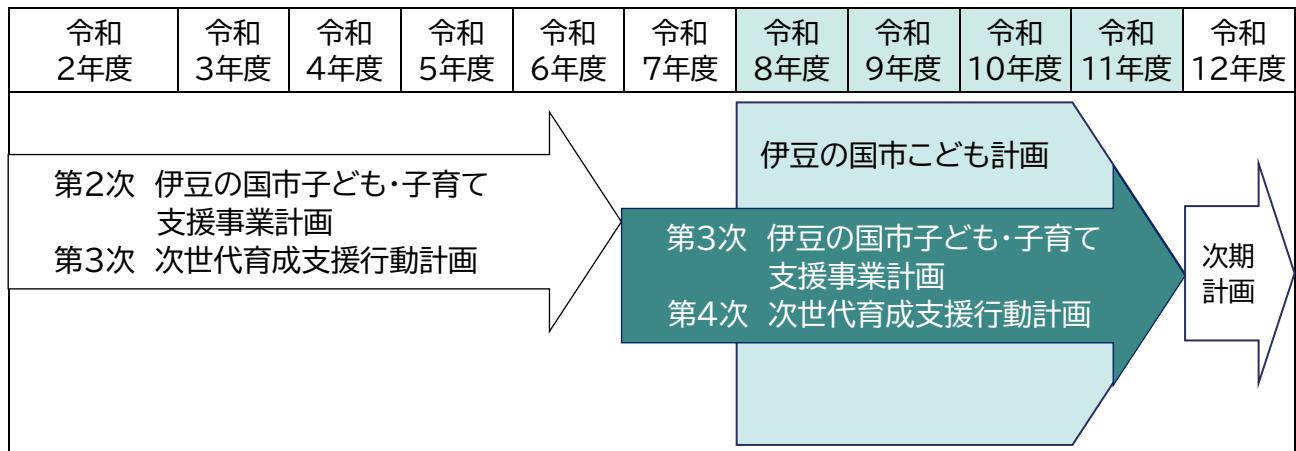
歴史が息づき、未来にわたり誰もが幸せに暮らせるまち 伊豆の国



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年3月に策定した「第3次伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画・第4次次世代育成支援行動計画」を包含し、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、毎年評価・検証を行い、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



第5節 計画の対象

本計画では、概ね30歳未満の市民及びその家族を対象とします。ただし、施策によっては40歳未満の市民も対象としますが、こども基本法の考え方を踏まえ、明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにします。

第6節 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、庁内関係各課と連携を図りながら、伊豆の国市子ども・子育て会議で協議を重ねました。

また、アンケート調査やこども議会参加者等から意見聴取し、基本理念をこども投票で決定するなど、こどもや市民の声を計画・施策に反映させ、計画を策定しました。

1 伊豆の国市子ども・子育て会議の開催(令和7年度 委員11人)

回数	開催日	出席者数	協議内容
第1回	令和7年6月16日(月)	11人	・子ども・子育て支援事業計画の実績について ・こども・若者アンケート調査結果について ・こども計画策定スケジュールについて ・こども計画骨子(案)について
第2回	令和7年7月22日(火)	10人	・こども計画の概要について ・こども計画基本理念について ・こども議会について
第3回	令和7年9月30日(火)	7人	・こども計画基本理念こども投票について ・こども議会等意見聴取の結果について ・策定スケジュールについて
第4回	令和7年10月27日(月)	10人	・こども計画基本理念について ・こども計画(素案)について
第5回	令和8年3月 (予定)	〇人	・こども計画策定について ・こども計画の評価、検証について

子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく合議制の機関です。

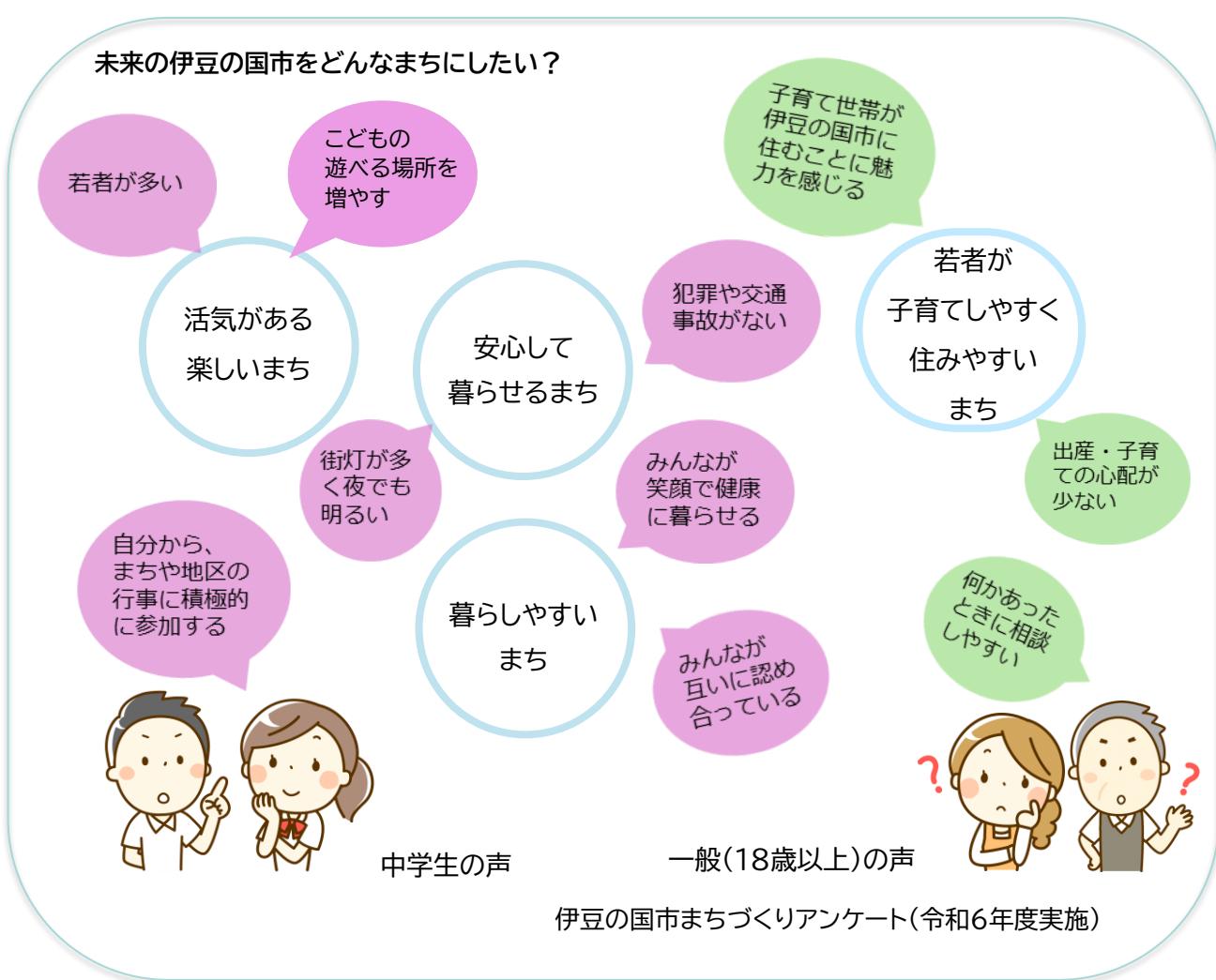
学識経験者、子育て支援事業の従事者、労働者・事業者の代表、保護者の代表等で構成され、子ども・子育て支援の当事者の意見を聴きました。

子ども・子育て会議委員の想い

- ✓ 基本理念のとおり、地域のみんなの力でこどもたちが笑って過ごせる未来を作りたいです。
- ✓ 他の市町ではやっていないことをしないと少子化、人口減少は避けられないと思います。幼少期に楽しい思い出があれば、伊豆の国市に住みたい・育てたいと思うキッカケになると思います。
- ✓ 誰もが大切な命です。いくつであっても新しいことに挑戦できる環境やお手本となる大人の存在が大きな影響を与えると考えます。大切なことは、一人ひとりが自分事として身近なことに取り組み、自分やまちの未来を切り開くのは自分自身であることを自覚することです。誰もが夢や希望を持って長生きできるまちをみんなで作っていきましょう。
- ✓ より多くの市民の方に、この計画について知っていたらと思います。

2 アンケート調査の実施

	実施期間	対象	内容	回答者数
1	令和6年8月9日～9月23日	就学前児童の保護者	子ども・子育て	363人
2	令和6年8月9日～9月23日	就学児童の保護者	子ども・子育て	461人
3	令和7年2月12日～3月14日	市立の小学5年生、中学2年生	こどもへのアンケート	714人
4	令和7年2月12日～3月23日	15～39歳の市民(無作為抽出)	若者へのアンケート	302人
5	令和7年6月21日～8月16日	こども食堂利用者	子どもの居場所づくり	28人
6	令和7年6月24日～7月19日	こども広場利用者	子どもの居場所づくり	24人
7	令和7年6月24日～7月19日	地域子育て支援センター利用者	子どもの居場所づくり	46人
8	令和7年7月30日～8月23日	市民(こども:小学生～高校生)	子どもの居場所づくり	43人
9	令和7年7月30日～8月23日	市民(こども除く)	子どもの居場所づくり	302人
10	令和7年8月5日～8月29日	ひとり親(児童扶養手当受給者)	子どもの居場所づくり	28人
11	令和7年8月21日	こども議会参加者	子どもの居場所づくり・こども計画	12人
12	令和7年8月25日～9月13日	地域子育て支援センター利用者	施設の機能統合について	49人



3 こども議会参加者からの意見聴取

伊豆の国市制施行20周年記念事業として、こども議会が開催され、公募により集まった13人のこども議員が伊豆の国市への提言を発表しました。

また、居場所や伊豆の国市の将来像について、アンケートを実施しました。

開催日 令和7年8月21日(木)

参加者 市内在住の小学5年生から中学2年生までの児童・生徒 13人

こども議会参加者の想い ~伊豆の国市がこんなまちになったらいいな~

- ☆活気のある楽しいまち にぎやかなまち
- ☆Everyone will be happy
Forever
- だれもがいつまでも幸せに
- ☆Happy city
- ～幸せな世界をこのまちから～
- give happy
- ～あなたに幸せを与える～
- ☆こどもが輝き、幸せがついてくるまち
- ☆幸せであふれている伊豆の国市
- ☆みんなが第3の居場所を持ち、心も体も
快適に過ごせるまち

- ☆優しい人がたくさんいるまち
- ☆災害のない安全なまち
- ☆だれもが帰りたい！伊豆の国市
- ☆My home = Izunokuni city
- ☆だれもが楽しく過ごせるまち
- ☆活気あふれるにぎやかなまち
- ☆だれもが安心して過ごせる
笑顔があふれるまち
- ☆初めて会った人とでも楽しく
笑い合えるまち
- ☆I LOVE Kids！ こどもを大切に
- ☆こころfirst



4 こども投票の実施

こども議会参加者の想いを踏まえた基本理念案を5案作成し、こどもの想いを計画に反映するため、こども投票を行いました。

実施日 令和7年10月18日(土)

対象者 市民ふれあい広場来場者(こども、子育てに関わっている人等)

投票者 291人

実施期間 令和7年10月16日(木)～令和7年10月22日(水)

対象者 こども広場利用者(こども・親子)

投票者 21人

投票方法 基本理念の5案から、よいと思うものを1案選ぶ(シール投票)

投票結果 87票／312票

基本理念 こどもの夢と笑顔を守り育み、地域みんなで未来へつなぐ



5 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民等から意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間 令和8年1月6日(火)～令和8年2月5日(木)

意見提出者 ●●〇人

意見数

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

第1節 伊豆の国市の子育て状況

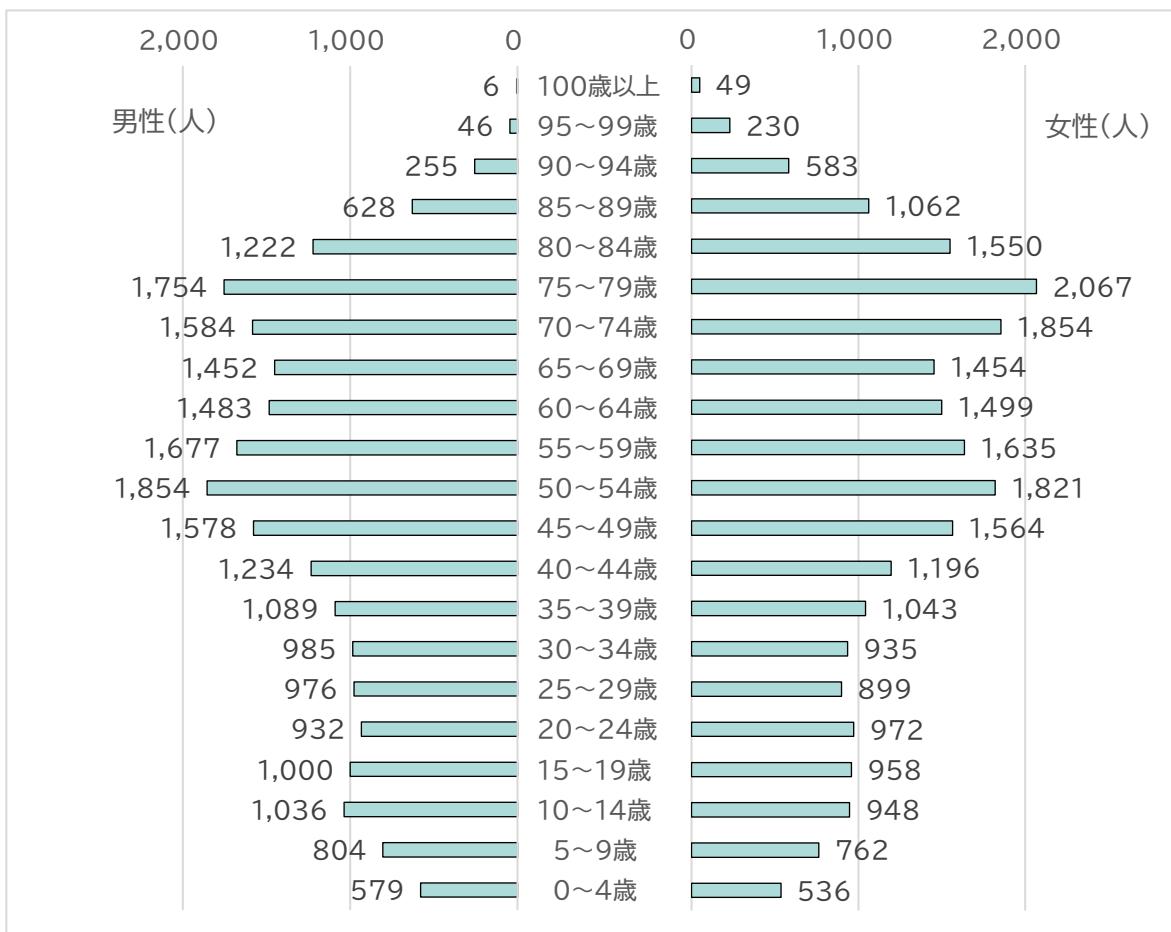
総人口の推移



資料:住民基本台帳 4月1日現在

平成31年(令和元年)以降、総人口は減少傾向にあり、毎年およそ400人ずつ減少しています。また、令和6年は年間およそ670人が、令和7年は年間およそ590人が、それぞれ減少しています。

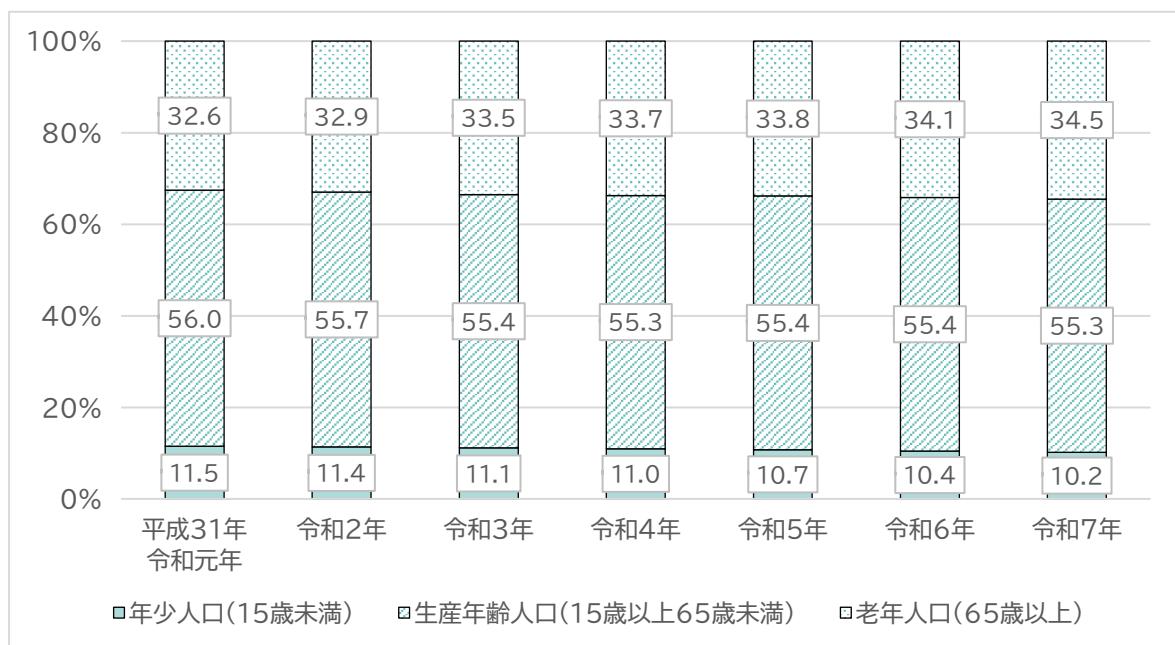
5歳階級別人口



資料:住民基本台帳 令和7年4月1日現在

男性は50~54歳が最も多く、女性は75~79歳が最も多くなっています。

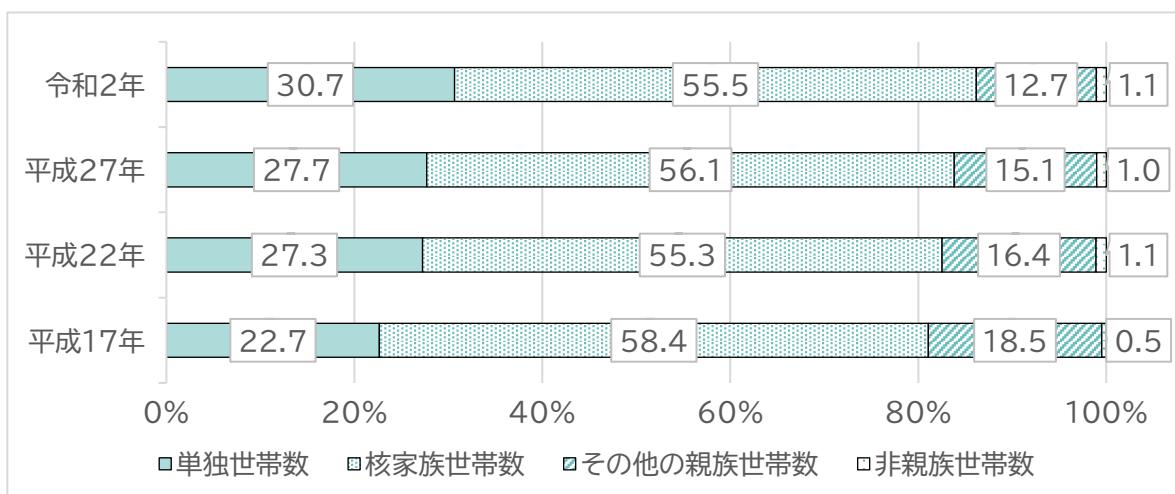
年齢3階層別人口



資料:住民基本台帳 4月1日現在

年少人口は、平成31年(令和元年)には11.5%でしたが、減少傾向にあり、令和7年には10.2%となっています。老人人口は、平成31年(令和元年)には32.6%でしたが、増加傾向にあり、令和7年には34.5%となっており、少子高齢化が進行しています。

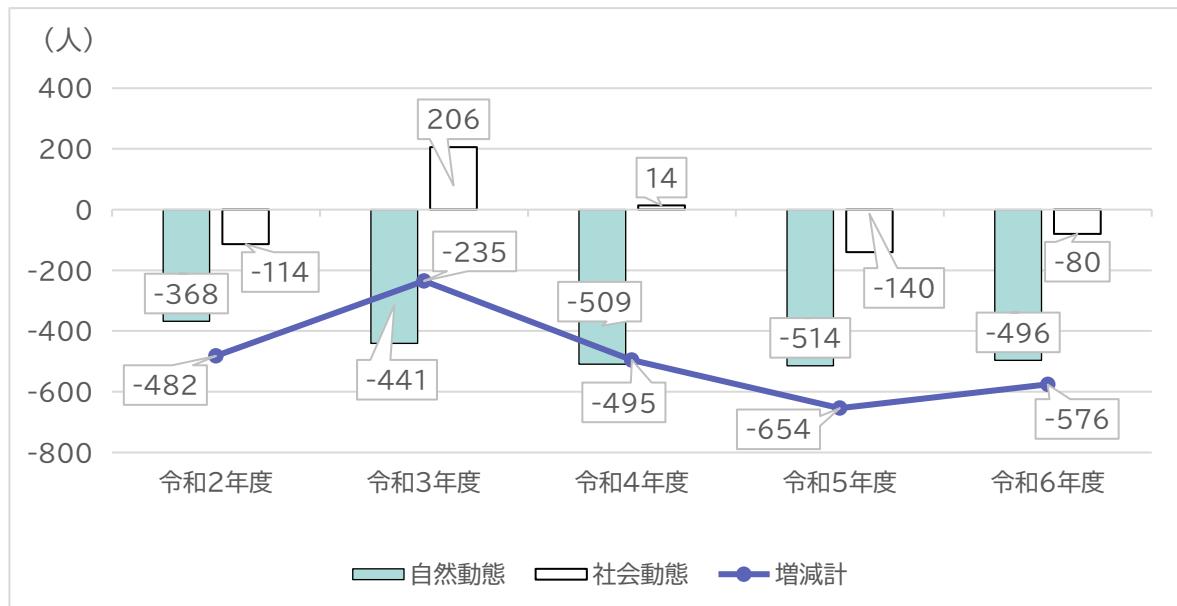
世帯構成割合



資料:国勢調査

単独世帯数が増加し、核家族世帯、その他の親族世帯は減少しています。

人口動態の推移



資料:伊豆の国市統計書2025年度版

人口について、社会動態では、令和3年度、令和4年度に増加したことを除き減少しています。自然動態では、毎年減少しており、前年と比べると令和6年度はおおむね横ばいとなっています。

自然動態の推移



資料:伊豆の国市統計書2025年度版

自然動態では、出生数は微減が続いているが、死亡数は令和4年度以降減少傾向にあるものの、総じて人口は減少傾向となっています。

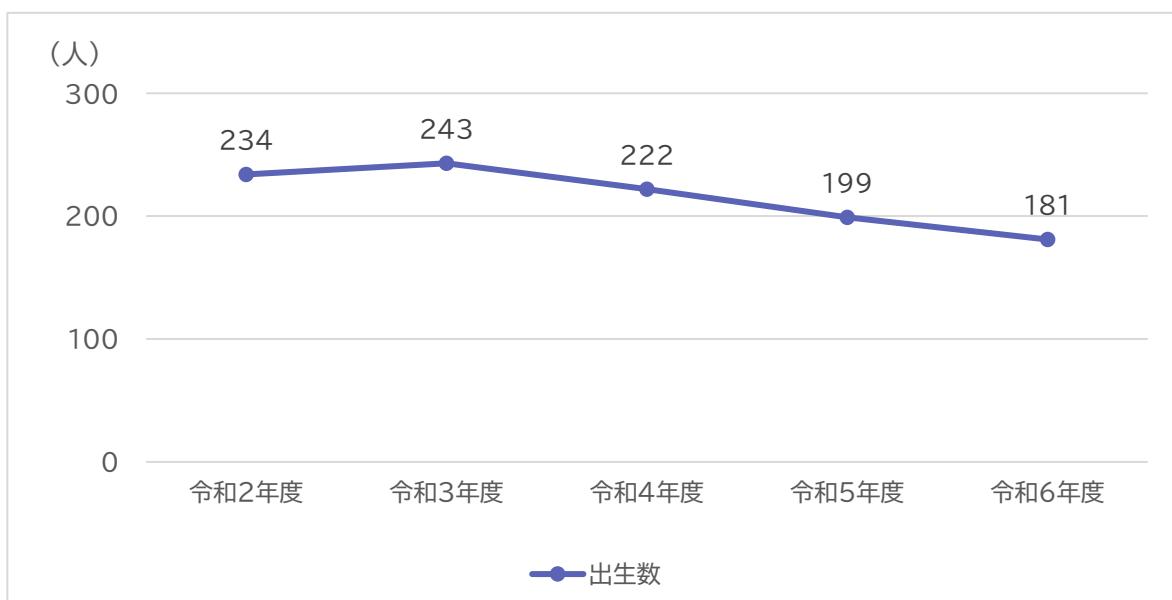
社会動態の推移



資料:伊豆の国市統計書2025年度版

社会動態では、令和3年度に206人、令和4年度に14人それぞれ増加したことを除き、毎年転入数よりも転出数が多くなっており、人口は減少傾向となっています。

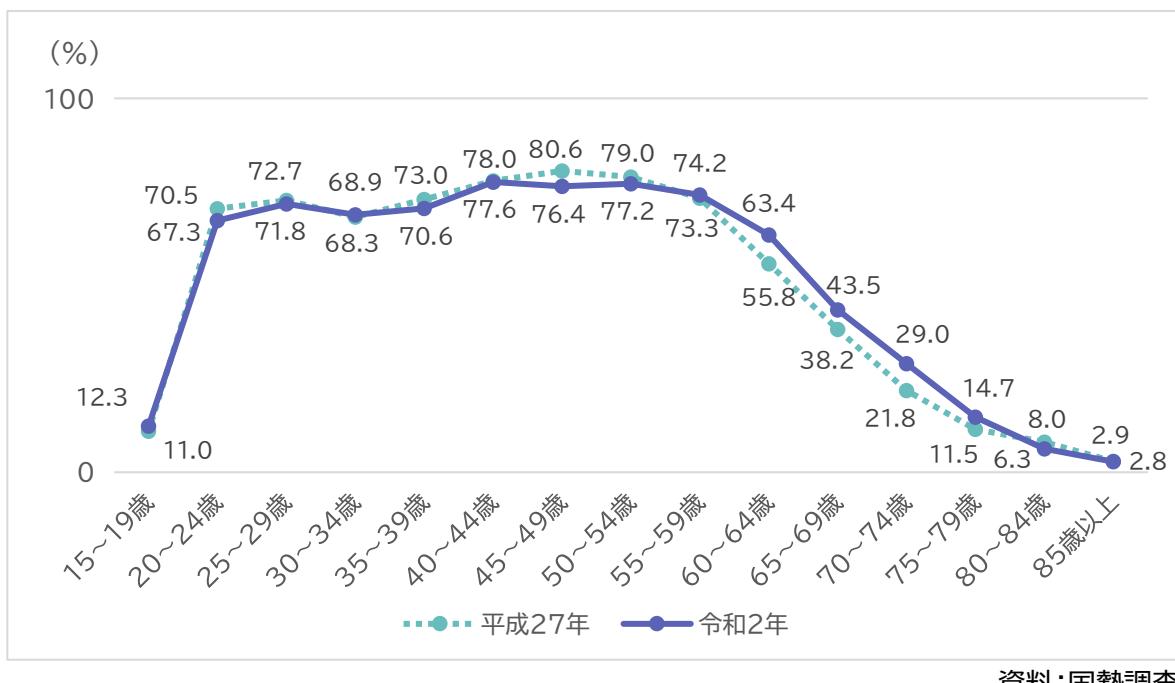
出生数



資料:伊豆の国市統計書2025年度版

出生数は、令和3年度に微増したことを除き、毎年減少しています。

年齢別働く女性の比較

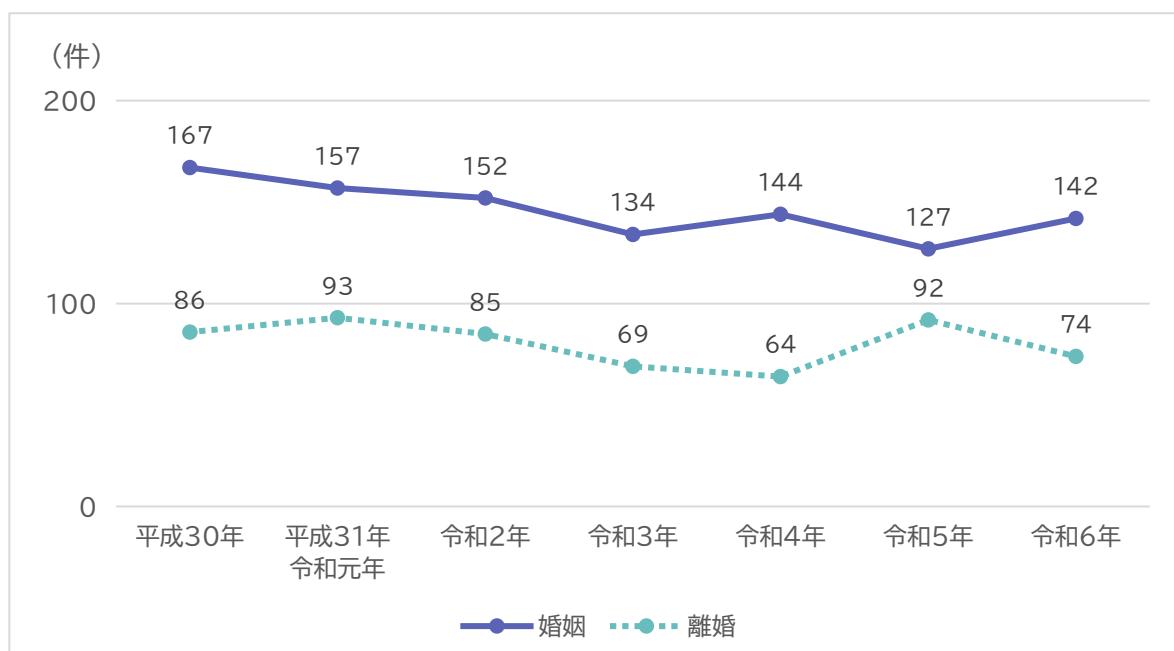


資料:国勢調査

平成27年と令和2年の就労の割合は、おおむね同様のM字曲線を描いています。

細部を見ると、20~24歳及び45~49歳における就労の割合が、令和2年の方が3ポイント以上小さくなっているほか、55~59歳から75~79歳までの間について、どの世代においても令和2年の方が就労の割合が大きくなっています。

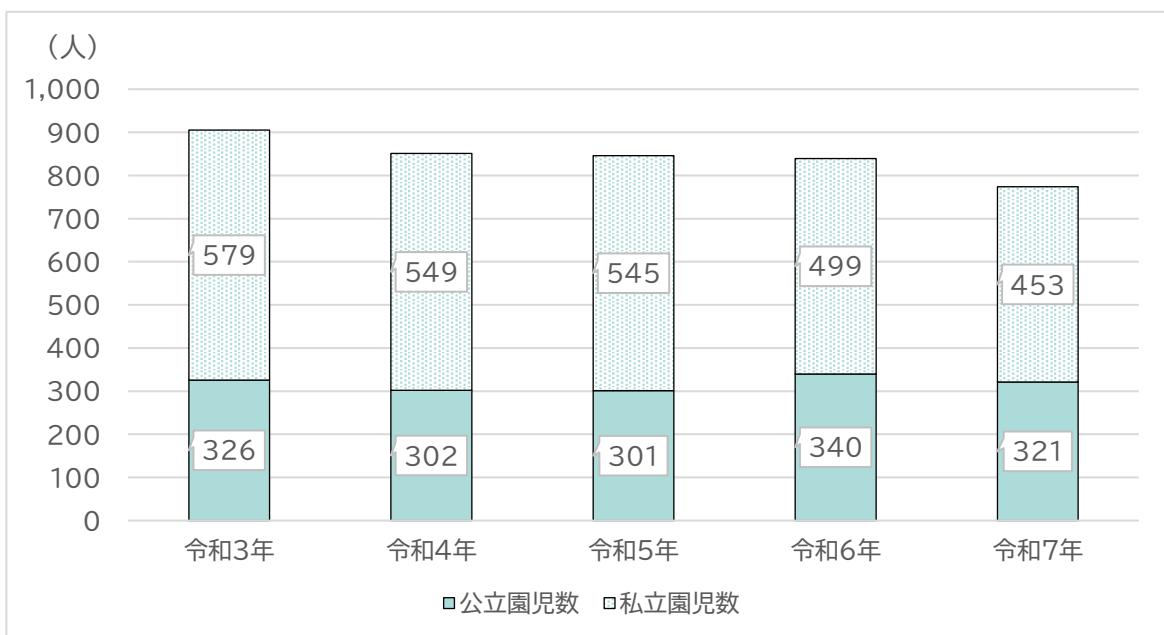
婚姻と離婚の推移



資料:人口動態統計

婚姻件数は減少傾向にあり、平成30年と比べると、令和6年は25件減少しています。また、離婚件数は増減を繰り返しています。

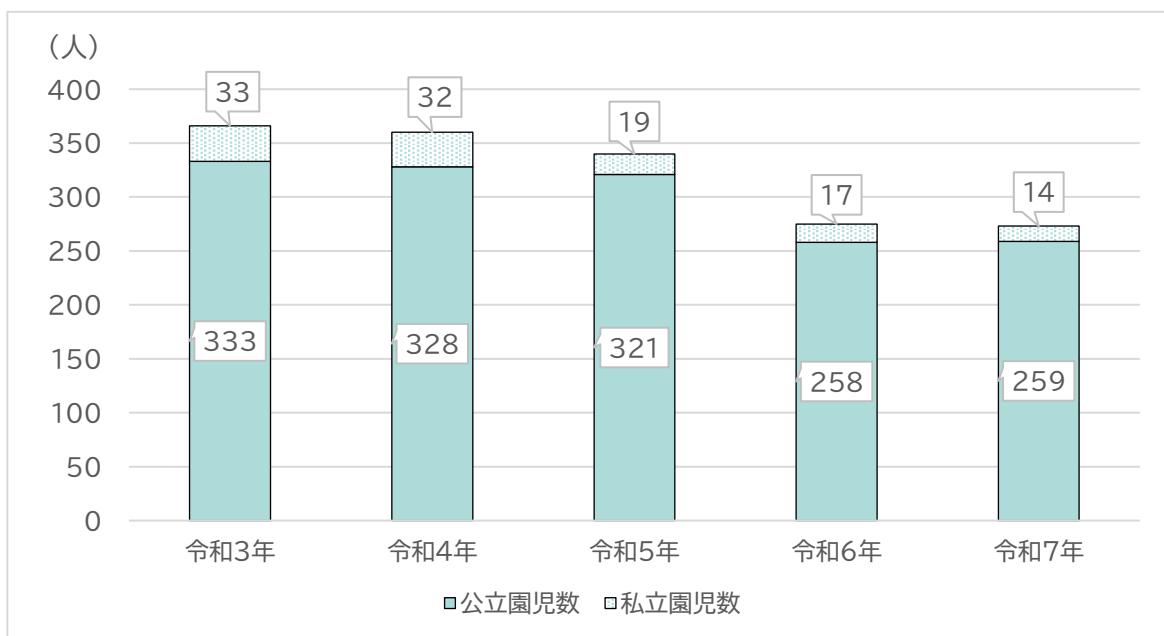
保育園等の園児数の推移（保育園・認定こども園（保育認定）・地域型保育）



資料: 幼児教育課(各年4月1日現在)

全体の園児数は減少しています。公立の園児数は減少傾向にあり、令和6年は一時的に増加しましたが、令和7年は再び減少しています。一方、私立の園児数は令和4年以降減少しています。

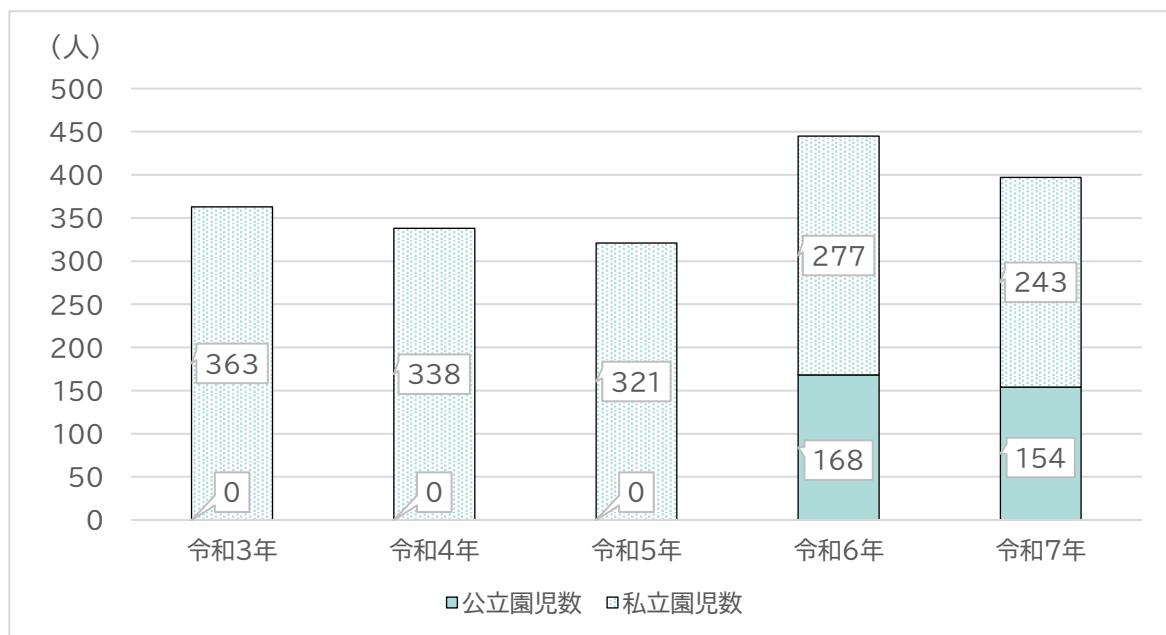
幼稚園等の園児数の推移（幼稚園・認定こども園（教育認定））



資料: 幼児教育課(各年4月1日現在)

公立・私立ともに園児数は減少傾向にありました。しかし、令和7年は、前年と比べるとおむね横ばいとなっています。

認定こども園の園児数の推移



資料:幼児教育課(各年4月1日現在)

公立の認定こども園の誕生に伴い、令和6年の認定こども園の園児数は一時的に増加しましたが、全体の園児数の減少により、令和7年には再び減少傾向となっています。

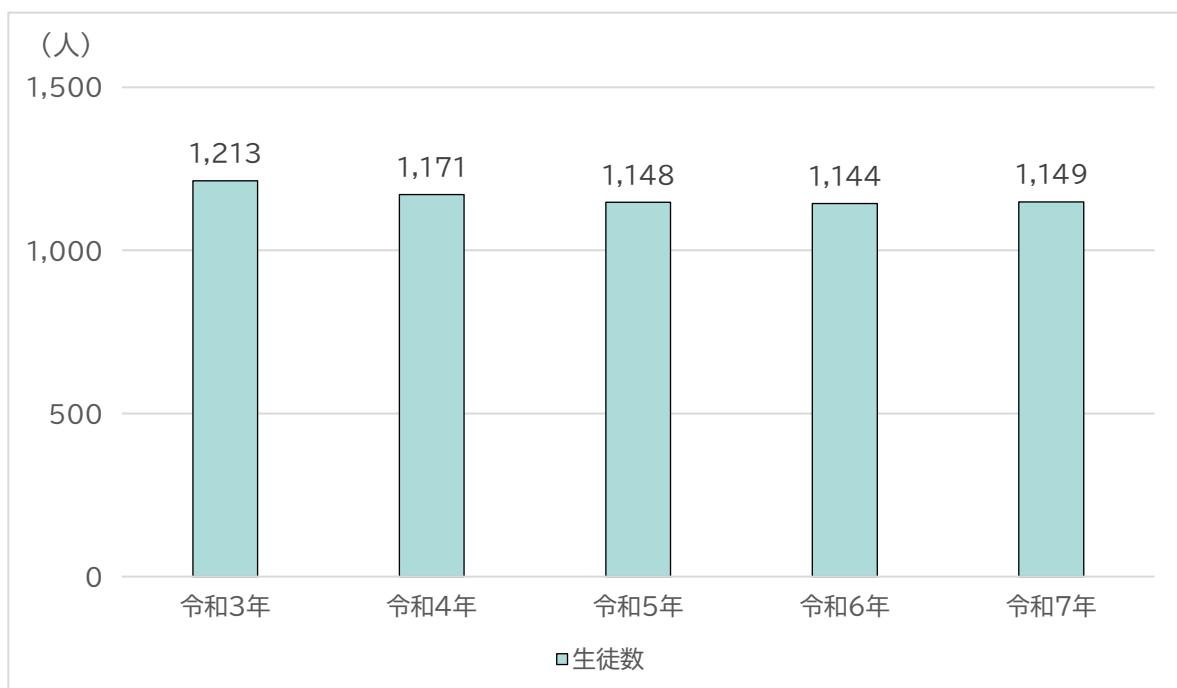
小学校児童数の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

児童数は減少傾向にあります。

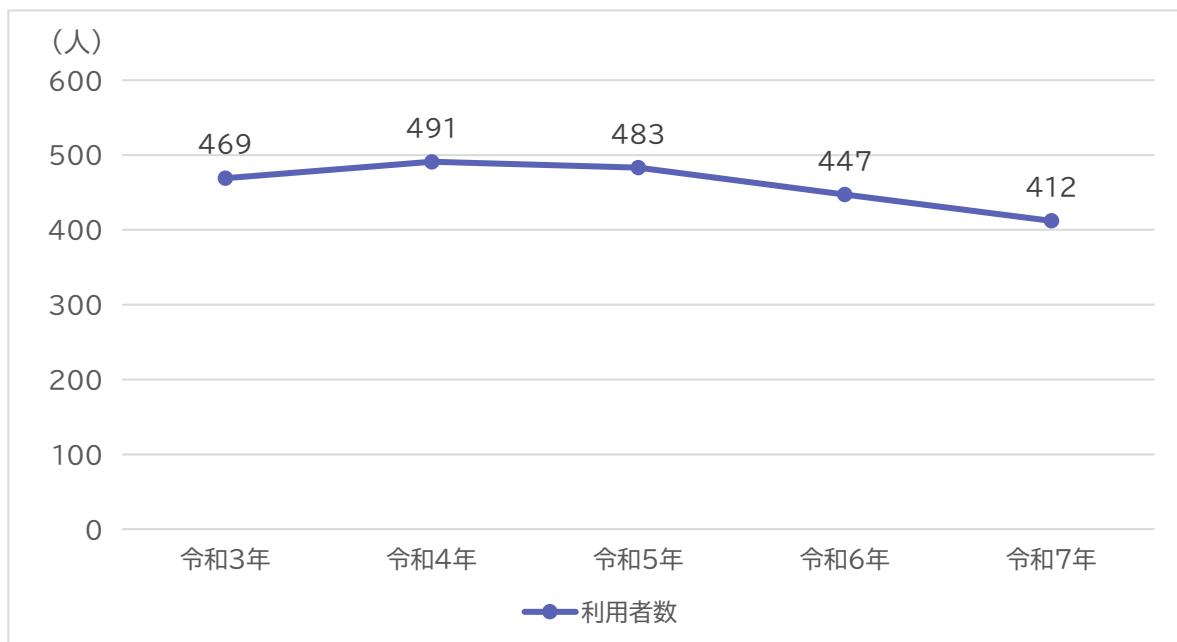
中学校生徒数の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

生徒数は、令和5年以降おおむね横ばいとなっています。

放課後児童クラブ利用者数の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

放課後児童クラブの利用者は、令和4年以降、減少傾向にあります。

第2節 アンケート調査の結果

1. 調査の概要

調査目的

市民の教育・保育・子育てに関する現在の状況や今後の利用希望等を把握し、今後進めていく子どもに関する取組の参考や、「伊豆の国市こども計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出することを目的として、市内全域を対象地域としてアンケート調査を実施しました。

調査対象および調査期間

子ども・子育てに関するアンケート調査（調査期間：令和6年8月9日～令和6年9月23日）

就学前児童の保護者 1,200人

就学児童の保護者 1,200人

こどもへのアンケート調査（調査期間：令和7年2月12日～令和7年3月14日）

市立小中学校へ通う全ての小学5年生及び中学2年生 794人

若者へのアンケート調査（調査期間：令和7年2月12日～令和7年3月23日）

無作為に抽出した15歳から39歳までの市民 1,200人

回収状況

	発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,200	363	30.3%	363	30.3%
就学児童の保護者	1,200	461	38.4%	461	38.4%
小学5年生・中学2年生	794	714	89.9%	714	89.9%
15～39歳の市民	1,200	302	25.2%	302	25.2%

調査結果を見る際の注意点

(1)基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。

(2)比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

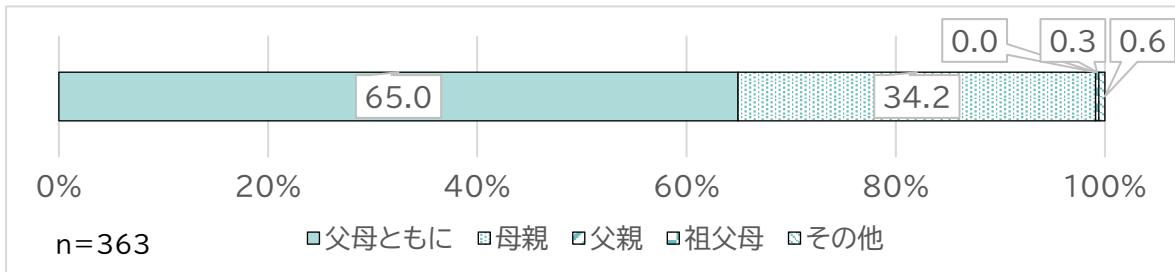
(3)複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 調査結果

<未就学児童の保護者 調査結果>

子育てを主に行っている人

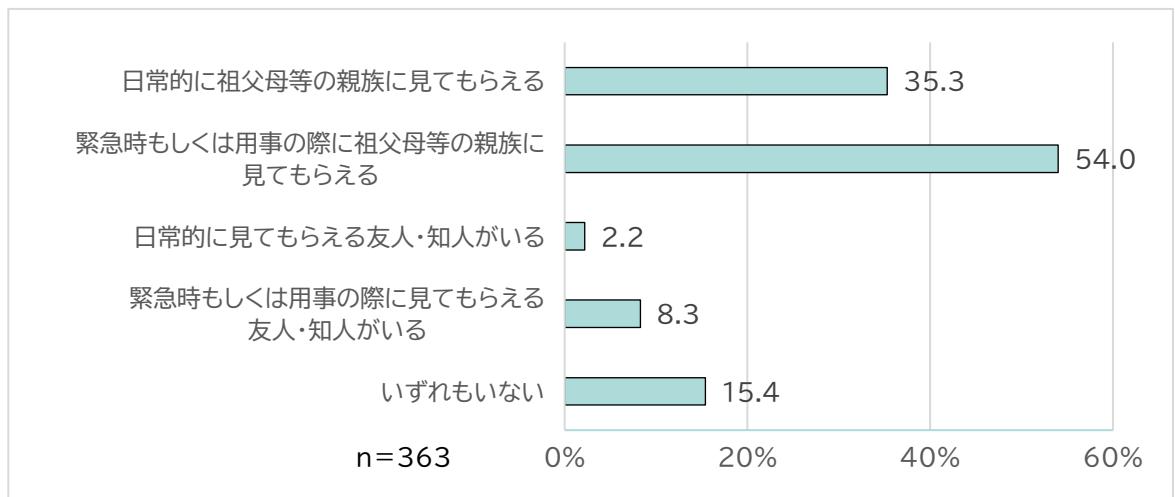
お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係をお選びください。



子育てを主に行っている人は、「父母とともに」が65.0%と最も多い、次いで「主に母親」が34.2%などとなっています。

日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

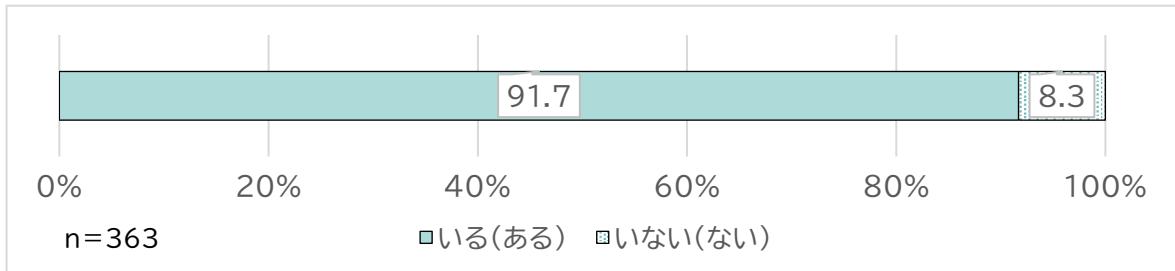
日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。当てはまるすべてをお選びください。



日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が54.0%と最も多い、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」が35.3%、「いずれもいない」が15.4%などとなっています。

子育てをするうえで相談できる人の有無

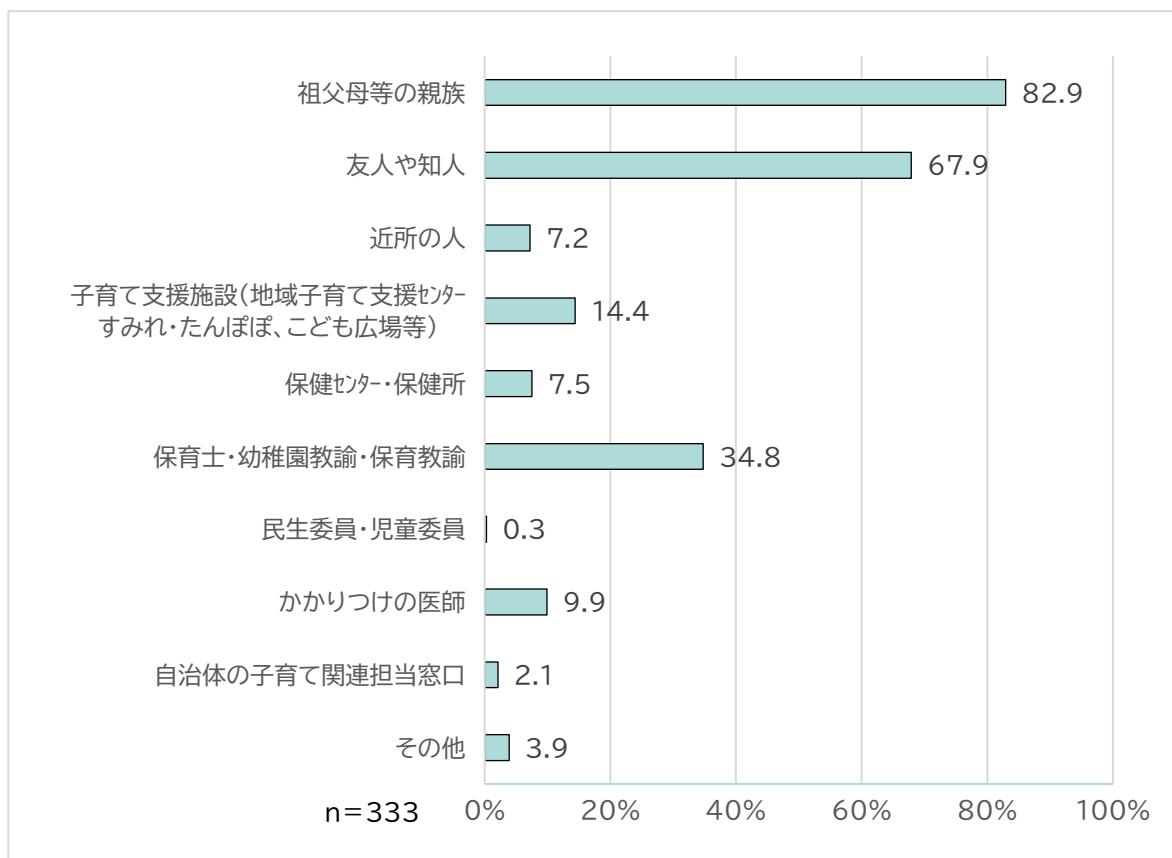
お子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所はありますか。



子育てをするうえで相談できる人の有無は、「いる(ある)」が91.7%、「いない(ない)」が8.3%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

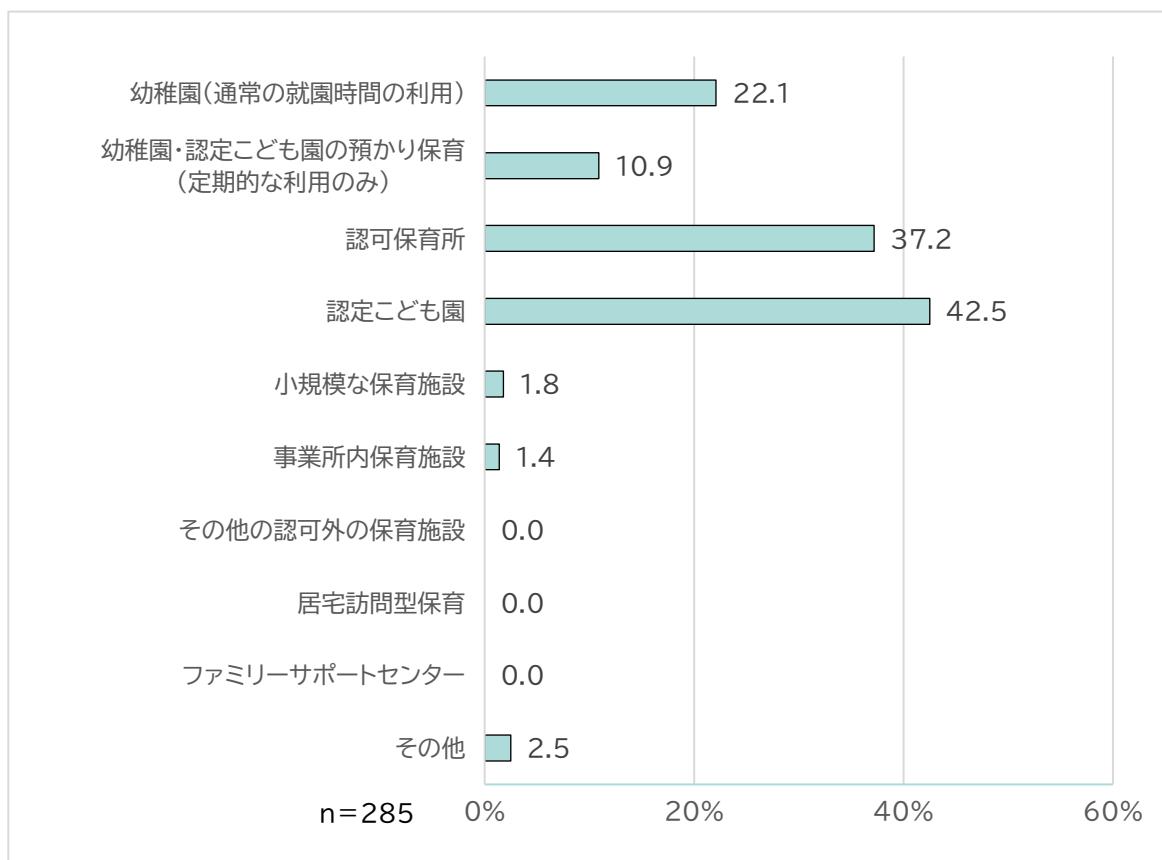
お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまるすべてをお選びください。(気軽に相談できる人(場所)が「いる(ある)」人のみ)



子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が82.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が67.9%、「保育士・幼稚園教諭・保育教諭」が34.8%などとなっています。

定期的に利用している教育・保育事業

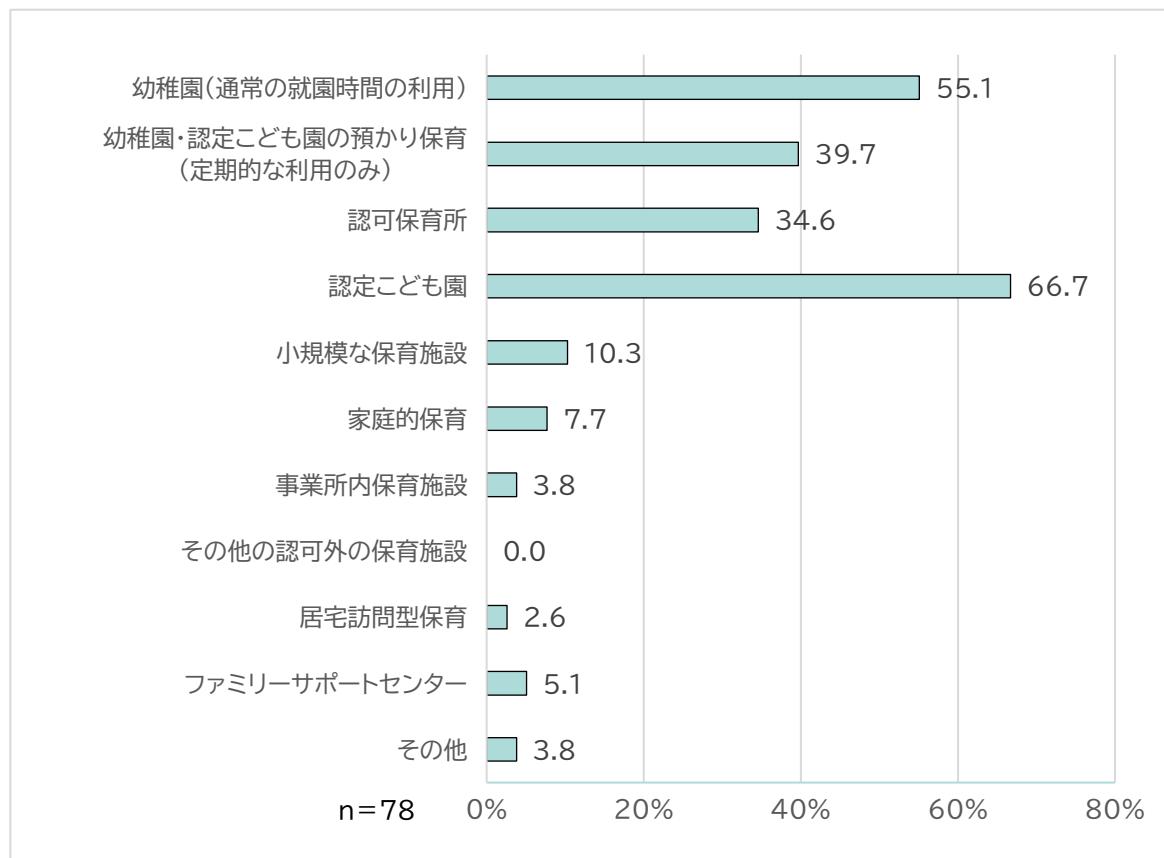
平日にどのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用しているすべての事業をお選びください。(「利用している」人のみ)



定期的に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が42.5%と最も多く、次いで「認可保育所」が37.2%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が22.1%などとなっています。

定期的に利用したい教育・保育事業

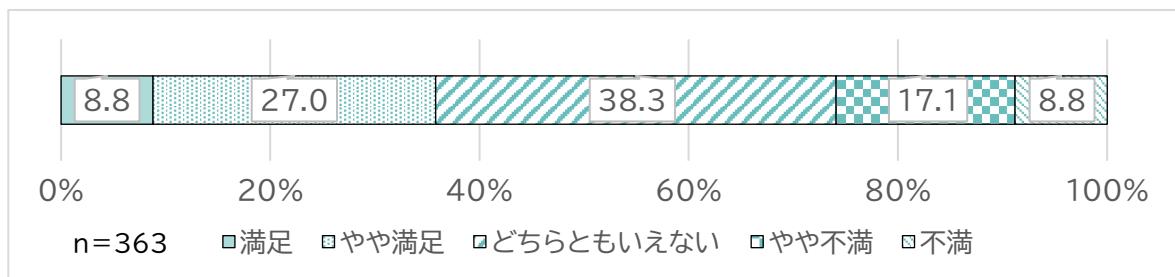
平日にどのような教育・保育の事業を利用したいですか。年間を通して「定期的に」利用したいと考えるすべての事業をお選びください。(「利用していない」人のみ)



定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が66.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が55.1%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育(定期的な利用のみ)」が39.7%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

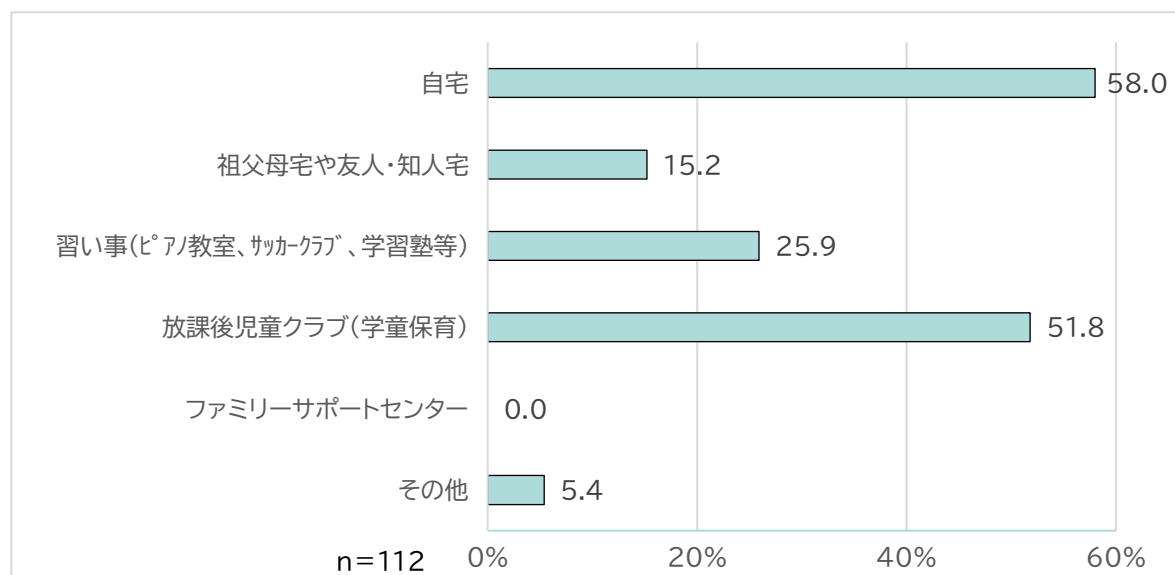
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどう思いますか。



地域の子育ての環境や支援への満足度は、「どちらともいえない」が38.3%と最も多く、次いで「やや満足」が27.0%、「やや不満」が17.1%などとなっています。

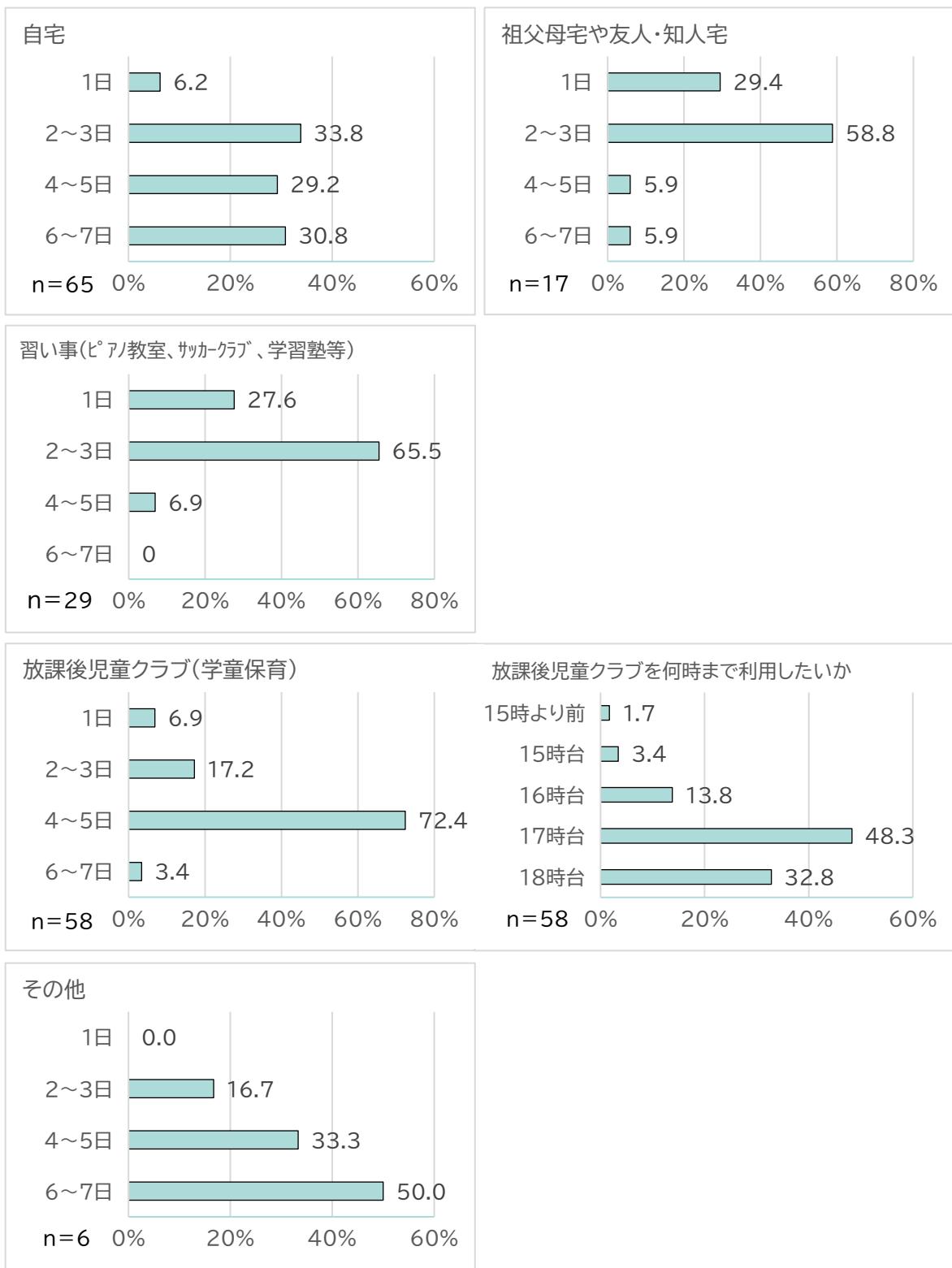
小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さん(5歳以上のみ)について、小学1～3年生のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。当てはまるすべてをお選びください。



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が58.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が51.8%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が25.9%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい日数」は、次ページのとおりです。

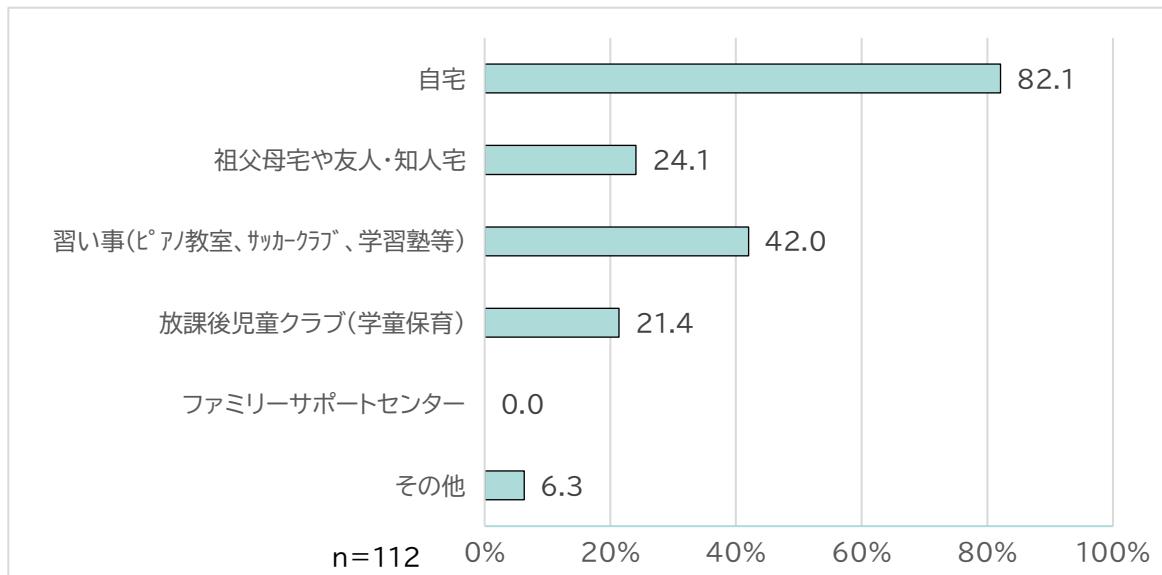


放課後を過ごさせたい場所は、自宅、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2~3日」が最も多く、放課後児童クラブ(学童保育)では「4~5日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」までが最も多くなっています。

小学校高学年になつたら放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さん(5歳以上のみ)について、小学校4~6年生になつたら、放課後の時間をどのように場所で過ごさせたいですか。当てはまるすべてをお選びください。



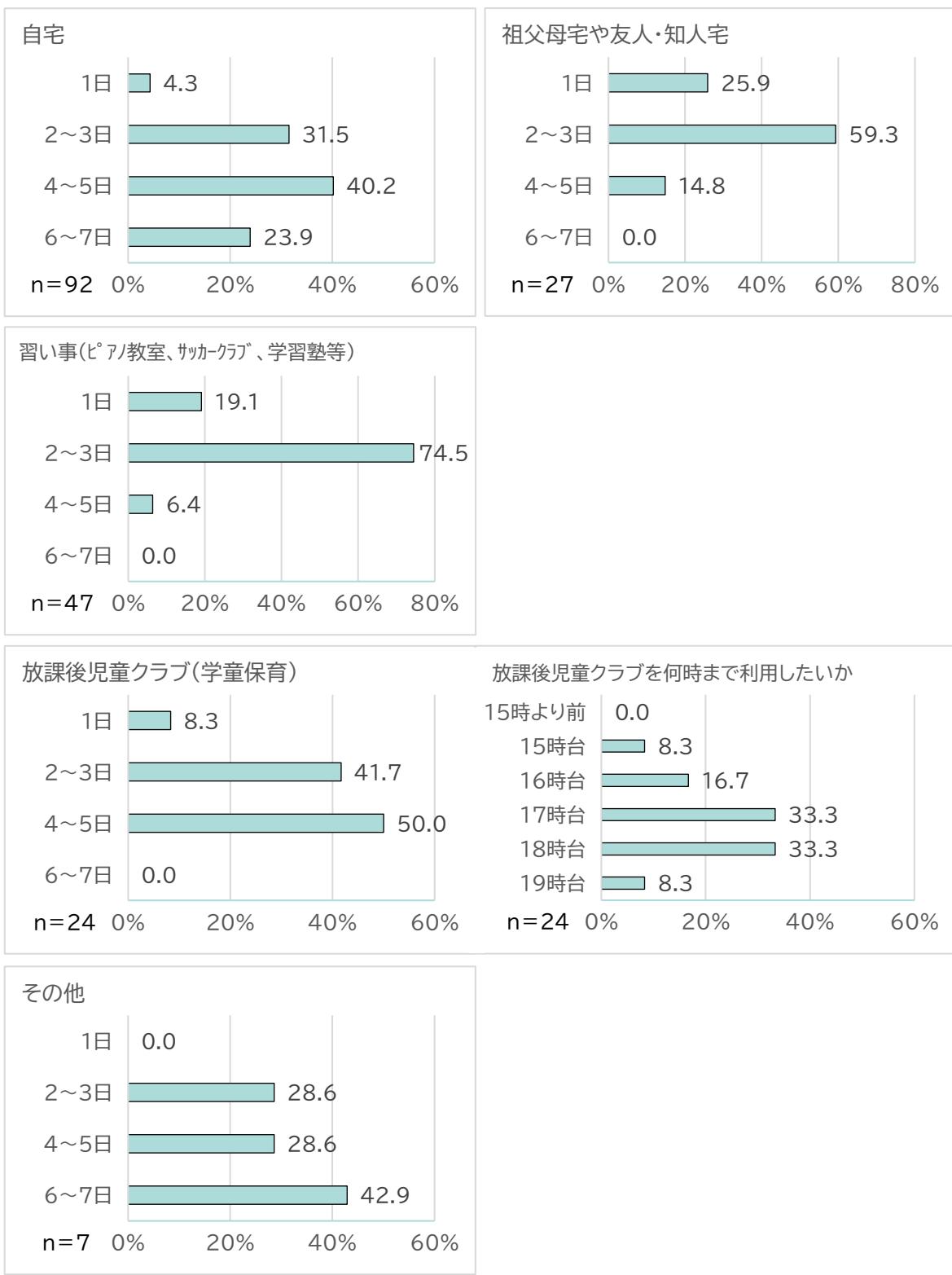
小学校高学年になつたら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が82.1%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が42.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.1%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい日数」は、次ページのとおりです。

低学年と高学年での違い

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年、高学年とも「自宅」が最も多い結果となりました。次点の順位としては、低学年は「放課後児童クラブ（学童保育）」であったのに対し、高学年は「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」になるなど、学年が上がると習い事で過ごさせたいという人が増えています。

一方、「祖父母宅や友人・知人宅」については、低学年で15.2%、高学年で24.1%と、学年が上がると祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたいと考える人が増えています。



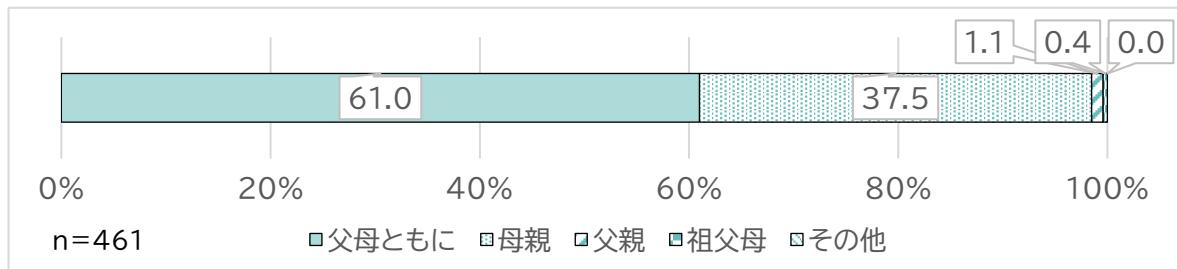
放課後を過ごさせたい場所は、自宅、放課後児童クラブ(学童保育)では「4~5日」が最も多く、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」まで、及び「18時台」までが最も多くなっています。

<就学児童の保護者 調査結果>

子育てを主に行っている人

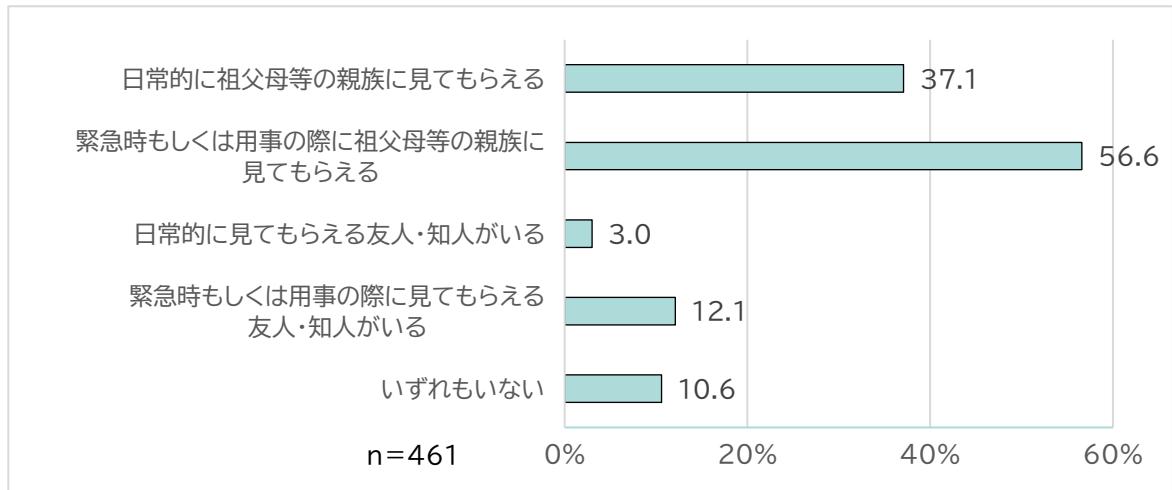
お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係をお選びください。



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が61.0%と最も多い、次いで「主に母親」が37.5%、「主に父親」が1.1%などとなっています。

日頃こどもを見てもらえる親族・知人の有無

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。当てはまるすべてをお選びください。



日頃こどもを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が56.6%と最も多い、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」が37.1%、「緊急時もしくは用事の際に見てもらえる友人・知人がいる」が12.1%などとなっています。

子育てをするうえで相談できる人の有無

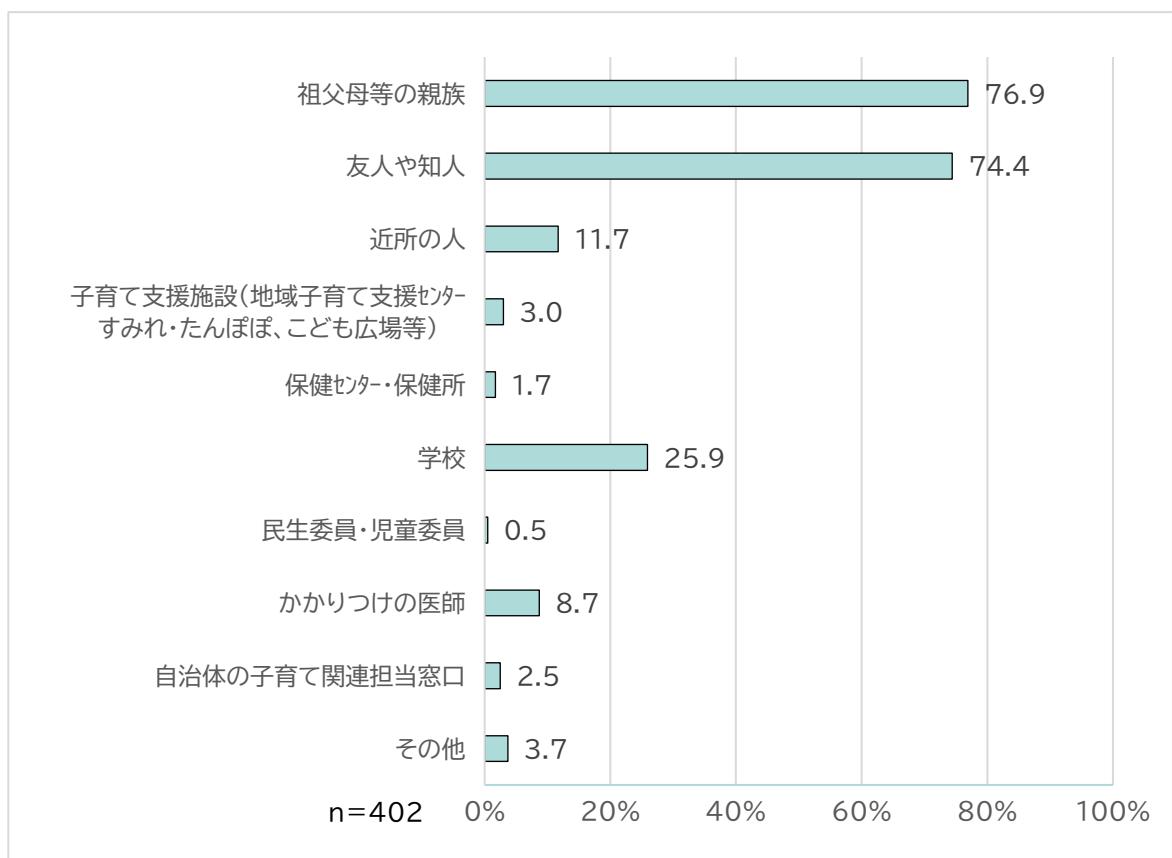
お子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所はありますか。



子育てをするうえで相談できる人の有無は、「いる(ある)」が87.2%、「いない(ない)」が12.8%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

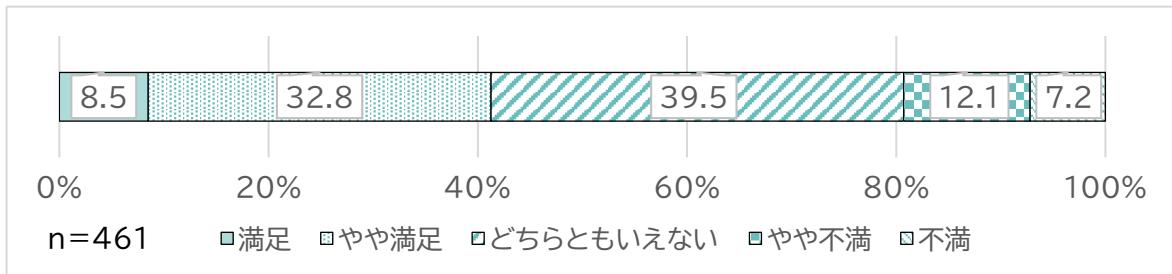
お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまるすべてをお選びください。(気軽に相談できる人(場所)が「いる(ある)」人のみ)



子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が76.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が74.4%、「学校」が25.9%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

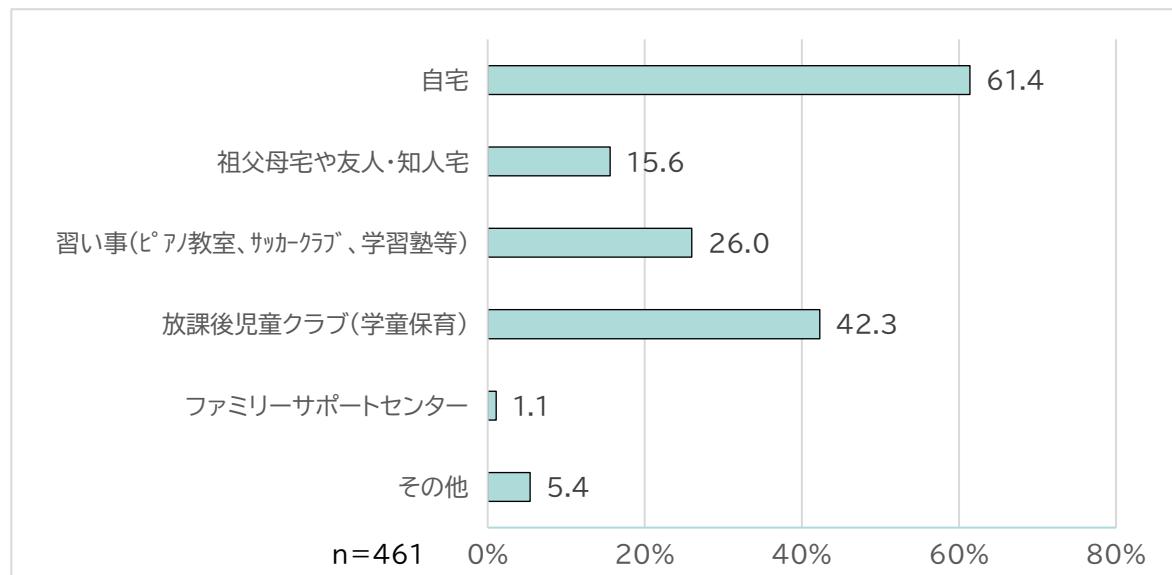
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどう思いますか。



地域の子育ての環境や支援への満足度は、「どちらともいえない」が39.5%と最も多く、次いで「やや満足」が32.8%、「やや不満」が12.1%などとなっています。

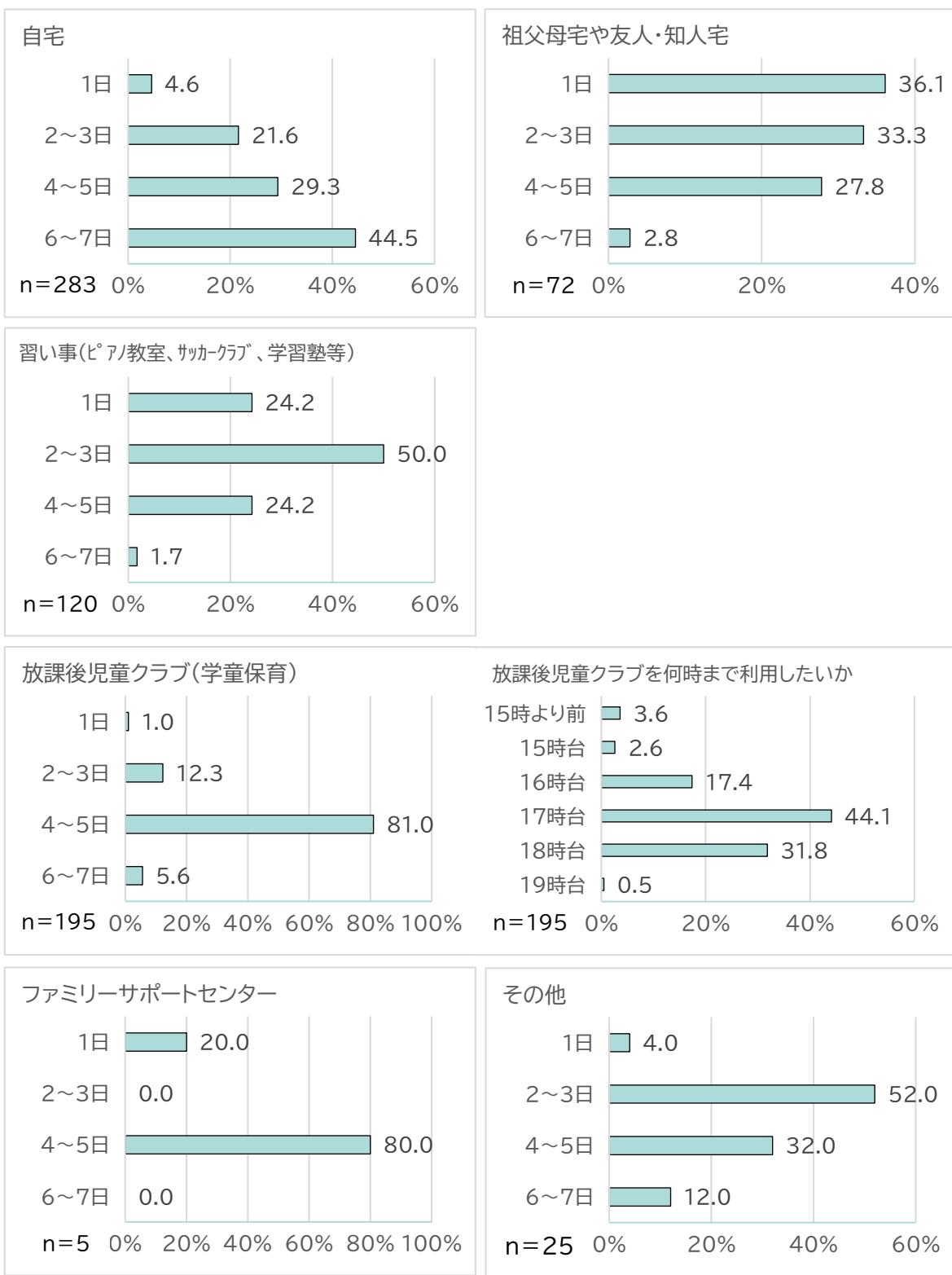
小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんについて、小学校1～3年生のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。(過ごさせていましたか。)当てはまるすべてをお選びください。



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が61.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が42.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が26.0%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい(過ごさせていた)日数」は次ページのとおりです。

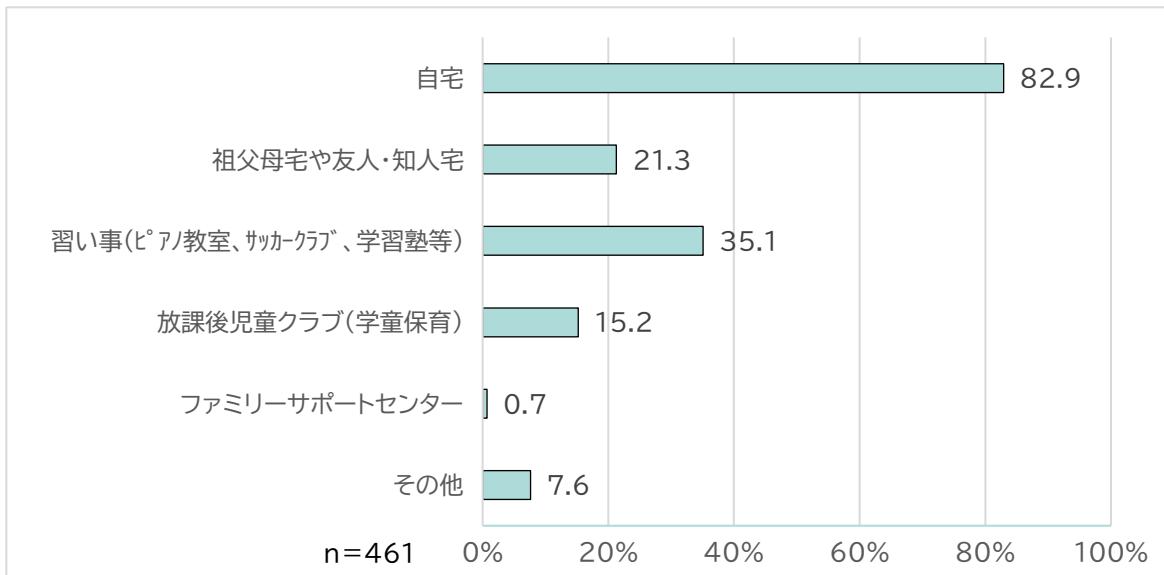


放課後を過ごさせたい場所は、自宅では「6~7日」が最も多く、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2~3日」が最も多く、放課後児童クラブ(学童保育)では「4~5日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」までが最も多くなっています。

小学校高学年になつたら放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんについて、小学校4～6年生になつたら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。(過ごさせていますか。)当てはまるすべてをお選びください。



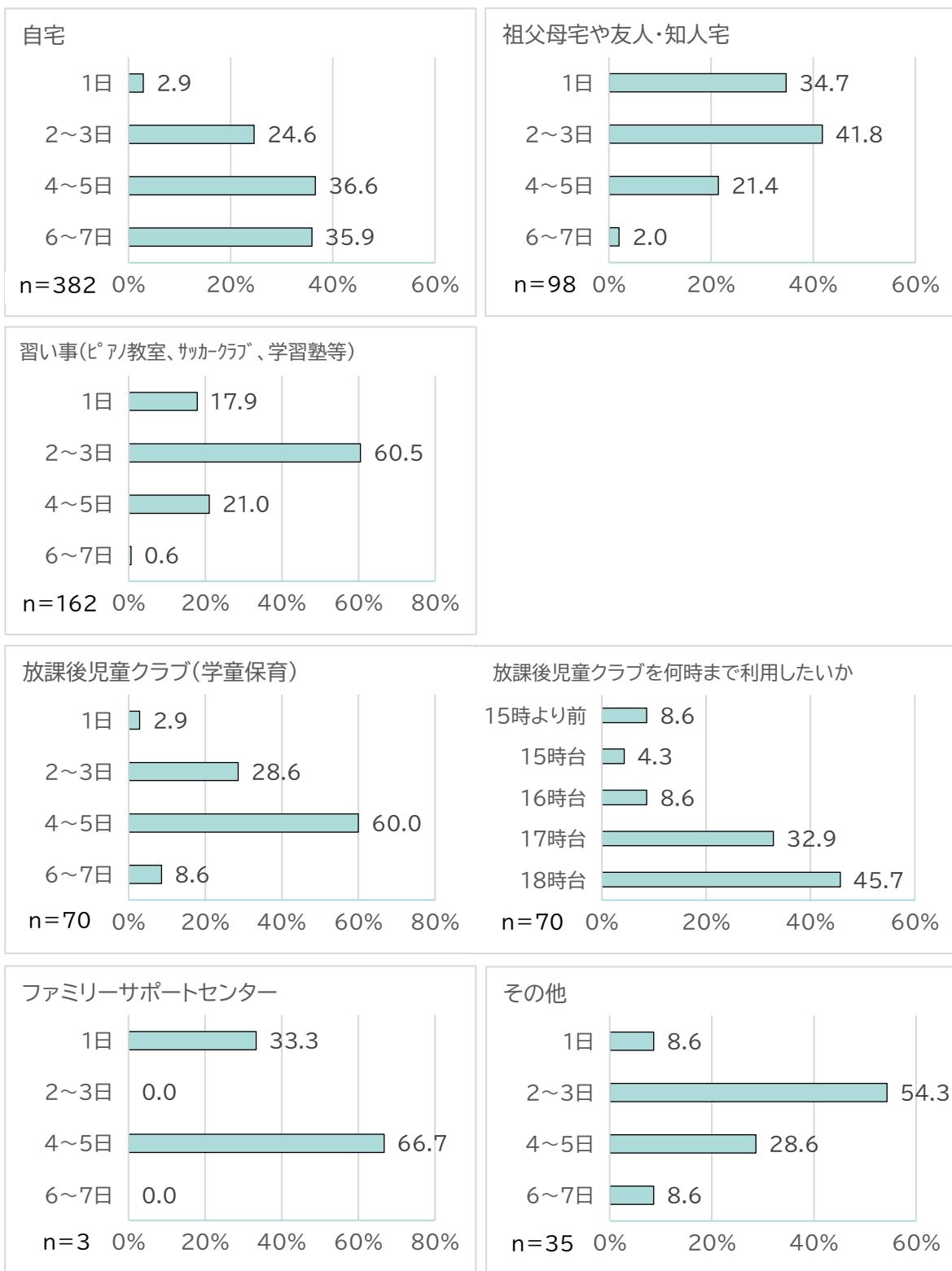
小学校高学年になつたら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が82.9%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカーカラブ、学習塾等)」が35.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.3%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい(過ごさせている)日数」は以下のとおりです。

低学年と高学年での違い

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年、高学年とも「自宅」が最も多い結果となりました。次点の順位としては、低学年は「放課後児童クラブ(学童保育)」であったのに対し、高学年は「習い事(ピアノ教室、サッカーカラブ、学習塾等)」になるなど、学年が上がると習い事をさせたいという人が増えています。

一方、「祖父母宅や友人・知人宅」については、低学年で15.6%、高学年で21.3%と、学年が上がると祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたい人が増えています。

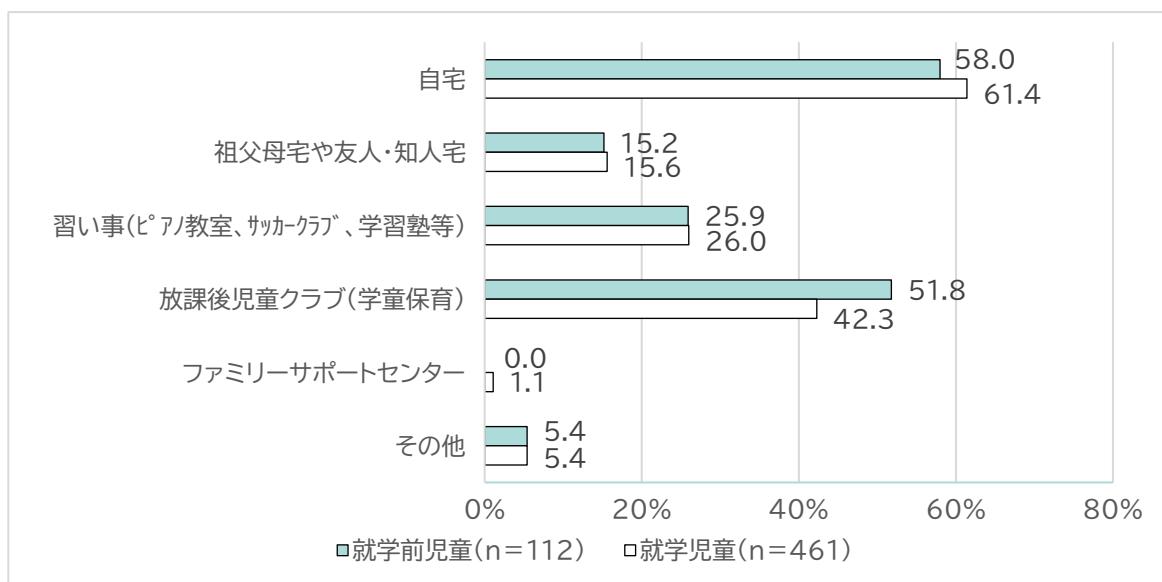


放課後を過ごさせたい場所は、自宅、放課後児童クラブ(学童保育)、ファミリーサポートセンターでは「4~5日」が最も多く、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカーカラ、学習塾等)では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「18時台」までが最も多くなっています。

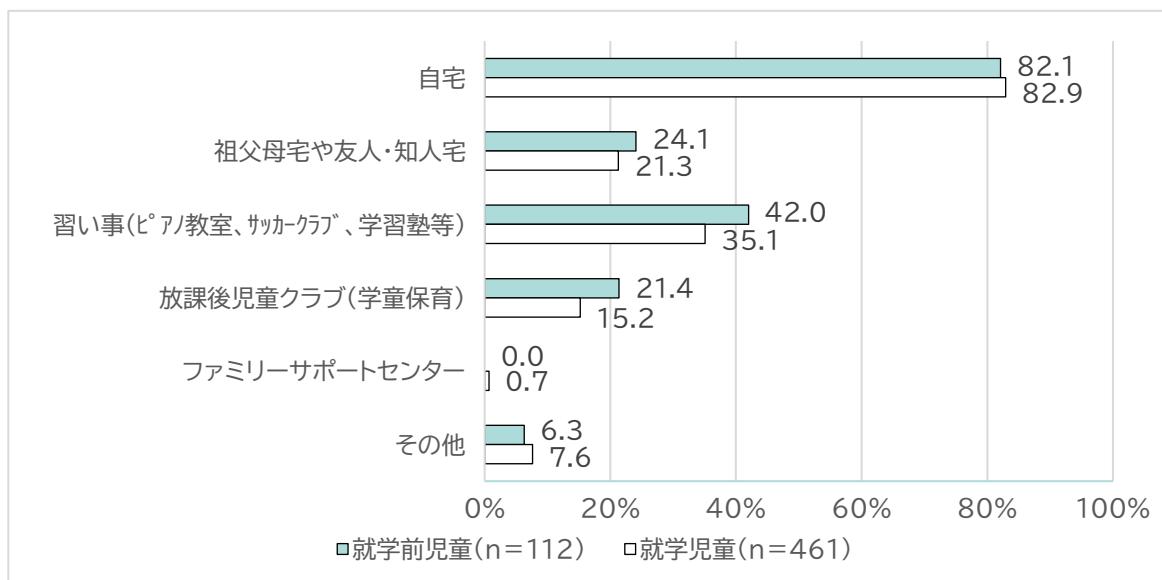
＜未就学児の保護者・就学児童の保護者 調査比較＞

小学校低学年の中に放課後の時間を過ごさせたい場所



小学校低学年の中に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児童は就学前児童よりも「自宅」が3.4ポイント多くなっています。また、「放課後児童クラブ(学童保育)」では9.5ポイント少なくなっています。

小学校高学年になつたら放課後の時間を過ごさせたい場所

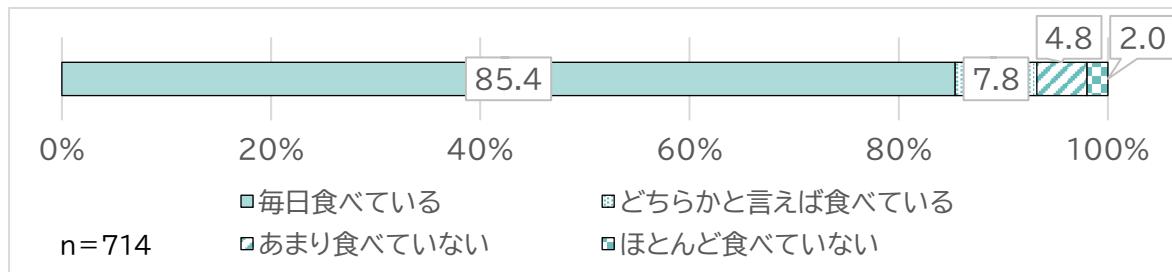


小学校高学年の中に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児童は就学前児童よりも「自宅」が0.8ポイント多くなっています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.8ポイント、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が6.9ポイント、「放課後児童クラブ(学童保育)」が6.2ポイント、それぞれ少なくなっています。

<小学5年生・中学2年生（こども） 調査結果>

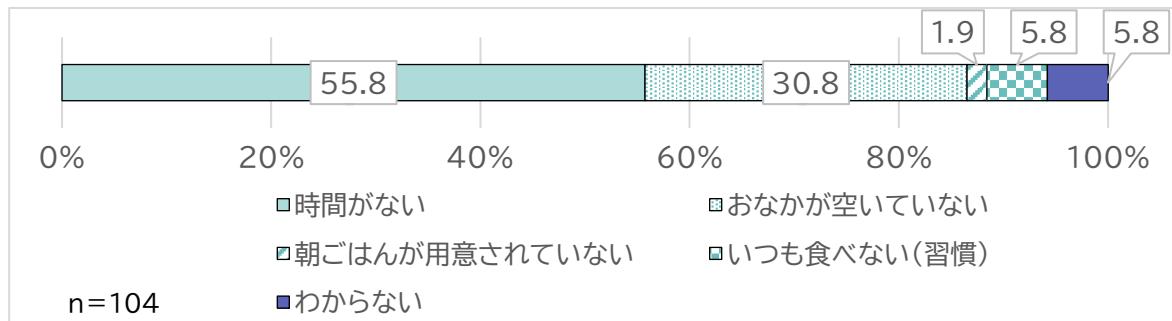
朝ごはんを食べている人

朝ごはんは食べていますか。



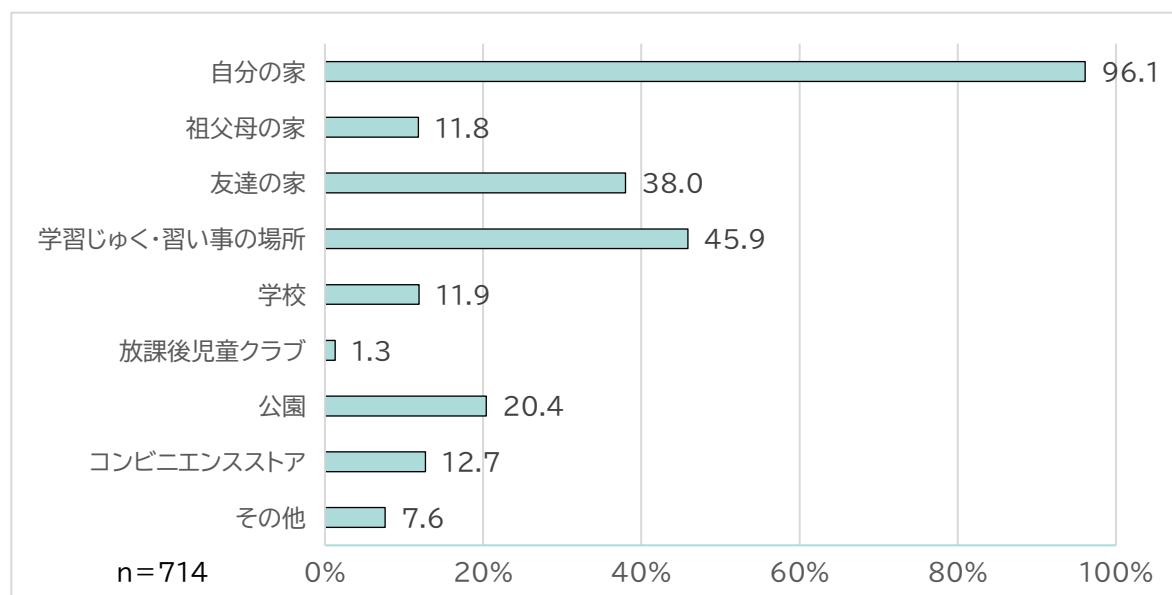
朝ごはんは、「毎日食べている」人が最も多く、全体の85.4%となっています。

「毎日食べている」人以外の「朝ごはんを食べない理由」は、次のとおりです。



放課後などの自由時間を過ごす場所

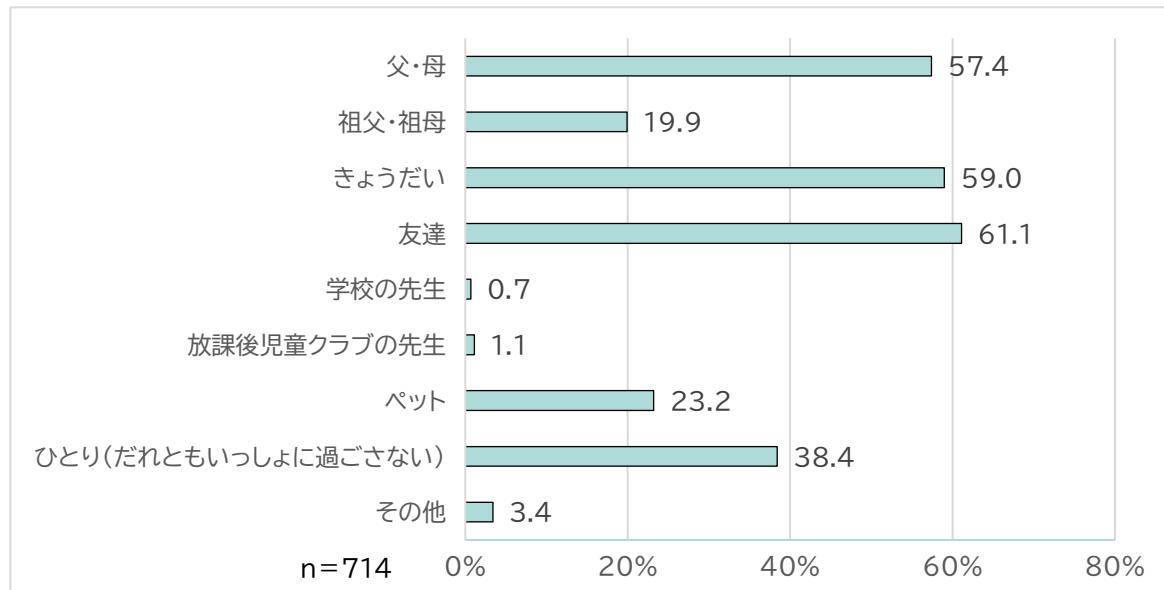
放課後などの自由時間はどこで過ごしていますか。当てはまるすべてをお選びください。



放課後などの自由時間を過ごしている場所は、「自分の家」が96.1%と最も多く、次いで「学習じゅく・習い事の場所」が45.9%となっています。

放課後などの自由時間を共に過ごしている人

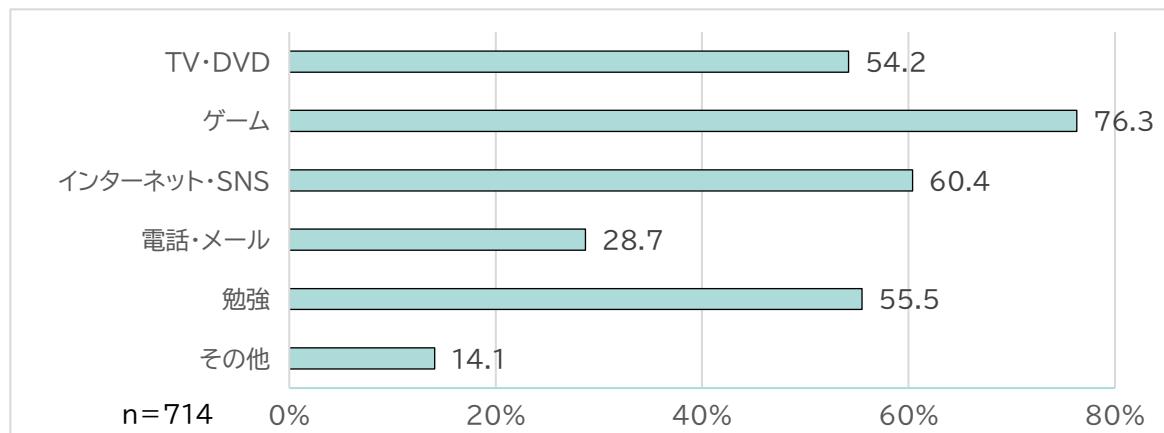
放課後などの自由時間にだれといっしょに過ごしていますか。当てはまるすべてをお選びください。



放課後などの自由時間を共に過ごしている人は、「友達」が61.1%と最も多く、次いで「きょうだい」が59.0%となっています。

放課後などの自由時間の過ごし方

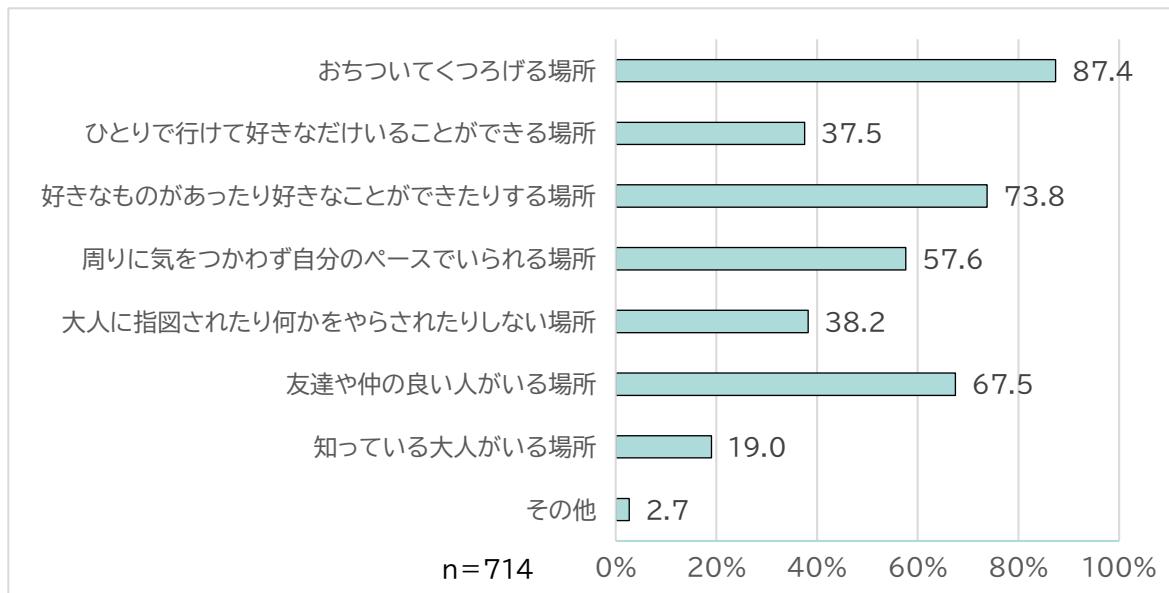
放課後などの自由時間にどのように過ごしていますか。当てはまるすべてをお選びください。



放課後などの自由時間の過ごし方は、「ゲーム」が76.3%と最も多く、次いで「インターネット・SNS」が60.4%となっています。

理想の「居場所」

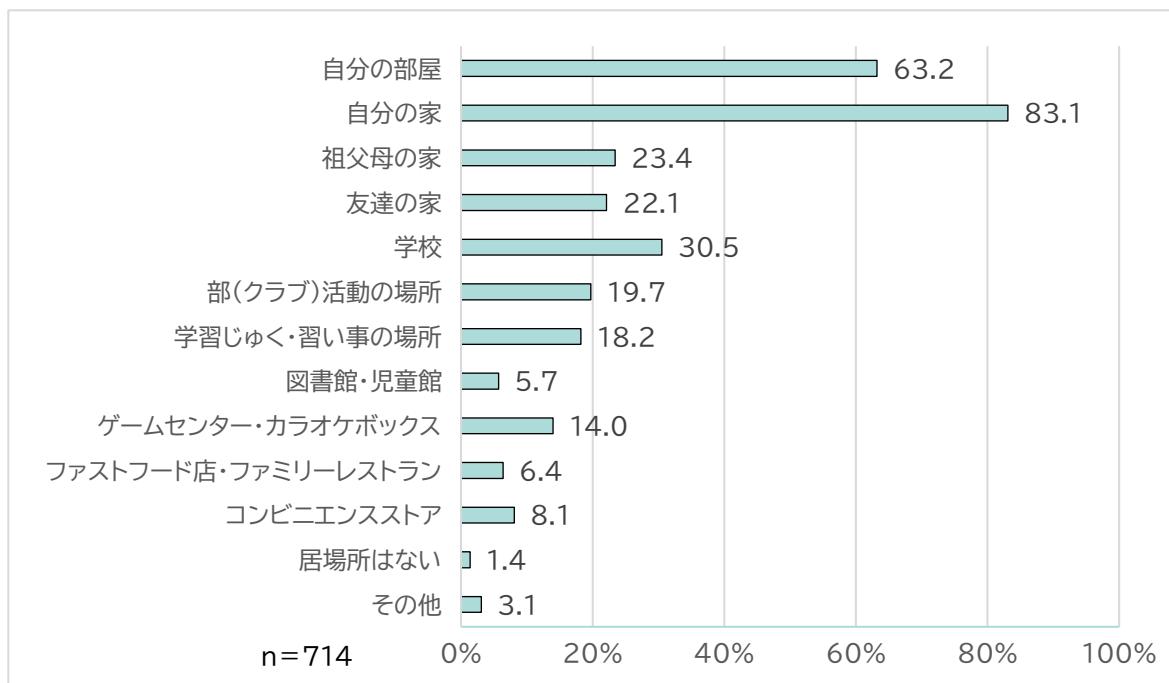
あなたが思う「居場所」とはどんなところですか。当てはまるすべてをお選びください。



理想の「居場所」は、「おちついてくつろげる場所」が87.4%と最も多く、次いで「好きなものがあつたり好きなことができたりする場所」が73.8%となっています。

自分にとっての「居場所」

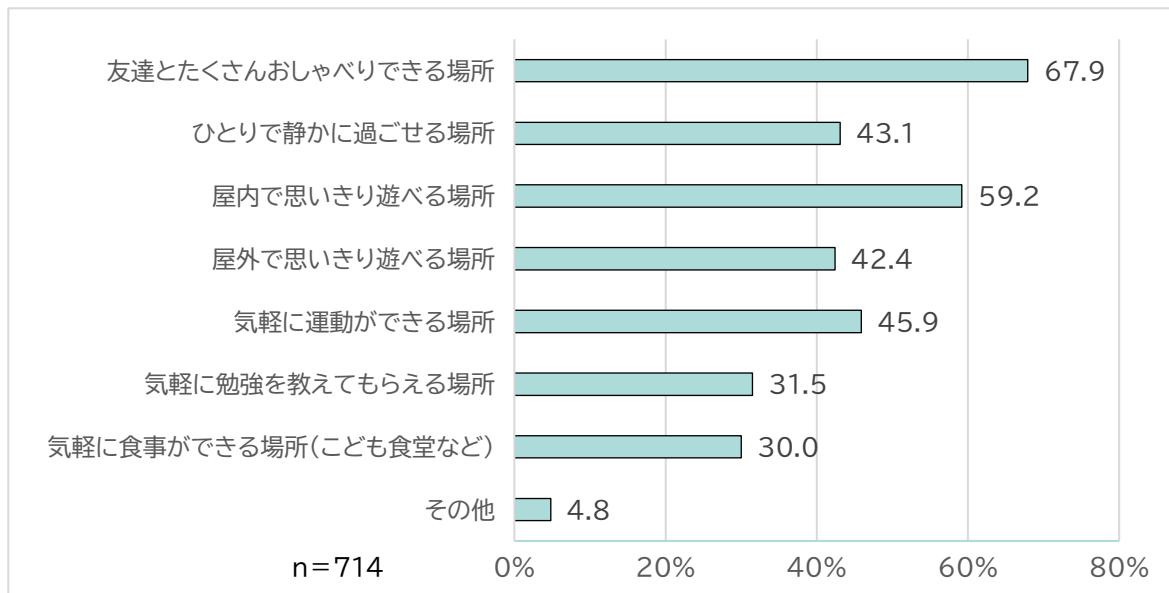
あなたにとっての「居場所」とはどこですか。当てはまるすべてをお選びください。



自分にとっての「居場所」は、「自分の家」が83.1%と最も多くなっています。他方、「居場所はない」とする回答が1.4%となっています。

「あつたらいいな」と思う場所

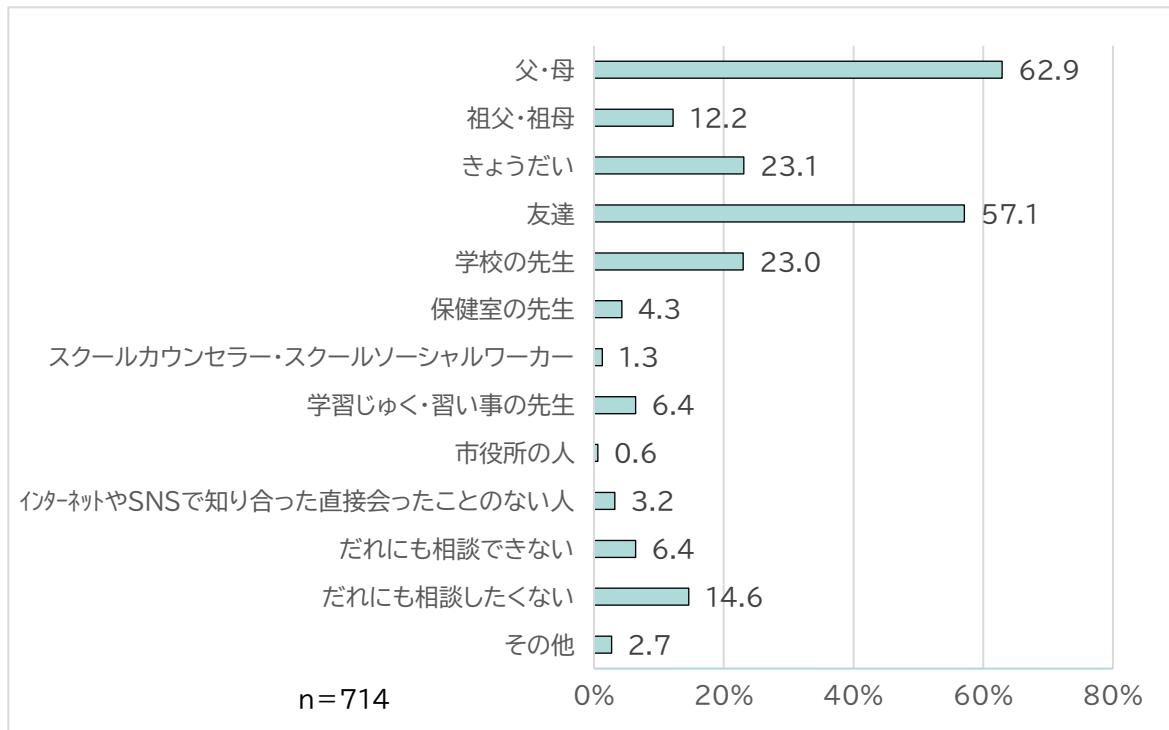
あつたらいいなと思う場所はありますか。当てはまるすべてをお選びください。



「あつたらいいな」と思う場所は、「友達とたくさんおしゃべりできる場所」が67.9%と最も多く、次いで「屋内で思いきり遊べる場所」が59.2%となっています。

なやみがあるときに相談する人

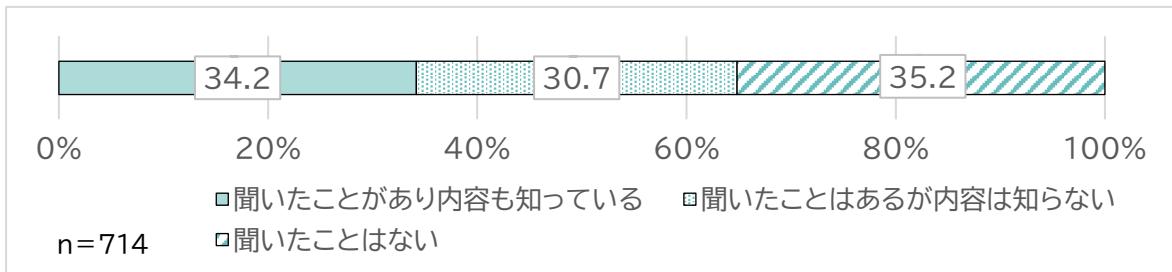
なやみがあるときはだれに相談しますか。当てはまるすべてをお選びください。



なやみがあるときに相談する相手は、「父・母」が62.9%と最も多く、次いで「友達」が57.1%となっています。他方、「だれにも相談できない」が6.4%、「だれにも相談したくない」が14.6%となっています。

ヤングケアラーの認知度

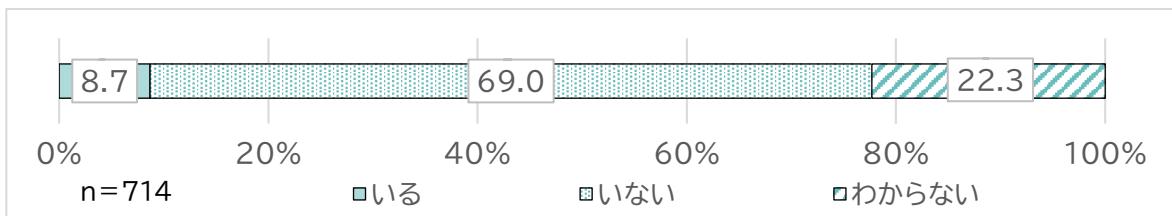
「ヤングケアラー」を知っていますか。



ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがない」が最も多く、全体の35.2%となっています。次いで、「聞いたことがあり内容も知っている」が全体の34.2%となっています。

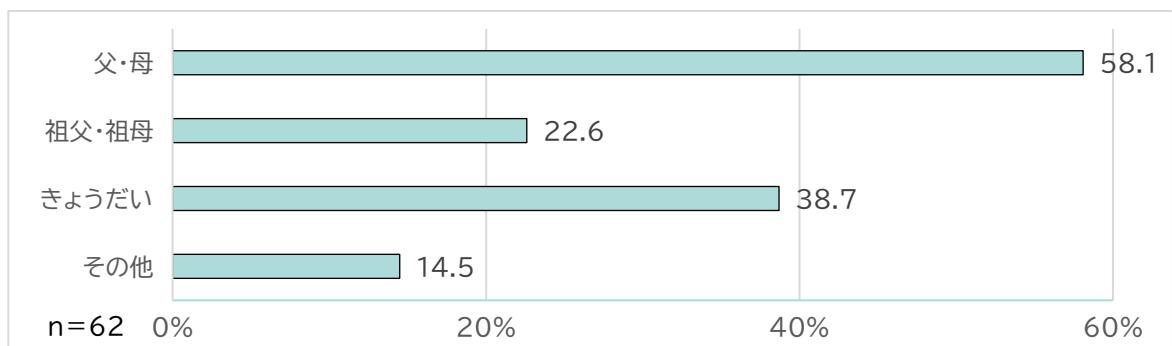
ヤングケアラーの実態

家族の中であなたが「身の回りのお世話」をしている人はいますか。



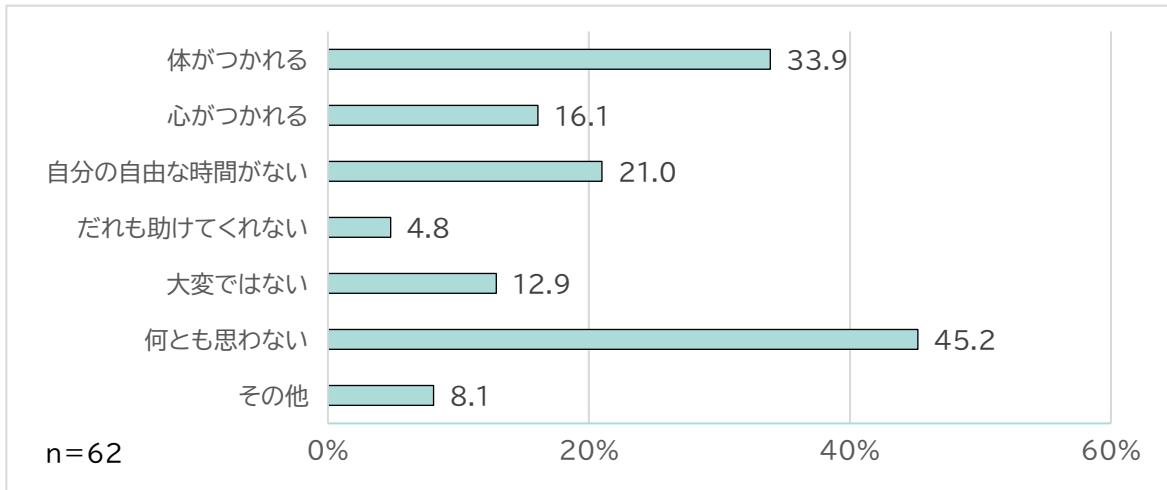
ヤングケアラーの実態としては、家族の中で身の回りのお世話をしている人が「いない」子どもが最も多く、全体の69.0%となっています。他方、家族の中で身の回りのお世話をしている人が「いる」子どもは8.7%となっています。

「身の回りのお世話」をしている相手は、次のとおり(複数回答を含む)です。



ヤングケアラーとなっているこどもが感じていること

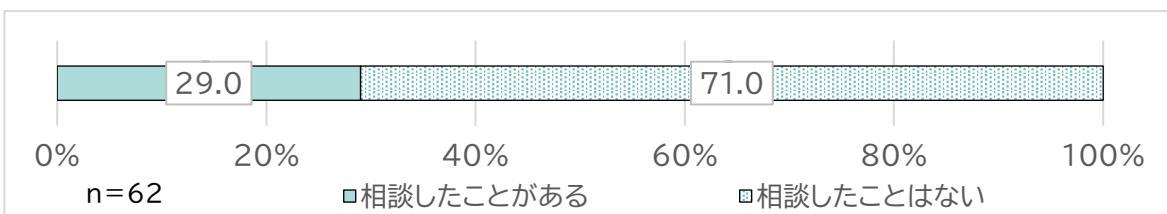
「身の回りのお世話」をすることをどう思っていますか。



ヤングケアラーとなっているこどもが感じていることは、「何とも思わない」が最も多く、全体の45.2%となっています。次いで、「体がつかれる」が全体の33.9%となっています。

家族の「身の回りのお世話」をすることについて相談した経験の有無

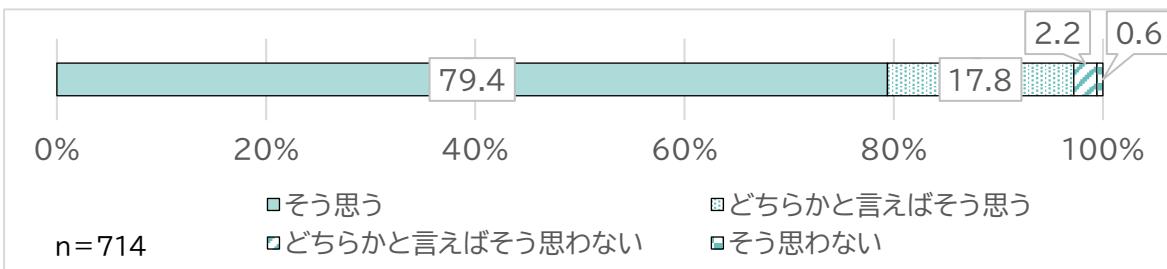
「身の回りのお世話」をすることについてだれかに相談したことがありますか。



家族の身の回りのお世話をすることについて相談した経験の有無は、「相談したことはない」が最も多く、全体の71.0%となっています。

自分の命が守られ安心してくらしていると感じているこども

あなたは自分の命が守られ安心してくらしていると思いますか。



自分の命が守られ安心してくらしていると思うかどうかについては、「そう思う」が最も多く、全体の79.4%となっています。次いで、「どちらかと言えばそう思う」が全体の17.8%となっています。

差別、暴力、いじめの実態

あなたは差別、暴力、いじめを受けた(またはした)ことがありますか。

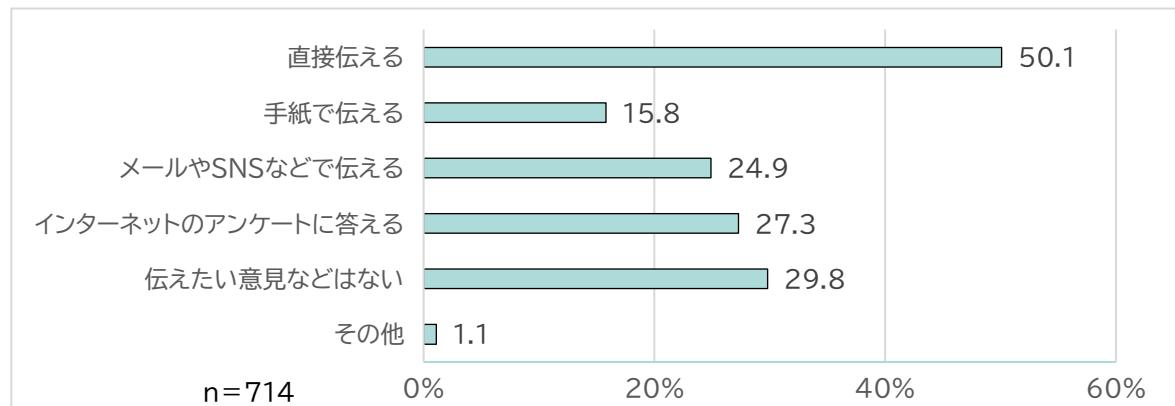


差別、暴力、いじめの実態としては、「どちらもない」が最も多い、全体の69.9%となっています。

次いで、「受けたことがある」が全体の18.9%となっています。

大人に対して意見を伝える方法

自分の意見を市役所や周りの大人に伝えるとしたら、どのような方法が良いと思いますか。当てはまるすべてをお選びください。

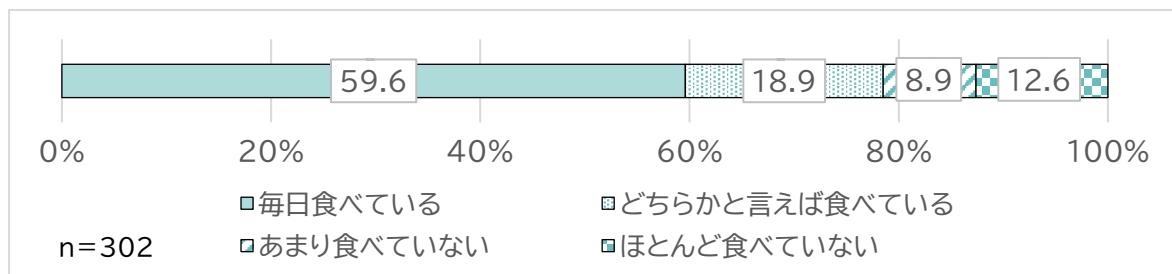


大人に対して意見を伝える方法は、「直接伝える」が50.1%と最も多い、次いで「伝えたい意見などはない」が29.8%となっています。

<15～39歳（若者） 調査結果>

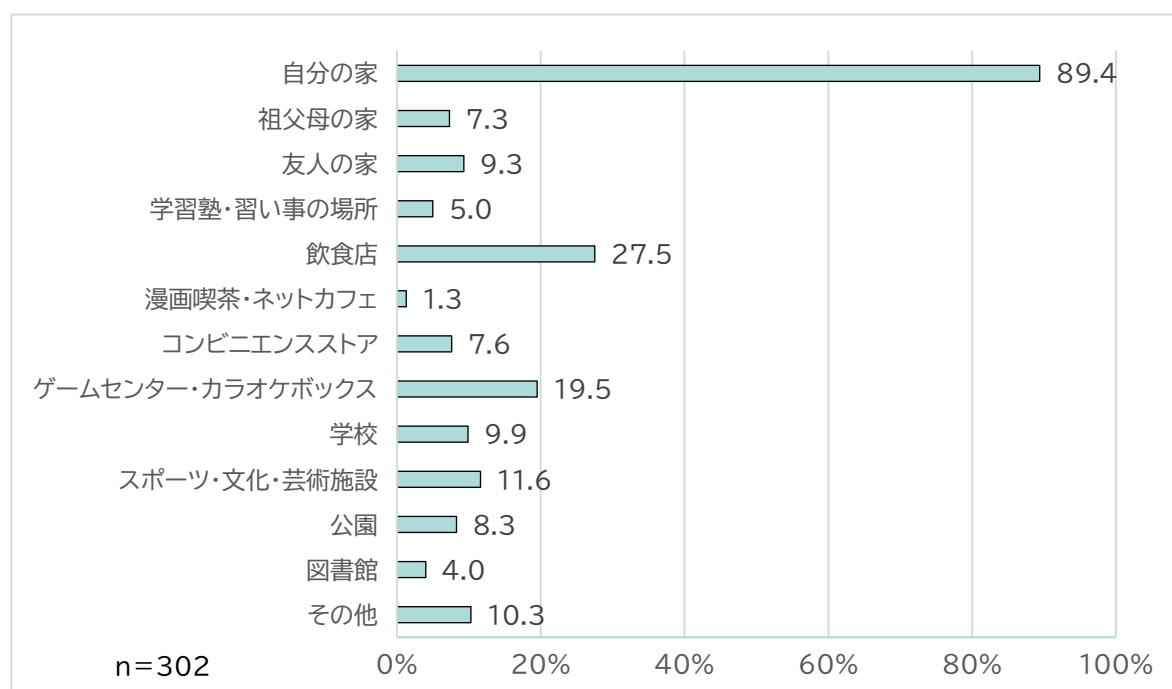
朝ごはんを食べている人

朝ごはんは食べていますか。



仕事や学校、家事以外の自由時間を過ごす場所

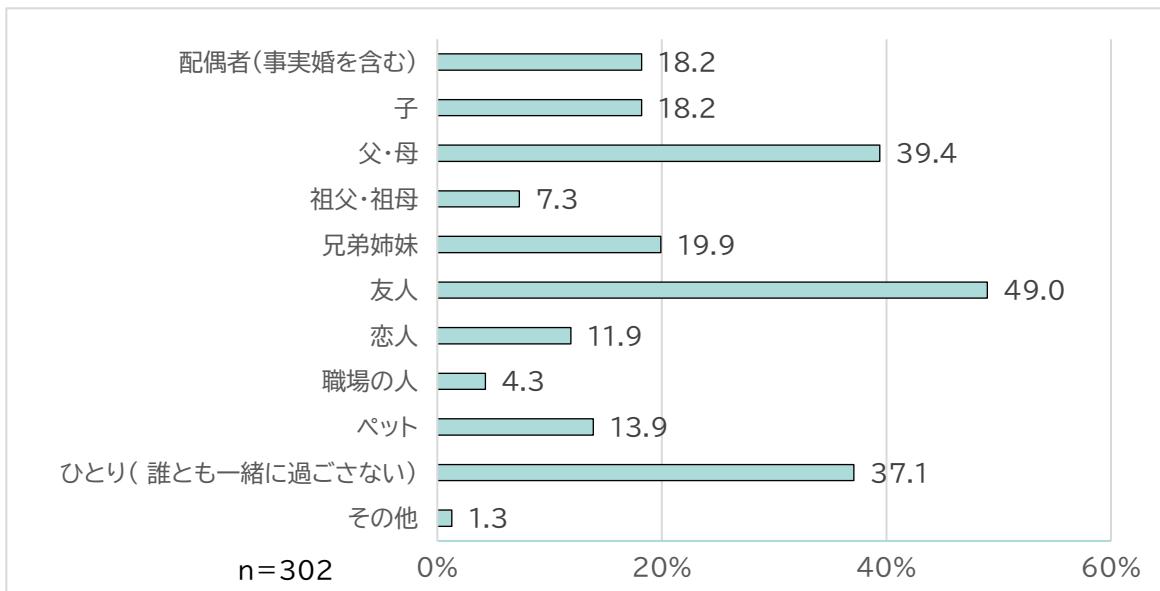
自由時間はどこで過ごしていますか。当てはまるすべてをお選びください。



自由時間を過ごしている場所は、「自分の家」が89.4%と最も多く、次いで「飲食店」が27.5%となっています。

仕事や学校、家事以外の自由時間を共に過ごしている人

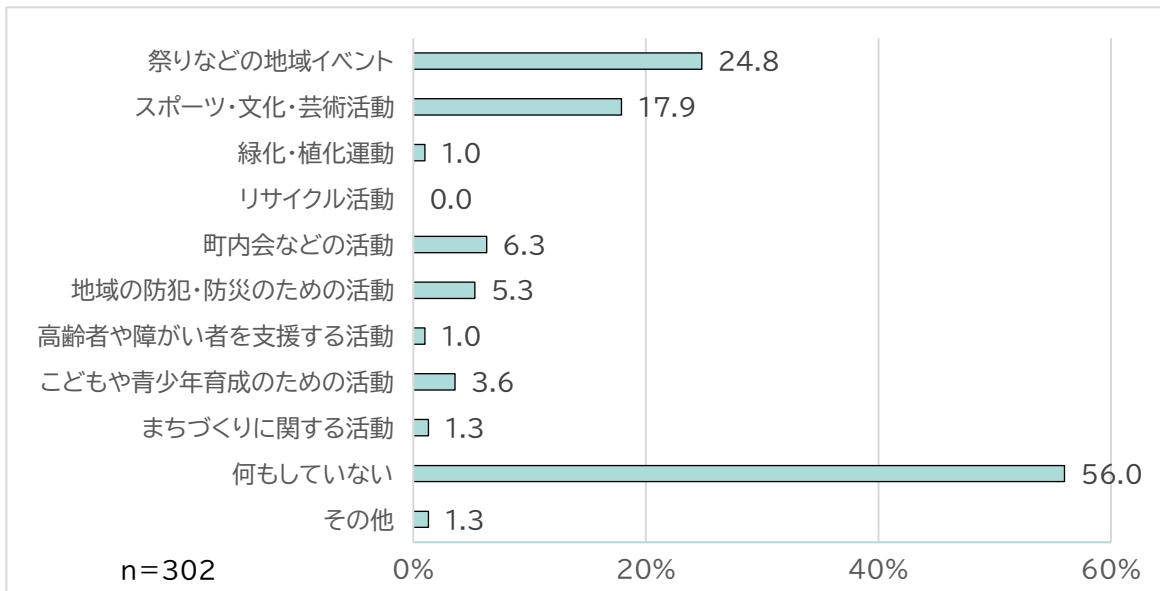
自由時間に誰と一緒に過ごしていますか。当てはまるすべてをお選びください。



自由時間を共に過ごしている人は、「友人」が49.0%と最も多い、次いで「父・母」が39.4%、「ひとり(誰とも一緒に過ごさない)」が37.1%となっています。

仕事や学校、家事以外の自由時間に参加している活動

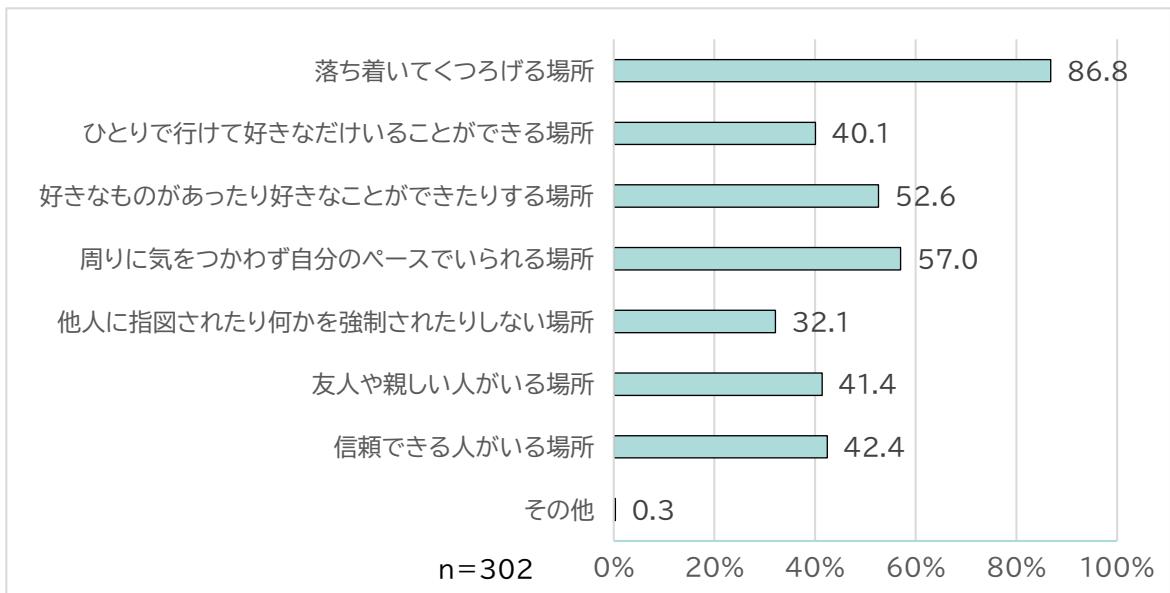
自由時間に仕事や学校以外の活動に参加していますか。当てはまるすべてをお選びください。



自由時間に参加している活動は、「何もしていない」が56.0%と最も多い、次いで「祭りなどの地域イベント」が24.8%となっています。

理想の「居場所」

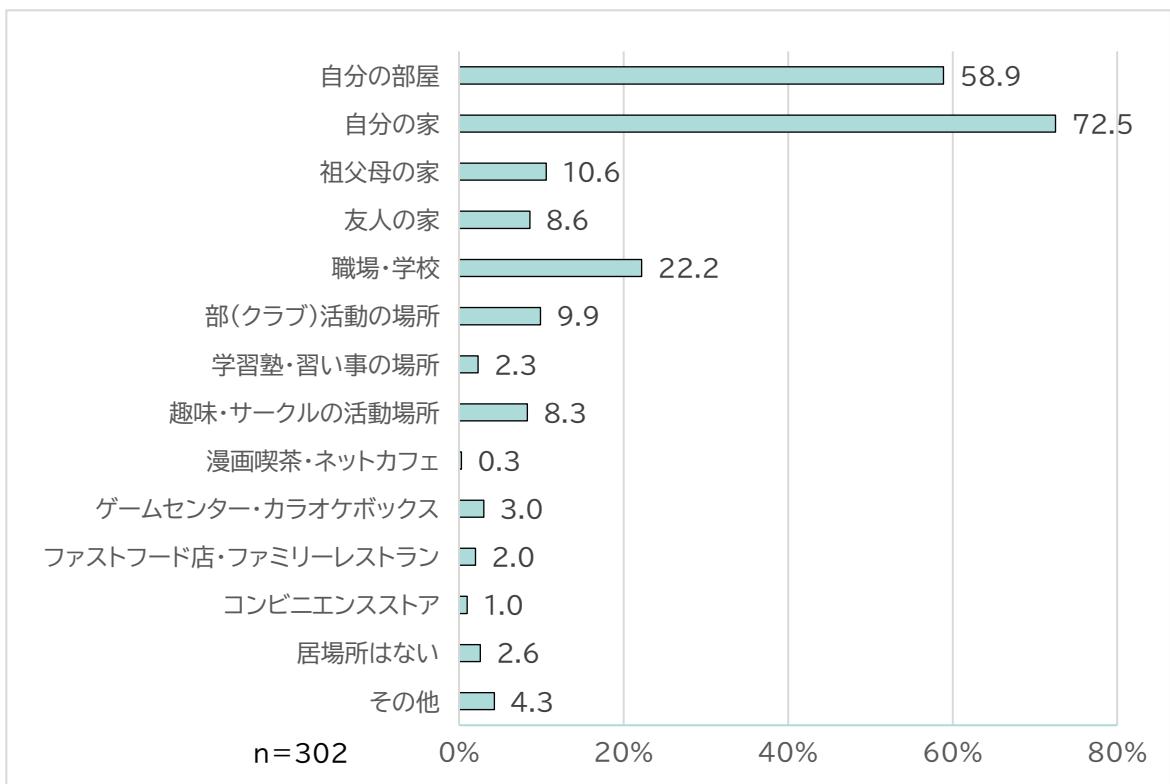
あなたが思う「居場所」とはどんなところですか。当てはまるすべてをお選びください。



理想の「居場所」は、「落ち着いてくつろげる場所」が86.8%と最も多く、次いで「周りに気をつかわず自分のペースでいられる場所」が57.0%となっています。

自分にとっての「居場所」

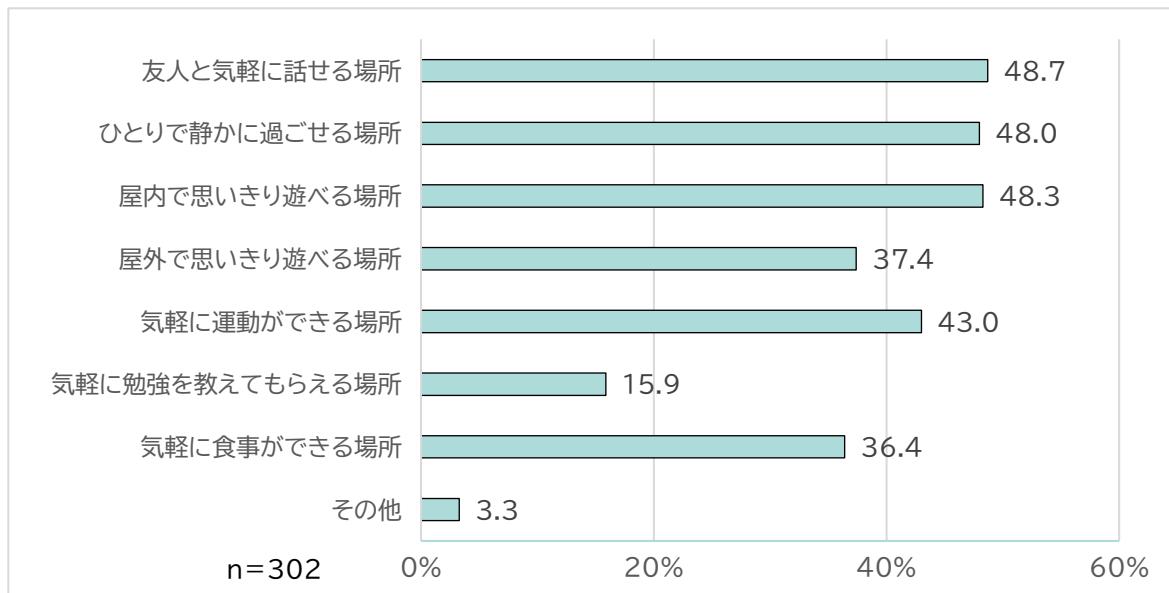
あなたにとっての「居場所」とはどこですか。当てはまるすべてをお選びください。



自分にとっての「居場所」は、「自分の家」が72.5%と最も多く、次いで、「自分の部屋」が58.9%となっています。他方、「居場所はない」とする回答が2.6%となっています。

「あつたらいいな」と思う場所

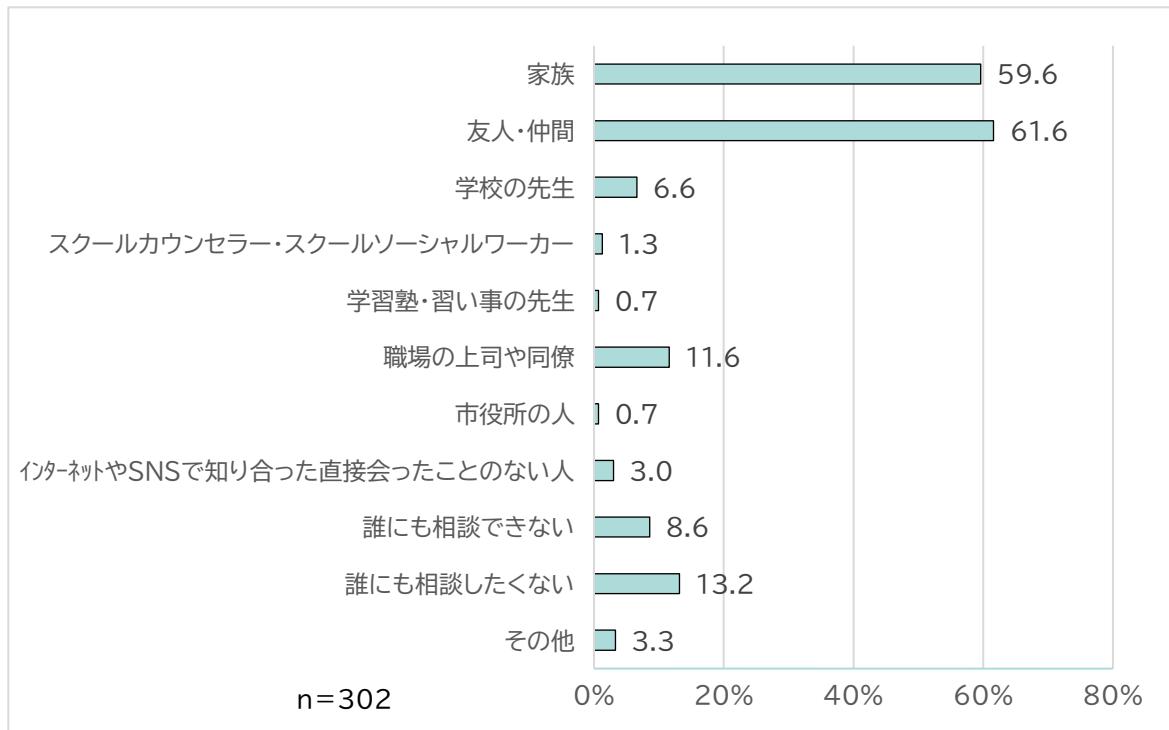
あつたらいいなと思う場所はありますか。当てはまるすべてをお選びください。



「あつたらいいな」と思う場所は、「友人と気軽に話せる場所」が48.7%と最も多く、次いで「屋内で思いきり遊べる場所」が48.3%、「ひとりで静かに過ごせる場所」が48.0%となっています。

悩みがあるときに相談する人

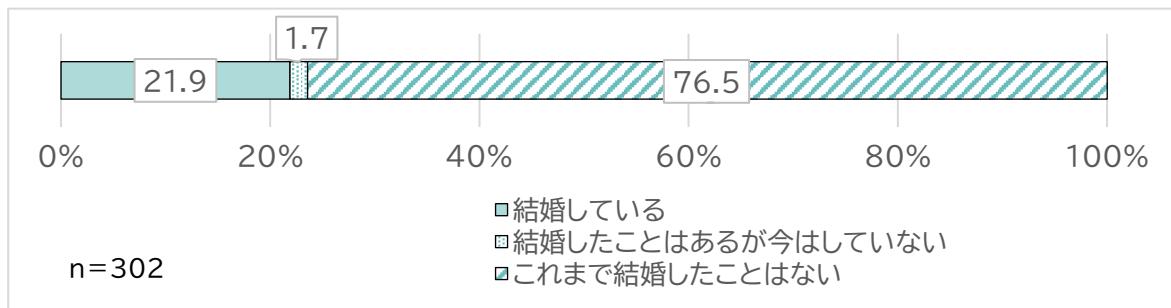
悩みがあるときは誰に相談しますか。当てはまるすべてをお選びください。



悩みがあるときに相談する相手は、「友人・仲間」が61.6%と最も多く、次いで「家族」が59.6%となっています。他方、「誰にも相談できない」が8.6%、「誰にも相談したくない」が13.2%となっています。

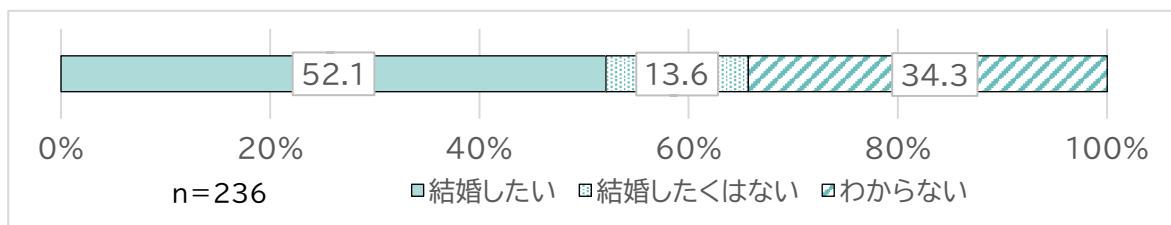
結婚の状況

あなたは結婚していますか。



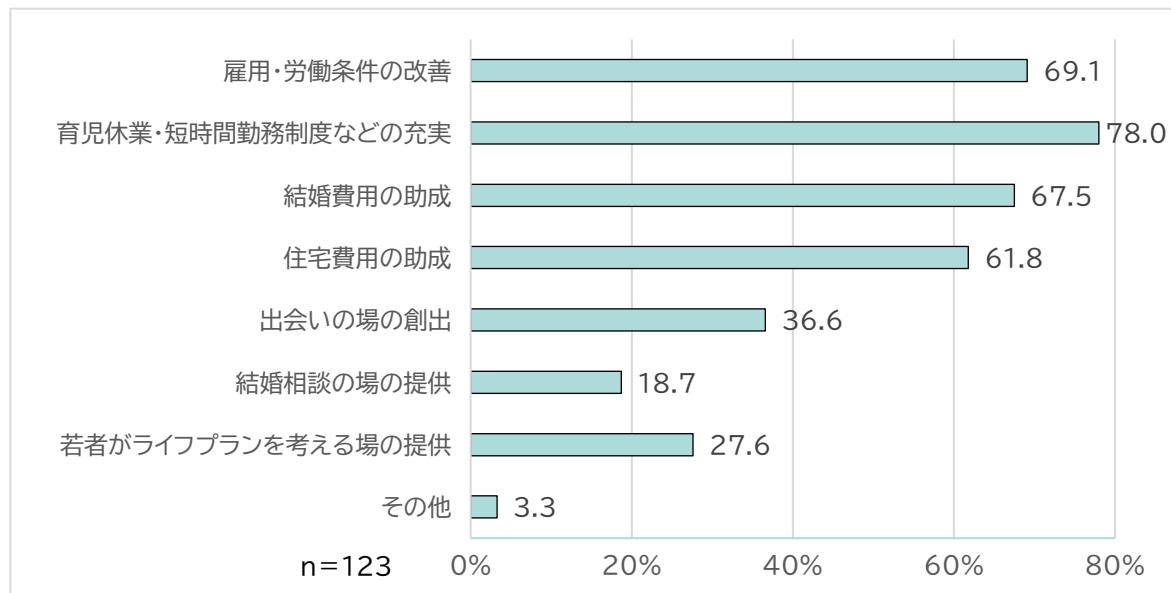
結婚の状況については、「これまで結婚したことはない」が最も多く、全体の76.5%となっています。次いで、「結婚している」が21.9%となっています。

「結婚している」人以外の「今後の結婚希望状況」については、次のとおりです。



結婚したい人が考える「結婚に必要な支援」

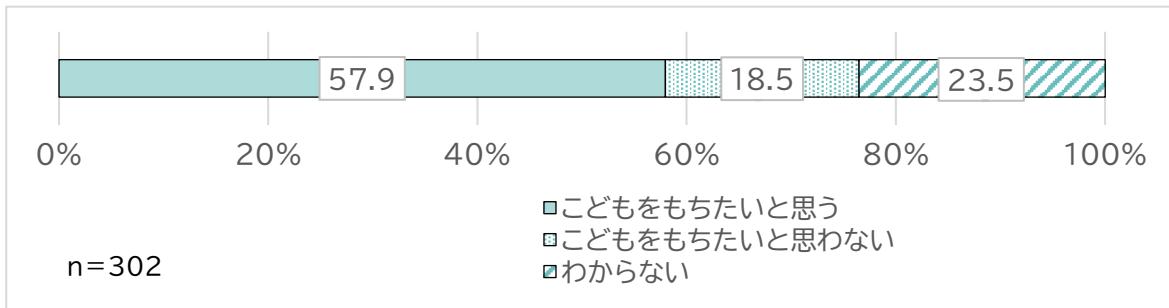
結婚できるような環境を整えるために、どのような支援が必要だと思いますか。当てはまるすべてをお選びください。



結婚したい人が考える「結婚に必要な支援」は、「育児休業・短時間勤務制度などの充実」が78.0%と最も多く、次いで「雇用・労働条件の改善」が69.1%となっています。

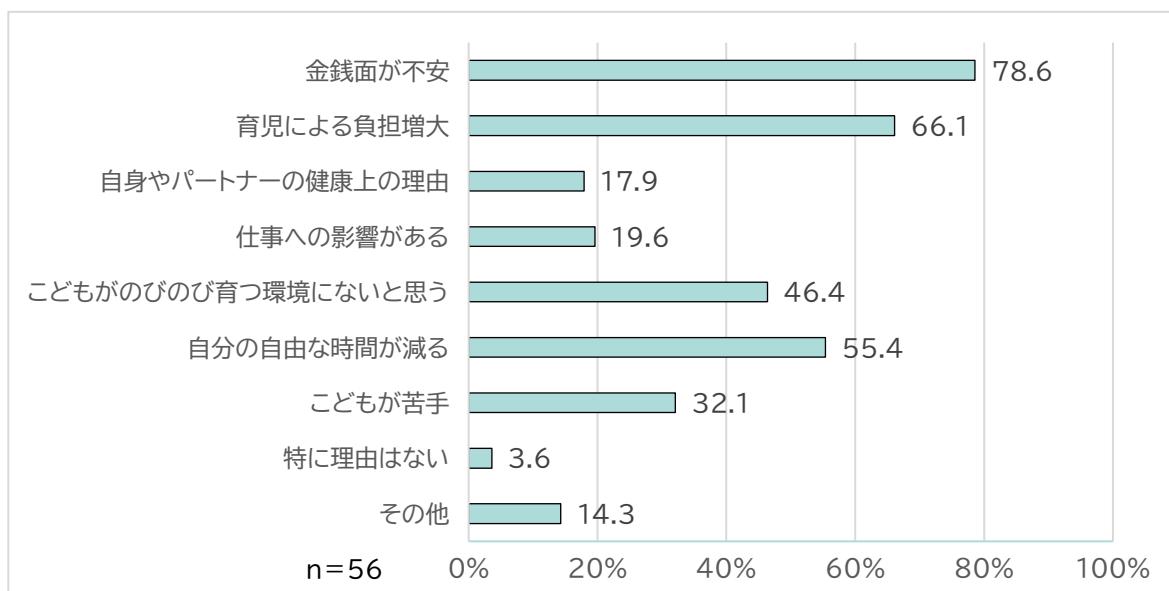
自分のこどもをもつ希望の有無

今現在、こどもをもちたいと思いますか。



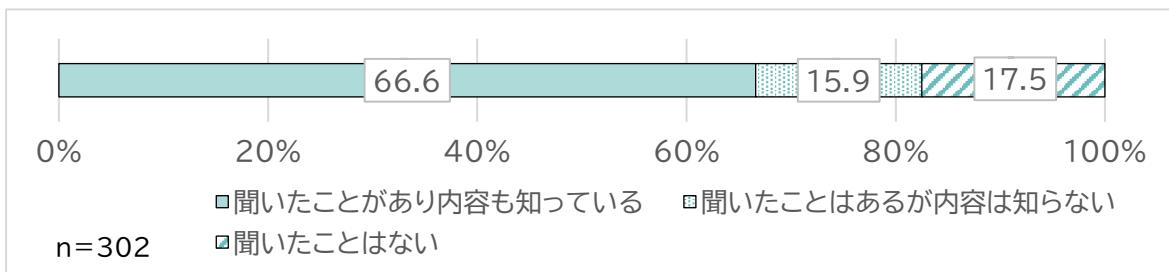
自分のこどもをもつ希望の有無は、「こどもをもちたいと思う」が最も多く、全体の57.9%となっています。次いで、「わからない」が23.5%となっています。

「こどもをもちたいと思わない」理由は、次のとおり(複数回答を含む)です。



ヤングケアラーの認知度

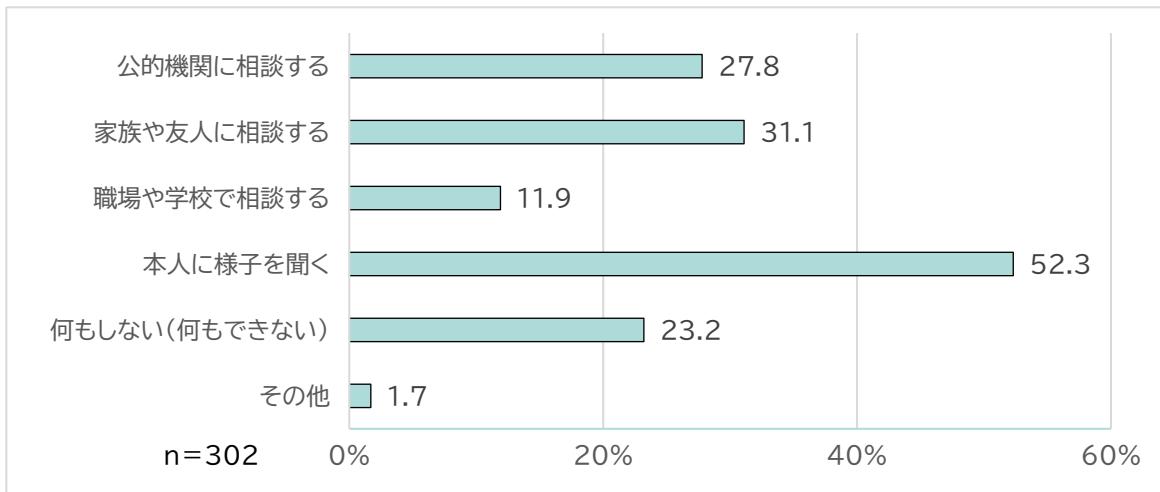
「ヤングケアラー」を知っていますか。



ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがあり内容も知っている」が最も多く、全体の66.6%となっています。次いで、「聞いたことはない」が全体の17.5%となっています。

身近にヤングケアラーがいた場合の対応

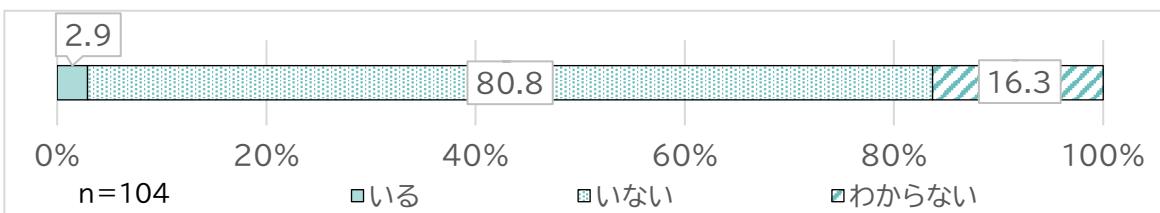
身近に「ヤングケアラー」がいたら、あなたはどうしますか。当てはまるすべてをお選びください。



身近に「ヤングケアラー」がいた場合の対応は、「本人に様子を聞く」が52.3%と最も多く、次いで「家族や友人に相談する」が31.1%となっています。

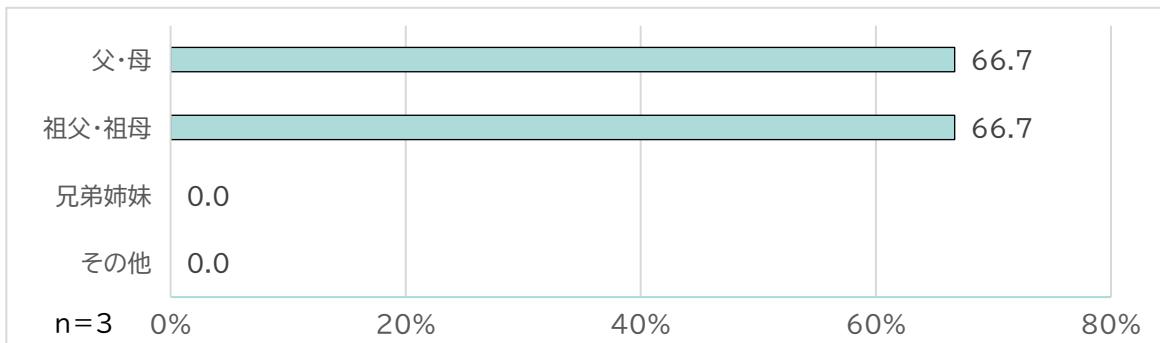
高校生のヤングケアラーの実態

家族の中であなたが「身の回りのお世話」をしている人はいますか。



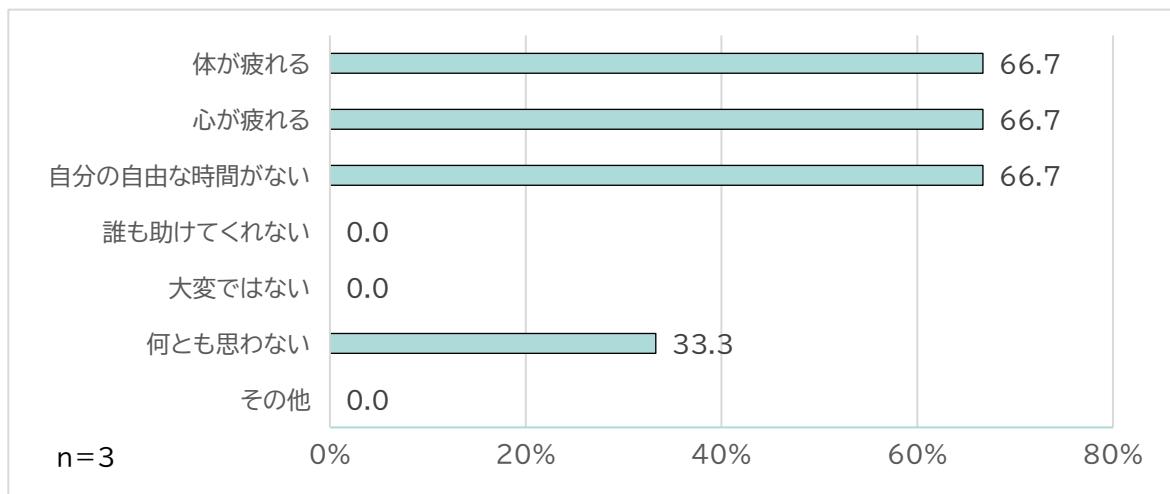
高校生のヤングケアラーの実態としては、家族の中で身の回りのお世話をしている人が「いない」こどもが最多く、全体の80.8%となっています。他方、家族の中で身の回りのお世話をしている人が「いる」こどもは2.9%となっています。

「身の回りのお世話」をしている相手は、次のとおり(複数回答を含む)です。



ヤングケアラーとなっている高校生が感じていること

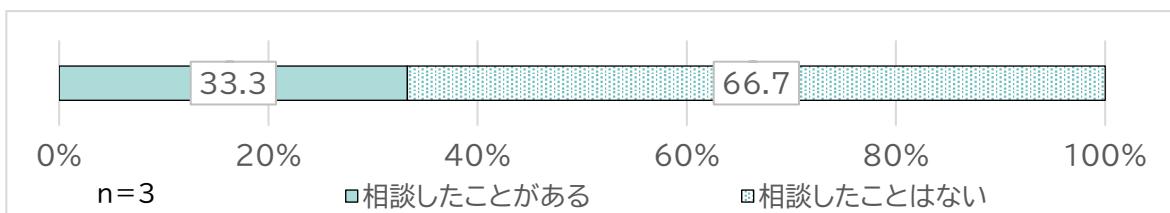
「身の回りのお世話」をすることをどう思っていますか。当てはまるすべてをお選びください。



ヤングケアラーとなっている高校生が感じていることは、「体が疲れる」、「心が疲れる」、「自分の自由な時間がない」が最も多く、全体の66.7%となっています。次いで、「何とも思わない」が全体の33.3%となっています。

家族の「身の回りのお世話」をすることについて相談した経験の有無（高校生）

「身の回りのお世話」をすることについて誰かに相談したことがありますか。



家族の身の回りのお世話をすることについて相談した経験の有無は、「相談したことない」が最も多く、全体の66.7%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

こどもの夢と笑顔を守り育み、地域みんなで未来へつなぐ

幸せはここから、こどもの夢と笑顔を守り育むことで、こどもから大人まで誰もが幸せで暮らしやすいまちを目指し、地域ぐるみで未来を描く姿を示しています。

また、伊豆の国市民憲章の「未来を担う子どもたちを、地域みんなで育みます。」という想いを継承しています。

※基本理念の決定に当たっては、こども投票を実施し、こども・若者、子育て当事者や子育てに関わる地域の人たちの投票により決定しました。

伊豆の国市民憲章(令和7年4月1日制定)

わたしたちは、

- 一、誰もが安心して暮らせるよう、人のあたたかいつながりを築きます。
- 一、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を守り、未来に伝えます。
- 一、未来を担う子どもたちを、地域みんなで育みます。
- 一、地域の力を活かし、世界へ続く道をひらきます。
- 一、すべての人が、大切にされるまちをつくります。

第2節 基本的な視点

次代を担うこどもたちが、自立した個人として、ひとしく健やかに成長できることができ、生まれ育った環境に関わらず、その権利の擁護を図ります。

●こども・若者の視点

こども施策の実施に当たっては、こども、若者の声を聴き、反映できるよう取り組んでいきます。

●子育て当事者の視点

子育て当事者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援していきます。

●地域でこども・若者を支える視点

子育て家庭だけでなく、地域全体でこども・若者を見守り、育ちを支える環境づくりを推進します。

第3節 計画の体系

基本理念	施策	基本的な方向
<p>いじわるの夢と笑顔を守り育み、地域みんなで未来へつなぐ</p>	<p>1 ライフステージを通じた施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 4 こども・若者の貧困に対する支援 5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 6 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援 7 こども・若者の自殺対策 犯罪などからこども・若者を守る取組
<p>2 ライフステージ別の施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 こどもの誕生前から幼児期まで 2 学童期・思春期（小学生から18歳まで） 3 青年期 	
<p>3 子育て当事者への支援に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援・家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 4 ひとり親家庭への支援 	

第4章 施策の展開について

第1節 ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

こども・若者に限らずすべての市民を対象に、こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等を周知し、子どもの権利の理解促進を図ります。

子どものための4つの権利とは…

「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」のことです。

アンケート結果(こども) P41

「自分の意見を市役所や周りの大人に伝えるとしたらどのような方法がよいと思いますか?」という問いに、「直接伝える」と回答した人が50.1%、次いで「インターネットのアンケートに答える」が195人(27.3%)、「メールやSNSで伝える」が24.9%(178人)となっています。(複数回答可・回答者714人)

☞こどもたちが積極的に意見を言える場や機会を設け、子どもの意見を活かし、子どもの視点でまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子どもの権利等に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none">◆ こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等の周知◆ こどもまんなか児童福祉週間での子どもの権利についての周知	こども家庭センター
2	こども相談窓口の充実 重点	<ul style="list-style-type: none">◆ 子どもの困りごとや悩み、意見などを直接伝えることができる窓口の設置と周知	こども家庭センター
3	こども・若者の意見反映 重点	<ul style="list-style-type: none">◆ 計画の策定や見直し等を行うにあたり、こども・若者からの積極的な意見聴取◆ こども・若者が発言できる場づくり	こども家庭センター
4	子どもの権利に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 小学校での人権教室等の開催	社会福祉課
5	道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 「生命の尊さを知り、思いやりある子」を教育の指針とし、適切な教材を活用した授業の展開	学校教育課

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

すべての子どもを地域全体で支えるとともに、体験機会の提供や環境整備を行います。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子ども会連合会、青少年活動推進員会活動の支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 子ども会連合会、青少年活動推進員会の活動の助成及び協力◆ 子ども会連合会、青少年活動推進員会の活動を市民に広く周知するための情報提供◆ 青少年活動推進員会のジュニアリーダー育成への協力	生涯学習課
2	子どもの多様な体験・学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none">◆ 家庭や学校で体験できない事業の実施(あいきゅう等)◆ スポーツ体験教室(スポーツクラブ等)や自転車体験会などの事業の実施◆ 地域活動への参加機会確保のため、幼保こ小中の主任、教務、主幹教諭の連絡会にて行事等を調整	生涯学習課 学校教育課 幼稚教育課
		<ul style="list-style-type: none">◆ 市の文化財や多様な歴史、文化等の価値や魅力を発信◆ 伊豆の国歴史館「いずしる」を拠点とした地域学習の機会を提供◆ 「いずしる」での本物に触れる体験や各種ワークシヨップの開催等により体験学習の機会を提供	歴史・文化課
		<ul style="list-style-type: none">◆ 地域子育て支援センター等でのこども・親子向け事業の実施	こども家庭センター
	重点	<ul style="list-style-type: none">◆ 市ホームページ(こども向けページ)により、市の概要や遊び、学びなどの情報をわかりやすく発信	協働まちづくり課
3	地域の活動支援	<ul style="list-style-type: none">◆ まちづくりに取り組む団体の情報交換の場を設け、各団体の発展、連携を支援◆ 各団体のイベント情報を発信◆ 公民館の建替や修繕等への補助金交付◆ コミュニティ施設の改修・備品購入等の支援	協働まちづくり課

就学児童保護者の声

- ✓ 中学生は部活の時間も短くなり、ゲームするだけの毎日です。公民館などを開放してくれると良いのかなと思います。
- ✓ 英語に力を入れてくださるのはとてもありがとうございます。それを活かした英語イベントなど幼少期から親子で楽しめるものも取り入れてほしいです。

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

切れ目のない保健・医療・食育の充実を図り、子どもの健康と安全を守り、家族とともに安心して健康的な生活ができるよう支援します。

アンケート結果(こども・若者) P35.42

「朝ごはんは食べていますか?」という問いに、子どもは、「毎日食べている」人が最も多く、全体の約85.4%(610人)、「ほとんど食べていない」人も全体の約2.0%(14人)を占めています。(回答者714人)

若者の回答は、「毎日食べている」人が最も多く全体の約59.6%(180人)ですが、「ほとんど食べていない」人が全体の約12.6%(38人)、「あまり食べていない」人も8.9%(27人)となり、子どもと比べると食べない人の割合が増えています。(回答者数302人)

朝食は、元気の源!朝食をしっかりとることにより、脳のエネルギー源のブドウ糖がしっかりと補給され、集中力が高まります。また、昼食や夕食でのまとめ食いを防ぎ、肥満予防にもつながります。食育教室などで朝ごはんの大切さを伝えます。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	救急医療との連携・周知	<ul style="list-style-type: none">◆ 緊急時に対応ができる地域医療機関との連携体制の確保◆ 新生児訪問時等での静岡こども救急電話相談(子どもの急病時のアドバイス)の周知	健康づくり課
2	こども医療費助成	<ul style="list-style-type: none">◆ 高校生相当年齢までのかどもが入院・通院等した場合の保険診療分の医療費及び入院時食事療養費の助成	こども家庭センター
3	食育の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 食育教室の実施◆ 保護者への食生活・生活習慣に関する啓発◆ 保健委員やボランティア団体など世代を超えた地域での食育活動の連携	健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none">◆ 朝食摂取調査等を参考とした子どもの食生活習慣教育の実施◆ オーガニック給食、市内産農産物による市内統一献立の実施◆ 食物アレルギー対応委員会での情報共有	学校教育課
	重点	<ul style="list-style-type: none">◆ 園での食育指導、調理体験の実施	幼児教育課

No	個別施策	取組内容	担当課
4	妊産婦、乳幼児への健診・相談・予防接種等による継続的な切れ目のない支援 ■ 重点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦健診、乳児(1ヶ月、4ヶ月、10ヶ月)健診、1歳6ヶ月児、2歳児健診、3歳児健診、5歳児健診、予防接種等の実施 ◆ 市内小児科をはじめとする医療機関との連携 ◆ こども(中学生まで)のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成 	健康づくり課
5	各種訪問・相談事業によるこどもと保護者の状況把握 ■ 重点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新生児・乳児訪問、健診、相談時の保護者への相談・情報提供 ◆ 発育発達状況の把握 ◆ 発達の遅れや疾病の早期発見、早期対応 ◆ 妊産婦、乳幼児健診、相談等の実施 ◆ 実施結果に基づくフォローの実施 ◆ 予防接種の実施 ◆ 妊産婦、保護者への相談、メンタル支援 ◆ 保護者の情報把握と必要な支援 	健康づくり課
6	こどもの歯の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児歯科健診、妊娠中の歯科衛生士による歯科指導、フッ化物洗口・フッ化物塗布、歯科教室の実施 	健康づくり課
7	禁煙の促進・受動喫煙の予防	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康増進法に基づく禁煙の促進・公共空間での禁煙(喫煙場所指定)を実施 	健康づくり課
8	こども家庭センター(母子保健機能)の充実 ■ 重点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠期からの伴走型相談支援 ◆ 必要な支援の調整や関係機関と連絡調整 	健康づくり課

4 こども・若者の貧困に対する支援

すべての子どもが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望をもち実現できるよう支援を行います。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	こども・若者の貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校や地域において、子どもの服装や行動により貧困などの課題を抱える家庭の把握 ◆ 経済的不安を抱える家庭を発見した際の他部署との情報共有 	こども家庭センター 学校教育課 健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ フードバンク、フードドライブ事業の実施 ◆ 結バンク(食料品や日用品の回収、提供)事業の実施 ◆ 文具バンク(未使用文具の回収、提供)事業の実施 ◆ こども食堂の啓発、ボランティア育成、参加促進 	社会福祉協議会
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ くらし相談窓口による生活困窮に関する相談の対応 ◆ 貧困世帯等に対する就労支援及び家計改善支援事業の実施 ◆ 子どもの学習・生活支援事業の充実 ◆ 子どもの進路選択支援事業の実施 	社会福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 統括支援員を中心に関係部署と連携し、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの困難を抱えた子どもに関する相談支援を実施 	こども家庭センター
2	就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学援助の認定可否の審議及び特別支援教育就学奨励の支給可否の判定 ◆ 入学通知書の送付時・児童扶養手当申請時・入学説明会等での制度の周知 ◆ 対象家庭に対する更なる制度周知と申請支援の実施 	学校教育課
3	ひとり親家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童扶養手当の支給 ◆ 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度の周知・受付 ◆ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 ◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業の実施 	こども家庭センター

こども食堂利用者の声

- ✓ こども食堂がどういうところかなどもっと発信してほしい。枠組みなく利用できることを知つてもらえれば。
- ✓ 友だちと一緒におしゃべりしながら食べられてうれしい。

5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童とその家族のニーズに対応できるよう、関係部署と連携を図りながら適切な支援を行います。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	障がいの早期発見・早期対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援が必要なこどもと保護者への相談支援・情報提供 ◆ 医療・教育・福祉の関係機関との連携強化 	健康づくり課
2	支援が必要なこども及びこどもの保護者に対する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童発達支援センターによる支援が必要なこどもの保護者に対する相談の実施 ◆ 児童発達支援・保育所等訪問支援の実施 	障がい福祉課
3	多様なこどもたちに対する幼稚園、保育園、認定こども園の適応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談を利用した療育等の必要なこどもの状況把握及び対応のための情報共有 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨 ◆ 幼保指導主事の配置 	幼児教育課
4	適応指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適応指導教室の確保・増設及びスクールソーシャルワーカーと心の相談員との連携 ◆ 児童発達支援センターの活用による児童生徒のアセスメント 	学校教育課
5	障がいのあるこどもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な支援を受けられる事業所の整備 ◆ 強度行動障害や医療的ケアに対応した事業所の整備 ◆ 障害児相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所等との連携による適切な支援 ◆ 日中一時支援事業の実施 ◆ 地域自立支援協議会に療育部会を設置 	障がい福祉課
6	療育支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ライフサポート事業の実施 ◆ 障害児相談支援事業所、児童発達支援センターの設置 ◆ 発達障がい等を診断できる関係機関の紹介 ◆ 公認心理師・臨床心理士等による巡回相談の実施 	障がい福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がいや療育が必要なこどもの早期発見、早期受診につなぐための関係機関との連携、支援実施 	こども家庭センター 健康づくり課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回相談を利用した療育等の必要なこどもの状況把握及び対応のための情報共有 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨 	幼児教育課

保護者の声

- ✓ 核家族、共働き家庭などは、こどもと過ごす時間や他のこどもと比較する時間も少ないため、正しい知識により教育現場で発見し、保護者に伝える、そこからが早期発見につながると思います。

6 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

すべての子どもたちが健やかに安心して生活できるように、虐待やいじめを受けている子どもやヤングケアラー等の把握に努め、相談体制や関係機関との連携体制の充実を図ります。

アンケート結果(子ども) P39.47

「ヤングケアラーを知っていますか?」という問いに、「聞いたこともあり内容も知っている」人が、全体の約34.2%(244人)、「聞いたことはあるが内容は知らない」人が30.7%(219人)、「聞いたことない人が35.2%(251人)で一番多くなっています。(回答者数714人)

☞ヤングケアラーについての理解促進、相談窓口の周知や実態把握に努めます。

ヤングケアラーとは…

“家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者”のことです。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子どもの抱える課題への対応	<ul style="list-style-type: none">◆ 全中学校に心の教室相談員・スクールソーシャルワーカーの配置◆ 小学校への校内教育支援センター配置検討◆ 不登校対策連絡会の開催◆ 不登校児の中学校卒業後の支援に関する会議の実施◆ 不登校児童生徒の居場所「ぴったんこ」の開催◆ 複雑多様化する児童相談に対応できるよう子ども家庭支援員の育成ときめ細やかな相談体制づくり◆ 統括支援員を中心に切れ目のない支援の提供	学校教育課 社会福祉課 社会福祉協議会 こども家庭センター
2	ヤングケアラーの把握と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none">◆ 学校におけるヤングケアラーの把握や早期発見のため実態把握調査を実施◆ 地域におけるヤングケアラーの把握、支援に向けた連携強化と相談窓口の周知	学校教育課 こども家庭センター
3	いじめ対策・予防体制の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ いじめや不登校の予防のための定量調査・対策・対策の成果の評価をセットにした教育プログラムの導入検討◆ いじめ把握を目的とした定期的なアンケート調査の実施◆ いじめ問題対策連絡協議会の開催◆ 生徒指導対策連絡会の開催	学校教育課

No	個別施策	取組内容	担当課
4	虐待の早期発見・早期対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 連絡なし欠席・連續した欠席及び長期欠席児童に対し、園より欠席理由の確認・自宅訪問 ◆ 学校の健康診断及び歯科検診の機会を利用した虐待の早期発見 ◆ 一定期間連絡の取れない不登校児童生徒への安否確認 ◆ 居所不明児への安否確認 	幼児教育課 学校教育課 こども家庭センター
5	虐待対策・予防体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者に対する情報提供、啓発、息抜きの場の提供 ◆ 健診や相談などの機会を利用した虐待の早期発見 ◆ 各種健診未受診者の全数把握 ◆ 産後ケアによる孤立した育児の予防 ◆ 予防・啓発活動の実施 ◆ 健診・相談時等における虐待リスクの把握 ◆ 体罰によらない子育ての推進・虐待に関する普及啓発 ◆ しつけやこどもへの接し方、子育ての悩み等の相談受付及びその広報、虐待通告(相談)の啓発 ◆ 相談などの機会を利用した虐待等の早期発見 	健康づくり課 こども家庭センター
6	虐待対策等の連携体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待や虐待疑いの兆候発見時の情報共有・危機管理体制の確保 ◆ 要保護児童に対し、伊豆の国市要保護児童・DV被害者等対策地域協議会で関係機関と支援方法について協議を実施 ◆ 関係各部署・組織の連携による支援の必要がある子育て家庭に関する情報提供・連絡調整 ◆ 保護者への訪問・電話等によるアウトリーチ ◆ ケース検討会の開催 ◆ 児童養護施設との連携・情報共有 	幼児教育課 学校教育課 健康づくり課 こども家庭センター
7	母子に対する虐待・ストーカーからの保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関と連携し、虐待・ストーカー等の被害を受けた母子の保護・支援の実施 ◆ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の対象者への支援継続を実施 	こども家庭センター
8	子どもを守る地域ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要保護児童対策調整機関の職員の専門性強化を図るための研修受講 ◆ 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応 ◆ 市民に向けた不登校・ひきこもり予防と理解の啓発 ◆ システムを活用した情報連携 	こども家庭センター 社会福祉課

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの自殺予防に向けた取組を推進し、住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように情報発信や安全対策等の充実を図ります。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	こども・若者の自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめを苦にしたこどもの自殺予防 ◆ 長期休業前後における自殺予防の推進 ◆ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやの活用 ◆ 不登校のこどもの支援(居場所の確保) ◆ SOSの出し方に関する教育の推進 ◆ 自殺対策推進のための体制整備の検討 ◆ 相談体制の整備・相談窓口の周知 	障がい福祉課 学校教育課 社会福祉課 こども家庭センター
2	こどもへの声掛け・安全確保のための見守り	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども110番の更新作業による参加の実態把握 ◆ コンビニエンスストア等、常時人がいる事業所・施設との協定締結による安全域拡大 	市PTA連絡協議会
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ あいさつ声掛け運動や青少年補導の実施 ◆ 地域の店舗を対象とした立入調査 ◆ 青少年育成会への助成及び協力 	生涯学習課
3	交通安全のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通安全運動、交通指導員会運営事業、青色防犯パトロール事業、各種講習会等の実施 ◆ 「子どもと高齢者の交通事故防止」の推進 	危機管理課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学校での交通安全教室の実施 ◆ 小学校の「交通安全リーダーと語る会」での安全点検マップの作成、危険箇所の確認 ◆ 登下校防犯プランに基づく学校・行政・地域の関係者での通学路の合同点検の実施 	学校教育課
4	迅速な避難体制とこどもの保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者等避難情報の提供 ◆ 同報無線・LINE等による防災情報等の配信 ◆ 避難確保計画の作成 	危機管理課

No	個別施策	取組内容	担当課
5	安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路や未就学児の移動経路における安全確保を目的とした「伊豆の国市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」を推進 ◆ 関係機関による合同点検の実施、路肩のグリーンベルトや転落防止策、歩道などのハード対策を実施 ◆ 対策後の効果検証と改善によるPDCAサイクルの継続的な展開、子どもの安全な移動環境の確保 	学校教育課 建設課 危機管理課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 夜間における犯罪を抑制し、地域の安全を確保するため、防犯灯の新設・修繕、街路灯修繕を適切に実施 	危機管理課 商工課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市公園内の定期パトロールや専門業者による遊具の定期点検等の実施 	都市計画課

市民の声

- ✓ 最近は、不審者情報が異常なほどに多いと思います。警察のパトロールにも限度があるため、地域の見守りの目は必要不可欠です。そのために、地域との交流までとはいかなくても、通学路にある住宅に年に1回挨拶をするなどして、こどもたちの顔を覚えてもらうのはどうかなと思いました。
- ✓ 地域の警察と地域住民、こどもなどが仲の良い地域は、犯罪などが非常に少ないと聞いたことがあります。多世代交流などを推進して、交流の輪を作ることによって、地域の目を増やしていくことができるのではないでしょうか。

第2節 ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

安心して妊娠・出産・育児ができるように、切れ目ない支援体制を整えるとともに、教育・保育環境の充実を図ります。

【具体的な取組】 妊娠・出産

No	個別施策	取組内容	担当課
1	妊娠期の支援の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 妊婦とその夫を対象としたパパママ学級の開催◆ 順天堂大学医学部附属静岡病院産科医と連携したパパママ学級での企画の評価・検討・改定◆ 母子健康手帳交付時等の面談・相談等の実施	健康づくり課
2	不妊治療助成	<ul style="list-style-type: none">◆ すべての不妊治療費用の一部に対する助成	健康づくり課
3	妊娠婦健診・乳幼児健診等の実施と相談の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 妊産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査の実施◆ 各種健診等の実施とフォロー◆ 健診に基づく医療・療育機関との連携・支援	健康づくり課
4	産後ケア事業の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保◆ 集団型産後ケアで保護者同士の交流を図り、産後うつや育児の孤立化を防止	健康づくり課

重点

【具体的な取組】 教育・保育

No	個別施策	取組内容	担当課
1	教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 幼稚園又は認定こども園における平日の預かり保育、長期休業中の預かり保育の実施◆ こども誰でも通園制度の開始◆ 事業所内保育を希望する事業主に対して、税制上の優遇措置などの情報提供◆ 未移行幼稚園の在園児保護者への副食費補助◆ 必要な保育士等を確保するため、保育士登録制度（幼保おたすけ人材バンク）などの活用◆ 市内保育所の認定こども園化の支援	幼児教育課
2	教育・保育の公開	<ul style="list-style-type: none">◆ 幼稚園・保育園・認定こども園での参観会実施	幼児教育課
3	病児・病後児の対応	<ul style="list-style-type: none">◆ 近隣市町と共同委託での病児・病後児保育の実施◆ 委託先病院との情報共有◆ 新たな病児・病後児保育施設の拡充	幼児教育課

No	個別施策	取組内容	担当課
4	保育所等の施設整備、環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育、教育の質の向上を目指すため、保育所等を運営する民間団体等が移転・建替えを行う場合の費用の一部を補助 ◆ 保育所等の設備機能強化 空調設備の機能強化 照明設備の機能強化(LED照明化等) ◆ 保育室等への空調整備による熱中症対策の実施 	幼児教育課
5	こども家庭センター(児童福祉機能)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育ての悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じた支援の実施 ◆ 家庭児童相談員の質の向上、複雑化する相談内容に対応するための研修参加 	こども家庭センター
6	幼稚園、保育園、認定こども園での多様な経験の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園での生き物の飼育を通して責任感や命の尊さを学ぶ ◆ 園児とシニアクラブ会員との世代間交流の推進 	幼児教育課
7	多文化共生の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際交流員・ALT・国際交流協会員等を活用した外国人とのふれあいの機会の提供 	幼児教育課
8	英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園へのALT配置による切れ目のない英語教育の推進 ◆ 私立の保育園、認定こども園が実施する英語教育への費用補助 	幼児教育課
9	地域から学ぶ機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域への園行事参加の呼びかけ ◆ 園児の地域イベント等への参加の呼びかけ ◆ 地域行事について園と情報共有 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会の実施 ◆ 園庭開放により「地域に開かれた園」を実行 	幼児教育課
10	図書館(幼児図書室等)の施設整備、環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもたちが快適・安全に利用できる環境づくりの推進 ◆ 照明設備の整備(LED照明化等) ◆ 歩廊の整備 ◆ その他必要な施設・環境の整備 	生涯学習課

未就学児の保護者の声

- ✓ それぞれの家庭の状況に寄り添った保育園やこども園、また伊豆の国市であると、より私たち保護者は安心し、こどもに対しても心に余裕をもって関わっていけると思います。
- ✓ 育児する母親にとって、話せる人が誰かいて、その誰かを選べるようにする必要がある。みんな誰だって誰かに必要とされていて、そのまでいいんだよといってくれる場所、人が必要。
- ✓ こどもが幼稚園での英語の時間が大好きです。楽しく英語に楽しめる機会をありがとうございます。

2 学童期・思春期(小学生から18歳まで)

子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実を図り、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	学校教育の発達の状態に応じた支援	◆ 学習生活支援員・特別支援学級支援員の適正配置 ◆ 通級指導教室の実施	学校教育課
2	教員の資質向上の推進	◆ 研修会・連絡会の開催	学校教育課
3	主体的で対話的な深い学びの場づくり	◆ 教員の資質向上及びICT環境の整備・活用 ◆ こどもたちが主体的に考え、行動し、対話的に学ぶ授業の実施	学校教育課
4	教育・保育の公開	◆ 小中学校での参観会実施	学校教育課
5	地域から学ぶ機会の確保	◆ 地域の歴史・自然環境・地場産業体験の実施 ◆ 小学校3・4年生向け社会科副読本「私たちの伊豆の国市」の有効活用 ◆ コミュニティスクールの設置・運営 ◆ 地域人材を活用した体験授業の実施 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会	学校教育課 幼稚教育課 学校教育課
6	小中学生のキャリア教育の推進	◆ 多様な職業を理解するための職場体験を実施 ◆ キャリアパスポートを活用した小・中学生のポートフォリオ作成の実施	学校教育課
7	幼児の発達段階に関する教育	◆ 中学生の保育園・幼稚園訪問による交流機会の提供	学校教育課 幼稚教育課
8	薬物・妊娠期の喫煙についての啓発	◆ 危険ドラッグ・妊娠期の喫煙に関する授業の実施 ◆ 同授業内容についての養護教諭連絡会での評価	学校教育課
9	幼稚園、保育園、認定こども園における中高生の就業体験学習の受け入れの拡充	◆ 中高校生の体験学習の積極的な受け入れ ◆ 受け入れた生徒の感想を共有し、体験内容の充実を図る ◆ 学生ボランティアの受け入れ体制整備	幼稚教育課
10	英語教育の推進	◆ 小中学校へのALT配置による切れ目のない英語教育の推進 ◆ 英語検定受験料の半額補助	学校教育課

重点

No	個別施策	取組内容	担当課
11	多文化共生の理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際交流員・国際交流協会員等を活用した外国人とのふれあいの機会の提供 ◆ 友好都市モンゴル国ウランバートル市ソンギノハイルハン区との交流 ◆ 友好都市アメリカ合衆国カリフォルニア州マリーナ市との交流 	協働まちづくり課
12	こども家庭センター(児童福祉機能)の充実 【再掲】 重点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育ての悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じた支援の実施 ◆ 家庭児童相談員の質の向上、複雑化する相談内容に対応するための研修参加 	こども家庭センター
13	教育施設の施設整備、環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ等の施設・設備機能強化(LED照明化等の実施) 	教育施設整備課 学校教育課
14	居場所づくりの推進 重点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援拠点施設(令和10年度開館予定)を拠点に、地域と連携した居場所づくりの推進 ◆ こどもや保護者等の声を取り入れ、事業を実施 	こども家庭センター

子どもの居場所とは…

子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性すべてが、子ども・若者にとっての居場所になります。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間など多様な場であり、子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかによります。そのために、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って、子どもたちとともに居場所づくりに取り組みます。

子ども・若者の声(あつたらいいなと思う場所)

- ✓ 友達とたくさんのおしゃべりできる場所
- ✓ 屋内、屋外で思いきり遊べる場所
- ✓ ひとりで静かに過ごせる場所
- ✓ こどもも大人もリラックスできる場所
- ✓ 高校もあるので、みんなが寄り道できるようなまちづくりを希望します。

保護者の声(子どもの居場所)

- ✓ 幅広い年齢層で利用できる施設などあるとよい。
- ✓ 猛暑や雨の時でも、子どもを屋内で遊ばせることができる施設を充実してほしい。
- ✓ 放課後や長期休みに、公民館で勉強や遊びスペースを開放してほしい。
- ✓ 公民館や廃園になる幼稚園施設、学校の空き教室などをもっと活用してほしい。
- ✓ 子どもの居場所を増やすのは良いが、子どもたち自身の安全マナーをちゃんと教育すべき。
- ✓ 地域で子どもの居場所を作っていくならば、学校を通じて子どもに周知したり、防災拠点として施設を使うなどして地域と連携してほしい。
- ✓ 地域の方が講師となって、伝統的な行事を開催してもらえると、地域交流につながったり、子どもたちが地域の伝統を学んだりする機会になると思う。
- ✓ 子育て支援拠点施設が、イベントやマルシェ、ワークショップなどで子どもたちと地域をつなぐ場所になれば、地域の活性化にもなるし、子育てのしやすいまちづくりになると思います。

3 青年期

就労や結婚を希望する若者を支援します。

アンケート結果(若者) P46

結婚している人以外に、「今後結婚したいと思いますか」という問い合わせをしたところ、「結婚したい」人が52.1%(123人)、「わからない」人が34.3%(81人)となりました。**(回答者数236人)**

結婚したい人が考える「結婚に必要な支援」としては、「育児休業・短時間勤務制度などの充実」が最も多く、78%(96人)、「雇用・労働条件の改善」が69.1%(85人)、結婚費用や住宅費用の助成を希望する多く、家庭(育児)と仕事の両立や生活(経済面)への不安を感じていることがわかります。また、出会い系や結婚相談の場の提供も求められています。**(複数回答可・回答者数123人)**

出会い系の場の提供、就職活動支援や働きながら子育てができる環境づくりを推進するための啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	出会い系の場を確保 重点	◆ 県と市町が運営する公的な結婚支援拠点であるひじのくに出会い系サポートセンターと連携し、婚活イベントの開催や情報提供などの実施	企画課
2	企業誘致の推進	◆ 市内へ進出を希望する企業に対し、関係機関と連携しながら用地や制度について情報提供を実施	商工課
3	就職活動支援・就労意欲維持支援	◆ 年1回合同就職説明会「伊豆おシゴトさがしフェア」を近隣市町と共同開催 ◆ 託児など女性が参加しやすい仕組みの検討	商工課
		◆ ひきこもり等、様々な事情による就労困難者に対する支援の実施	社会福祉課
4	創業支援	◆ 「伊豆の国創業塾」の支援 ◆ 創業者への経済的支援(補助金・利子補給)	商工課
5	障がい者雇用の促進	◆ 特別支援学校在校生対象の移行支援会議への参加 ◆ 地域自立支援協議会による課題の協議及び解決策の検討 ◆ 地域自立支援協議会就労部会による普及啓発活動	障がい福祉課

第3節 子育て当事者への支援に関する施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活、子育てができるよう支援します。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	児童手当の支給	◆ こどもを産み、育てやすいよう、国が定める規定に基づいた児童手当の支給	こども家庭センター
2	こども医療費助成	◆ 高校生相当年齢までこどもが入院・通院等した場合の保険診療分の医療費及び入院時食事療養費の助成	こども家庭センター
3	保育料の軽減	◆ 保育園、認定こども園の0～2歳児クラスの保育料について、多子軽減による年齢制限を撤廃し、世帯所得や上の子の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料	幼児教育課
		◆ 放課後児童クラブを児童2人が同時に利用する場合は、2人目が半額、3人が同時に利用する場合は3人目を無料	学校教育課
4	遠距離通学・通園費補助金	◆ 市内の中学校、幼稚園等に通うお子さんのうち、市内の自宅から基準の学校・園までの距離が既定の距離を超える場合、通学、通園費を補助	幼児教育課 学校教育課
5	市営住宅の確保	◆ 住宅に困窮する子育て世帯を含む低額所得者に対する低廉な家賃で賃貸する住宅の運営 ◆ 次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックの形成	管財営繕課

重点

2 地域子育て支援・家庭教育支援

多様なネットワークを活用し、地域全体で子育てを支援し、子どもの居場所づくりを推進します。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	地域子育て支援センター等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未就学児やその保護者の相互交流の促進 ◆ 18歳以下の児童の遊びを通じた支援の実施 ◆ 既存施設の見直し、機能統合等の検討 ◆ 子育ての相談・情報提供の実施 	こども家庭センター
2	子育て支援拠点施設の整備と居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 0歳から18歳までの子どもが利用できる施設を整備し、様々な体験機会の提供や子どもの居場所づくりを推進 ◆ 地域との連携、多世代交流の場づくりを推進 ◆ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備（廃園を活用した子育て支援拠点施設の整備） ◆ 旧田京幼稚園の活用（令和9年度供用開始） ◆ 旧共和幼稚園の活用（令和10年度供用開始） 	こども家庭センター 生涯学習課
3	家庭教育支援員による家庭教育に関する相談などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭教育支援員の拡充 ◆ 保護者に対し家庭教育に関する相談などを行う家庭教育支援員を活用した事業の実施（ちょこっトーク等） 	生涯学習課
4	家庭教育託児員（こあら隊）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭教育託児員の拡充 ◆ 事業実施に伴う家庭教育託児員の有効活用 	生涯学習課
5	ファミリーサポートセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ファミリーサポートセンター事業の周知 ◆ 子育てサポーター養成講座の開催 ◆ ファミサポだよりの発行、会員交流会等の充実 ◆ 会員間の顔の見える関係を促進するための取組実施 	こども家庭センター
6	子育て応援アプリの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関、予防接種等の子育て世帯向け情報発信の一元化 ◆ 子育て世代向けのイベントやサービスなどの情報提供 	健康づくり課 企画課
7	子育て支援サービスの情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の子育て支援策を体系化して整理し、広報・WEB等による効果的な周知の実施 ◆ 広報、市ホームページ、市SNSを利用した情報発信 ◆ 赤ちゃん休憩室の設置・広報 ◆ 市内団体等の子育て支援の取組の紹介 	企画課 こども家庭センター

No	個別施策	取組内容	担当課
8	子育て世代の集まる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集団型産後ケア事業による交流の場の提供(こころ湯る～り講座、Moms Salon等の開催) ◆ こども食堂の運営と活動支援 ◆ 多世代交流事業「土曜日の子どもの居場所」実施 ◆ おもちゃ図書館の充実 ◆ 子育て支援講演会の開催 ◆ こどもの発達に不安を抱える親子に対する相談「道具の使い方教室」の開催 	健康づくり課 社会福祉協議会
		重点	
9	放課後児童クラブの運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ事業の実施、必要に応じた学校の空き教室の利用、児童支援員の養成 ◆ 指定管理者制度による民間事業者へ管理・運営の委任 	学校教育課
10	多世代交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者施設等での障害児支援事業の実施 ◆ 地域活動支援センター事業による共生型サービスの拡大 ◆ 障害児通所(入所)施設への一般住民を招待したイベントの開催 ◆ 地域の高齢者サロン・福祉施設等への園児の訪問 ◆ 幼稚園、保育園等へのおじいちゃん先生の配置 	障がい福祉課 幼児教育課
11	子育てしやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てに関するサービス機能の集約 ◆ 日常生活の移動手段となる公共交通の維持 	都市計画課 協働まちづくり課
12	都市公園のこども・子育て支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インクルーシブ遊具の整備 ◆ ベビールーム・授乳コーナーの設置 ◆ 防犯カメラの設置 ◆ その他必要な施設・環境の整備 	都市計画課

市民の声

- ✓ 子どもの話をしっかりと聞いてくれる大人の存在が必要。
- ✓ 子どもの居場所は、子ども同士の関わりももちろん大事だと思いますが、地域の人やボランティアの方々などいろいろな年代の人たちが関わって成り立つものだと思います。いろいろな体験を通して地域の人やお年寄りとの関わりがあっても素敵だなと感じました。
- ✓ 保護者だけでなく、地域の大人が子育てを支援する。「地域の子どもは地域で育てる」ことに協力いただけることを増やすことが必要。

3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男女共同参画を推進し、仕事と家庭を両立できる子育て環境の良いまちづくりを目指します。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	男性の子育て参加意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">◆ パパママ学級への父親の参加の呼びかけを実施◆ 地域子育て支援センター等での父親が利用しやすい環境づくり、イベント等の開催	健康づくり課 こども家庭センター
2	事業所内保育の推奨・支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業所内保育を希望する事業主への税制上の優遇措置などの情報提供	幼児教育課
3	就職活動支援・就労意欲維持支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 年1回合同就職説明会「伊豆おシゴトさがしえア」を近隣市町と共同開催◆ こども連れでも参加しやすい仕組み(託児など)の検討	商工課
4	働きながら子育てできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none">◆ 市内事業所に対して「育児・介護休業法」の趣旨及び内容の啓発◆ 子育て期間中の残業時間の縮減やこどもが生まれたときの父親の休暇取得の促進、男性の育児休暇の取得促進など、啓発資料による事業所への働きかけ◆ 育児休暇や短時間勤務を取りやすい環境づくりについてなど、啓発資料による事業所への働きかけ	商工課

子育て当事者の声

- ✓ 育児と仕事を両立したくても(仕事が)なかなかなく、見つかっても安定した雇用がされず困っています。
- ✓ 核家族への子育て支援、男性の育児参加や理解への啓発、企業への(家事育児参加のための)定時退社促進をお願いします。
- ✓ 育児休暇とまでは言わなくても、幼稚園・保育園、病院の送迎などわずかな時間に仕事を抜けだして育児に参加する方法を推奨するはどうでしょうか？
- ✓ 夫が育休を取ってくれるのは、共に育児をしていく上で大事なことだと思います。自分で経験をしないと育児を理解することはできず、母の孤独感は消えません。

4 ひとり親家庭への支援

困難な状況にある子どもや保護者、ひとり親家庭が、安心して希望を持って健やかに成長できるよう、就労支援や経済的な支援を行います。

【具体的な取組】

No	個別施策	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭の支援 【再掲】	<ul style="list-style-type: none">◆ 児童扶養手当の支給◆ 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度の周知・受付◆ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業の実施◆ 対象家庭への制度の周知	こども家庭センター
2	就労支援	<ul style="list-style-type: none">◆ くらし相談窓口による生活困窮に関する相談の対応◆ 貧困世帯等に対する就労支援及び家計改善支援事業の実施	社会福祉課
3	就学援助 【再掲】	<ul style="list-style-type: none">◆ 就学援助の認定可否の審議及び特別支援教育就学奨励の支給可否の判定◆ 入学通知書の送付時・児童扶養手当申請時・入学説明会等での制度の周知◆ 対象家庭に対する更なる制度周知と申請支援の実施	学校教育課

ひとり親の声

- ✓ 市町が取り組んでいる、ひとり親が働きやすい環境整備もありますが、実際には企業、会社によっては理解度が低く、「ひとり親家庭の親」が職場で活躍できない現状も目の当たりにしてつらい経験もしてきました。ひとり親家庭や共働き家庭の子どもたちが寂しい思いを乗り越えて、前に進める自立支援のような取組があつたらいいなと感じました。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市だけではなく、地域、民間事業者や関係団体、市民と連携して取り組んでいきます。

第2節 こども・若者の社会参画・意見反映

こどもや若者とともに社会をつくるという認識のもと、こども・若者が安心して意見を述べることができる場づくりや、意見を事業に反映できる体制づくりに努めます。

第3節 数値目標（指標）の設定

指 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1 ライフステージを通じた施策		
自分の命が守られ安心してくらしていると感じているこどもの割合 (P40)	97.2% (小・中学生)	100%
「居場所」のあるこども・若者の割合 (P37.44)	98.6% (小・中学生) 97.4% (若者)	100%
2 ライフステージ別の施策		
心配事や悩みがあるときに、相談をしたり、悩みを話せる人がいると思うこどもの割合 (P38.45)	76.3% (小・中学生) 74.9% (若者)	100%
3 子育て当事者への支援に関する施策		
子育て(教育)について相談できる人がいる人の割合 (P21.29)	91.7%(未就学児の保護者) 87.2%(就学児童の保護者)	100%
地域の子育て環境や支援への満足度 (P24.30)	35.8%(未就学児の保護者) 41.3%(就学児童の保護者)	70%

第4節 計画の進捗管理・評価

本計画の推進に当たっては、学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者によって構成される子ども・子育て会議において、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方方に沿って、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進捗管理や見直しを行います。

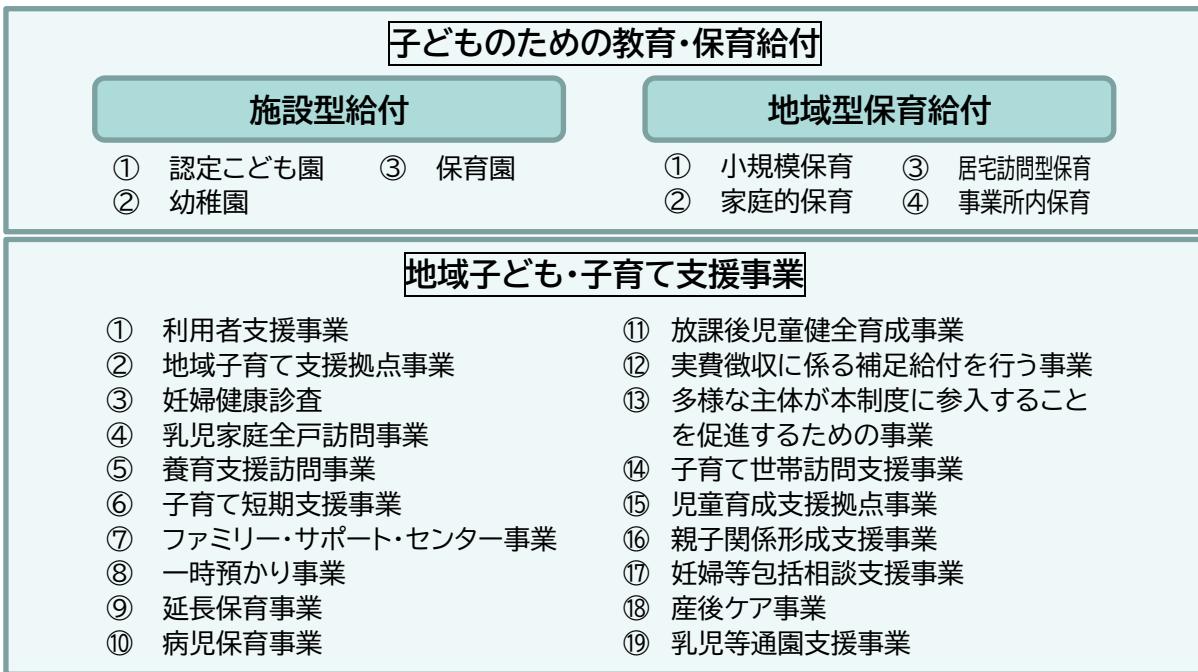
第6章 子ども・子育て支援事業

第1節 子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分

子ども・子育て支援事業計画に伴う認定区分

(1) 子ども・子育て支援事業制度の枠組み

子ども・子育て支援事業制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されています。



(2) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは次のようにになります。

認定区分		対象者	対象事業
1号認定	教育標準時間認定	2号認定以外の満3歳以上の小学校就学前の子ども	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳以上の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳未満の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育

(3) 区域（圏域）の設定

本市は平成17年4月に合併して伊豆の国市として誕生して以来、一体的に行政活動を行ってきました。この経緯を踏まえ、子ども・子育て支援についても市全体を1つの区域として取り組んでいきます。

第2節 教育・保育施設

将来児童数

(単位:人)

	将来推計値				
	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
0歳	190	182	174	167	160
1歳	226	219	212	205	199
2歳	255	247	240	233	226
3~5歳	750	705	663	623	585
6~8歳	910	875	798	770	724
9~11歳	1,173	1,054	990	910	875

1～3号認定未就学児の量の見込み

(1) 1号認定

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	423	367	357	338	275	282				
①量の見込み	411	331	270	266	262	274	237	222	199	178
2号認定(保育) (幼稚園+預かり保育)	80	80	80	80	80	90	90	90	90	90
①量の見込み・計	491	411	350	346	342	364	327	312	289	268
②確保数値・計	977	977	977	977	977	754	414	414	414	414
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	977	977	977	977	977	754	414	414	414	414
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	486	566	627	631	635	390	87	102	215	236

(2) 2号認定

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	558	556	518	523	498	480				
①量の見込み	628	648	645	642	634	476	458	441	424	407
②確保数値・計	648	648	648	648	648	510	510	510	510	510
特定保育施設・計	567	567	567	567	567	509	509	509	509	509
特定教育・保育施設 (認定こども園)	257	257	257	257	257	265	265	265	265	265
特定教育・保育施設 (保育園)	310	310	310	310	310	244	244	244	244	244
2号認定(保育) (幼稚園+預かり保育)	80	80	80	80	80	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	20	0	3	6	14	34	52	69	86	103

(3) 3号認定(0歳)

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	36	26	27	37	29	24				
①量の見込み	101	101	101	101	101	29	30	30	30	30
②確保数値・計	101	101	101	101	101	80	80	80	80	80
特定保育施設・計	57	57	57	57	57	58	58	58	58	58
特定教育・保育施設 (認定こども園)	11	11	11	11	11	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設 (保育園)	46	46	46	46	46	34	34	34	34	34
特定地域型保育	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
認可外保育施設	38	32	32	32	32	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	51	50	50	50	50

(4) 3号認定（1歳）

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	311	313	307	280	310	115				
①量の見込み	296	296	296	296	296	154	154	153	153	153
②確保数値・計	299	302	302	302	302	161	161	161	161	161
特定保育施設・計	266	266	266	266	266	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設 (認定こども園)	92	92	92	92	92	52	52	52	52	42
特定教育・保育施設 (保育園)	174	174	174	174	174	78	78	78	78	37
特定地域型保育	13	26	26	26	26	16	16	16	16	16
認可外保育施設	20	10	10	10	10	15	15	15	15	15
②-①	3	6	6	6	6	7	8	8	8	8

※令和2年度～令和6年度の実績値は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算した数値である。

(5) 3号認定（2歳）

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	311	313	307	280	310	150				
①量の見込み	296	296	296	296	296	173	176	174	174	174
②確保数値・計	299	302	302	302	302	180	180	180	180	180
特定保育施設・計	266	266	266	266	266	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設 (認定こども園)	92	92	92	92	92	68	68	68	68	68
特定教育・保育施設 (保育園)	174	174	174	174	174	88	88	88	88	88
特定地域型保育	13	26	26	26	26	14	14	14	14	14
認可外保育施設	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10
②-①	3	6	6	6	6	7	4	6	6	6

※令和2年度～令和6年度の実績値は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算した数値である。

(6) 3号認定（1、2歳）の保育利用率

【幼児教育課】

(単位:%)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1歳実績	53.1	57.0	59.5	58.7	53.8	58.4				
見込み	—	—	—	—	—	68.1	70.3	72.2	74.6	76.9
2歳実績	53.1	57.0	59.5	58.7	53.8	65.2				
見込み	—	—	—	—	—	67.8	71.2	72.5	74.6	77.0

(利用率=保育利用者数÷総児童数)

※令和2年度～令和6年度は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算して求めた数値

(7) 教育保育の一体的提供と推進体制

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化に対応できる施設であり、本市では、私立園2園及び公立園1園が認定こども園に移行しています。また、私立保育園から認定こども園への移行に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえ支援を行うものとします。公立の保育園、幼稚園については私立保育園の意向動向と見込み量をもとにした需給調整を行うために、今後も隨時検討していきます。

② 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携について

地域型保育事業を利用する子どもが満3歳以降も引き続き教育・保育が受けられるよう、事業者及び保護者に対して認定こども園、幼稚園、保育園について情報提供を実施し、円滑な接続を実施していきます。

③ 教育・保育施設と小学校等との連携について

いわゆる幼保こ小接続のため、関係機関が研修会・連絡会などの情報共有を行うとともに、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会を開催し、相互理解を深め、連携体制の充実に取り組みます。

(8) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行い、円滑な実施の確保に向けた取組をしていきます。

また、子育てのための施設等利用給付の給付申請に際し、過誤請求・支払いの防止のための適切な方策を準備するとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示など、県との連携や情報共有を図り、適切に実施していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 延長保育事業

保護者の勤務や家庭の事情などにより保育を必要な児童に、午後7時まで保育を提供する。

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	118	134	136	125	120					
①量の見込み	182	183	184	185	186	200	200	200	200	200
②確保数値	182	183	184	185	186	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 放課後児童健全育成事業

小学校の授業終了後や長期休暇期間中に、保護者が仕事などにより、家庭での児童の生活指導等が困難な場合に、保護者に代わって児童の生活指導や遊びの指導を行う。

【学校教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	456	469	491	482	447	412				
内訳	低学年1~3年生	387	401	427	400	364	342			
	高学年4~6年生	69	68	64	82	83	70			
①量の見込み	509	507	505	503	501	435	413	378	365	348
内訳	低学年1~3年生	425	423	421	420	419	361	346	316	305
	高学年4~6年生	84	84	84	83	82	74	67	62	58
内訳学年別	1年生	169	168	167	167	166	139	132	109	122
	2年生	142	142	141	141	141	122	118	113	93
	3年生	114	113	113	112	112	100	96	94	90
	4年生	68	68	68	68	67	57	49	47	44
	5年生	14	14	14	13	13	15	16	13	13
	6年生	2	2	2	2	2	2	2	1	1
②確保数値	509	509	509	527	527	527	527	527	527	527
②-①	0	2	4	6	8	92	114	149	162	179

※ 空き教室の利用などにより、申し込みに対応する体制を整えています。

3 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・社会的事由等、または、平日の夜間や休日に不在となり一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院・児童養護施設等で短期的に預かる。(宿泊も可)

【こども家庭センター】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ショートステイ)実績	—	—	—	—	—					
①量の見込み	—	—	—	—	—	28	28	28	28	28
②確保数値	—	—	—	—	—	28	28	28	28	28
②-①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
(トワイライトステイ)実績	—	—	—	—	—					
① 量の見込み	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②確保数値	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②-①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
(休日預かり事業)実績	—	—	—	—	—					
①量の見込み	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②確保数値	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②-①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

4 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。

【こども家庭センター】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	4,253	3,972	6,849	16,109	18,859					
①量の見込み	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589	16,432	16,596	16,761	16,928	17,097
②確保数値	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589	16,432	16,596	16,761	16,928	17,097
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、教育時間以外にも保育を必要とする児童に対し、保育を実施する。

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	15,525	19,531	21,733	23,087	17,472					
①見込み量・計	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964	34,311	36,026	37,827	39,718	41,703
1号認定による利用	1,200	1,139	1,065	1,048	1,035	1,110	1,165	1,223	1,284	1,348
2号認定による利用	25,163	32,023	31,236	31,064	30,928	33,201	34,861	36,604	38,434	40,355
②確保数値・計	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964	34,311	36,026	37,827	39,718	41,703
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 一時預かり事業（幼稚園型以外）

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する。

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	946	892	883	863	1,552					
①見込み量	1,095	1,078	1,062	1,046	1,030	1,500	1,410	1,325	1,245	1,171
②確保数値・計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ファミサポ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一時預かり事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①	405	422	438	454	470	0	90	175	255	329

7 病児保育事業

児童が病気で幼稚園や保育園などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かる。

【幼児教育課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	125	286	313	443	420					
病児病後児対応型	125	286	313	443	420					
体調不良児対応型	0	0	0	0	0					
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0					
①量の見込み	239	244	248	252	257	450	450	450	450	450
②確保数値・計	257	257	257	257	257	450	450	450	450	450
病児病後児対応型	257	257	257	257	257	450	450	450	450	450
体調不良児対応型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、市がこれを支援する(登録事務、マッチング等を実施)。

【こども家庭センター】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	330	313	186	219	327					
未就学児	114	115	73	68	114					
就学児	216	198	113	151	213					
①量の見込み	381	455	528	602	675	239	250	261	274	287
未就学児	279	333	386	441	494	74	77	80	84	88
就学児	102	122	142	161	181	165	173	181	190	199
②確保数値	381	455	528	602	675	239	250	261	274	287
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施する。本市では区域(圏域)を分けず、また、他の地域子ども・子育て支援事業との連携を考慮し、見込み箇所数は1箇所とする。

【こども家庭センター】

(単位:箇所)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績箇所数	1	1	1	1	1					
①見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10 妊婦健康診査

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担する。なお、全妊婦に対して実施するため、確保数値は割愛する。

【健康づくり課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	対象者数	262	254	207	196	182				
	年間延人数	2,852	3,192	2,530	2,402	2,242				
	見込み対象者数	281	274	268	260	253	174	169	164	159
	①見込み量	3,091	3,014	2,948	2,860	2,783	2,123	2,062	2,001	1,940
										1,879

※ 実績対象者数は、妊娠届の届出数。健診実績:1人あたり12回

11 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。なお、全乳児家庭に対して実施するため、確保数値は割愛する。

【健康づくり課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	221	234	210	198	194					
①見込み量	281	274	268	260	253	168	159	151	144	136

12 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。

【こども家庭センター】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	0	0	0	0	0					
①見込み量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※養育支援訪問事業としては実施なし

13 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭等への訪問・支援により養育環境を整える。

【こども家庭センター】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	-	-	-	-	-					
① 見込み量(延人数)	-	-	-	-	-	204	204	204	204	204
② 確保方策(延人数)	-	-	-	-	-	210	210	210	210	210

14 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対する場の提供等の支援を行う。
【こども家庭センター】 (単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	-	-	-	-	-					
① 見込み量(実人数)	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

※児童育成支援拠点事業としては実施なし

15 親子関係形成支援事業

子育てに悩みを抱えている保護者と児童に対し、講義等を通じ情報提供・情報交換・相談等の支援を行う。

【こども家庭センター】 (単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	-	-	-	-	-					
① 見込み量(実人数)	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

※親子関係形成支援事業としては実施なし

16 妊婦等包括相談支援事業

利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)の既存型に加えて新型を創設。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等に必要な情報提供等を行う。

なお、全妊産婦に対して実施するため、確保数値は割愛する。

【健康づくり課】 (単位:回)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	-	-	-	-	-					
① 見込み量	-	-	-	-	-	358	348	338	328	318

17 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

【健康づくり課】

(単位:人)

	実績値						量の見込みと確保数値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	-	-	-	-	347					
① 見込み量(延人数)	-	-	-	-	-	344	354	366	378	392
② 確保方策(延人数)	-	-	-	-	-	134	141	150	159	170

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業。

【幼児教育課】

(単位:人)

		実績値						量の見込みと確保数値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	実績	-	-	-	-	-					
	量の見込み	-	-	-	-	-	0	9	8	8	7
	確保方策	-	-	-	-	-	0	9	8	8	7
1歳児	実績	-	-	-	-	-					
	量の見込み	-	-	-	-	-	0	4	3	3	3
	確保方策	-	-	-	-	-	0	4	3	3	3
2歳児	実績	-	-	-	-	-					
	量の見込み	-	-	-	-	-	0	5	4	3	3
	確保方策	-	-	-	-	-	0	5	4	3	3

【体制の確保方策】

- ・地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- ・幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

資料編

1 伊豆の国市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

(敬称略)

No.	委員要件	氏名	所属団体・機関等
1	子どもの保護者	柿島 圭吾	伊豆の国市立保育園 保護者の代表
2	子どもの保護者	紅林 彩	伊豆の国市立幼稚園 保護者の代表
3	子どもの保護者	岩田 康孝	伊豆の国市立小学校 保護者の代表
4	事業主代表	高野 誠	伊豆の国市商工会
5	労働者代表	下山 祐二	田方地区労働者福祉協議会
6	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	渡邊 元浄	私立じょうれんじこども園 楽生・寿光
7	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	小林 弘之介	私立ちとせ保育園
8	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	笹沼 美幸	伊豆の国市社会福祉協議会
9	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	清水 照子	伊豆の国市教育委員会
10	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	西島 知彦	伊豆の国市社会教育委員会
11	その他市長が適当と認める者	木口 志津	伊豆の国市民生児童委員協議会

(2) 伊豆の国市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、伊豆の国市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(一部改正[令和5年条例16号])

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項の事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(一部改正[令和5年条例16号])

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中、民生委員推薦会の委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額10,000円 半日額6,000円
--------------	------------------------

附 則(令和5年9月4日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

2 こども・子育て支援事業債活用事業一覧

【具体的な取組】 ※令和8年度～令和10年度の間に実施予定

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て支援拠点施設の整備と居場所づくりの推進 (P68)	◆ 0歳から18歳までのこどもが利用できる施設を整備し、様々な体験機会の提供や子どもの居場所づくりの推進 ◆ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備（廃園を活用した子育て支援拠点施設の整備） 旧田京幼稚園の活用（令和9年度供用開始） 旧共和幼稚園の活用（令和10年度供用開始）	こども家庭センター 生涯学習課
2	都市公園のこども・子育て支援機能強化 (P69)	◆ インクルーシブ遊具の整備 ◆ ベビールーム・授乳コーナーの設置 ◆ 防犯カメラの設置 ◆ その他必要な施設・環境の整備	都市計画課
3	保育所等の施設整備、環境整備の推進 (P63)	◆ 保育、教育の質の向上を目指すため、保育所等を運営する民間団体等が移転・建替えを行う場合の費用の一部を補助 ◆ 保育所等の設備機能強化 空調設備の機能強化 照明設備の機能強化(LED照明化等)	幼児教育課
4	教育施設の施設整備、環境整備の推進 (P65)	◆ 放課後児童クラブ等の施設・設備機能強化(LED照明化等の実施)	教育施設整備課 学校教育課
5	図書館（幼児図書室等）の施設整備、環境整備の推進 (P63)	◆ こどもたちが快適・安全に利用できる環境づくりの推進 ◆ 照明設備の整備(LED照明化等) ◆ 歩廊の整備 ◆ その他必要な施設・環境の整備	生涯学習課

伊豆の国市こども計画

令和8年3月

【発行】

伊豆の国市健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の6（大仁庁舎）

電話 0558-76-8008 FAX 0558-76-8029